



一般社団法人日本私立看護系大学協会

40周年 記念誌

JAPAN SOCIETY OF PRIVATE COLLEGES AND UNIVERSITIES OF NURSING

2016



一般社団法人日本私立看護系大学協会

一般社団法人日本私立看護系大学協会結成

40周年 記念誌 2016

一般社団法人日本私立看護系大学協会

JAPAN SOCIETY OF PRIVATE COLLEGES AND UNIVERSITIES OF NURSING

Contents

巻頭言

40 周年記念誌の発刊にあたり	1
-----------------	---

ご挨拶

日本私立看護系大学協会 40 年のあゆみ	2
----------------------	---

日本私立看護系大学協会 40 周年記念式典

プログラム	3
祝辞	4
40 周年記念講演	
看護師のための質と安全の教育 (QSEN) : 看護実践を変える教育改革	7
シンポジウム	
看護実践をかえるためのカリキュラム改革	10
40 周年記念祝賀会プログラム	17

特別寄稿 19

記念座談会

I 日本私立看護系大学協会の過去・現在・未来	23
II 私立大学における看護学教育を展望する	37

資料

協会活動一覧	49
研究助成・奨励賞等一覧	79
一般社団法人 日本私立看護系大学協会 加盟校一覧	92
一般社団法人 日本私立看護系大学協会 定款	97
日本私立看護系大学協会 役員名簿	106
40 周年記念事業準備委員会委員一覧	111
40 周年記念行事を終えて	112
編集後記	113

巻頭言

40 周年記念誌の
発刊にあたり

日本私立看護系大学協会会長

井部 俊子



一般社団法人日本私立看護系大学協会は、日野原重明現名誉会長をはじめとしたリーダーシップのもとに1976（昭和51）年に設立されました。当時の加盟校は11校であり、大学が2校、短期大学が9校という構成でした。その後、看護系大学の設置・増設が急速に進み、20周年時には37校、30周年時には77校、40周年時の現在は170校となりました。

設立時は、看護学を含めた保健医療の学術的・実践的進歩と看護に対する社会の要請に応えるべく、建学の精神を全うするための課題解決に向けて、各種調査や生涯教育のための看護リフレッシュコースの開催、看護師国家試験問題に関する意見書を厚生労働省に提出するなどの事業を行っていました。

その後、2007（平成19）年には、事務所を市ヶ谷に移転して活動の拠点を固め、2009（平成21）年には法人化し、一般社団法人となりました。定款第3条にはその目的が示されています。一般社団法人日本私立看護系大学協会は、「わが国の看護学教育・研究機関としての私立看護系大学の重要性に鑑み、私立看護系大学の教育・研究および経営に関する研究調査ならびに会員相互の提携と協力によって、私立看護系大学の振興を図り、その達成に寄与し、もって我が国の看護および看護学教育・研究の進歩発展に貢献する」と規定しています。

2010（平成22）年には将来構想検討委員会を立ち上げ、本協会の役割と機能の強化に向けた財政的支援の獲得、加盟校の教育の質保証、新任教員を対象とした研修事業のあり方を検討しています。

2016（平成28）年には、本協会に加盟する看護系大学は156校となり、我が国の看護系大学の63%を占めています。少子高齢社会の我が国において、私学がいかにして質の高い専門職業人を育成するかが、今後の我が国の保健医療・看護の発展の鍵を握っているといっても過言ではありません。40周年の記念講演テーマであります「看護実践を変える教育改革」は大きな挑戦であります。40周年記念誌にはこれらの内容を収載するとともに、本協会の過去・現在・未来について座談会記事を収録しています。

日本私立看護系大学協会的发展にご尽力いただきました先達に感謝を申し上げ、会員校の皆様とともに40周年の節目を祝いたいと思います。そして次の10年に向けて歩を進めましょう。



日本私立看護系大学協会 40 年のあゆみ



日本私立看護系大学協会前会長

近藤 潤子

このたび日本私立看護系大学協会 40 周年を迎えるにあたり、日頃、ご指導ならびにご支援いただいている関係省庁、関係諸団体の皆様に心から感謝申し上げます。

本協会は私立大学としての特色を活かし、会員相互の提携と協力により積極的事業活動を通して看護及び看護学教育・研究の進歩発展に貢献し、私立看護系大学の振興を図ることを目的として 1976 年に結成されました。

20 周年記念誌の巻頭に当時の日野原重明会長は、大学 2 校、短期大学 9 校合計 11 校をもって発足し、20 周年には大学 15 校、短期大学 22 校合計 37 校になったと述べてられています。30 周年記念誌に堺隆弘会長は、2006 年に加盟校は 77 校になり、そのうち大学が 60 校を占め、短期大学の比率が減少したことを報告しておられます。2016 年度の井部俊子会長は、2015 年には、大学 148 校、短期大学 15 校合計 163 校となり、全国の看護系大学の 65% を占めているので、私学においていかにして質の高い専門職業人を育成するかが今後の我が国の医療・看護のカギを握っていると述べてられています。

画期的な出来事として看護基礎教育の学士課程への移行は看護の質保証の上から望ましい事態ではありますが、急激な学士課程の増加に対して、先行すべき看護教育者・管理者・研究者・臨床スペシャリストの育成が伴っていない現状には、学士課程教育の質の保証が脅かされかねない危惧も感じられます。本協会加盟校の課題のひとつでもあります。

18 歳人口減少の一方で大学の増設が進み、学生定員確保が問題になっているにもかかわらず、看護分野では志願者が高い比率で得られています。人口高齢化、生活の QOL へのニーズの増大など社会の動向を予測して必然的な現象であるかもしれませんが、教育機関には、社会のニーズにあわせて看護者が持つべき能力を十分に検討し、ニーズに応える教育が求められています。

本協会の事業として、大学における教育、学術研究・学術研究体制、教育・学術および文化の国際交流の各事業、大学運営・経営に関する事業、関係機関との提携等に関する社会的事業、会報・出版等の事業、将来構想検討に関する事業など、それぞれ担当理事、事業活動担当役員の私学ならではの発想による企画が熱意をこめて展開され、私立看護系大学の振興に大きく貢献しています。また、活動の一環として卒業時に優秀な学生の表彰を実施しています。

40 周年記念事業準備委員によって盛大な記念式典が企画され、ペンシルバニア大学 看護学部名誉教授の Jane Barnsteiner 先生をお招きして「看護師のための質と安全の教育 (QSEN): 看護実践を変える教育改革」と題する記念講演と、さらにシンポジウム「看護実践を変えるためのカリキュラム改革」にも「米国におけるカリキュラムと臨地実習の実際」について発表していただきました。教育改革に取り組もうとする私たちに多くの示唆が得られたと思います。

日野原重明先生、堺隆弘先生の温かい見守りに深く感謝申し上げます。

私立看護系大学の直面する問題に取り組む役員の皆様のたゆまぬ努力に感謝申し上げます。

40 周年記念事業の企画・運営にあたられた関係者の皆様のご尽力に、また、ご支援、ご協力くださった加盟大学の皆様に心から感謝申しあげ、本協会の、次の 10 年にさらなる進歩発展を祈念しています。

日本私立看護系大学協会

40周年記念式典

プログラム

記念式典 13:30 ~ 14:00

会 場 東京国際交流館プラザ平成

式 次 第 開式の辞

会長挨拶 日本私立看護系大学協会 会長 井部 俊子

祝 辞 文部科学省高等教育局医学教育課長 寺門 成真

(代読：同課 看護専門官 斉藤 しのぶ)

厚生労働省医政局看護課長 岩澤 和子

日本私立大学協会 会長 大沼 淳

(代読：同常務理事・事務局長 小出 秀文)

閉式の辞

記念講演 14:00 ~ 15:30

会 場 東京国際交流館プラザ平成

メインテーマ 看護実践を変える教育改革

Quality and Safety Education for Nurses (QSEN)

—看護師のための質と安全の教育—

演 者 Jane Barnsteiner, PhD, FAAN

(Professor Emeritus of Pediatric Nursing-Clinician Educator University of Pennsylvania School of Nursing)

座 長 井部 俊子 (聖路加国際大学特任教授)

シンポジウム 15:45 ~ 17:15

会 場 東京国際交流館プラザ平成

テ ー マ 看護実践をかえるためのカリキュラム改革

シンポジスト Jane Barnsteiner, PhD, FAAN

(Professor Emeritus of Pediatric Nursing-Clinician Educator University of Pennsylvania School of Nursing)

「QSEN コンピテンシーの実践：二つの例について」

クローズ 幸子 (亀田医療大学名誉教授)

「看護実践を変える教育改革：米国の動向から」

横井 郁子 (東邦大学教授)

「TOHO いえラボ プロジェクト—これからの看護師は「まち」のなかの「いえ」で学ぶ—」

座 長 筒井真優美 (日本赤十字看護大学名誉教授)

祝賀会 18:00 ~ 20:00

会 場 ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス B

寺門 成真

本日ここに、日本私立看護系大学協会 40 周年記念式典が挙行されるにあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

日本私立看護系大学協会におかれましては、昭和 51 年に貴会名誉会長日野原重明先生の呼びかけに賛同した私立看護大学・短期大学の学長が中心となり発足して以来、170 の看護系大学の加盟のもと、様々な取組を通じて、私立看護系大学の振興及び進歩・発展に大きく貢献されてきました。ここに、深く敬意と感謝を表します。

さて、我が国では、急速な高齢化と保健医療を取り巻く環境の変化等に対応し、地域包括ケアシステムを構築していくために、医療及び介護に携わる人材の資質向上が強く求められているところです。同時に、多種多様な医療関係者が、各々の高い専門性を前提に業務を分担しつつも互いに連携・補完し合うチーム医療を推進することにより、良質で安全な医療を提供することが求められています。

中でも看護職は、医療・介護提供体制が大きく見直されている中、生活の視点から健康を守り、療養生活を支える専門職として、大きな役割を果たしていくことが期待されています。

こうした社会の期待を反映し、看護系大学が年々増加しており、本年度 246 校のうち、私立大学は 176 校となっております。そのような中で、貴会では、私立大学の教育・研究及び経営に関する研究・調査等を通じ我が国の看護学教育の発展に貢献されるなど、大変意義ある取組を実施されてきました。

今後、地域包括ケアシステムの構築を実現していくため、貴会における取組には、引き続き、大きな期待が寄せられているところです。

文部科学省においても、確かな技術と豊かな教養を身につけた質の高い看護職を育成することは重要な課題と考えています。日々変化していく医療を取り巻く環境に適応するために、継続して専門的能力を向上・発展させる能力を備えた看護職の養成を推進して参ります。

日本私立看護系大学協会の皆さまにおかれましては、私立看護系大学を束ね、リードされていくお立場から、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本式典の開催を心からお祝い申し上げるとともに、日本私立看護系大学協会のますますの御発展と、本日御臨席の皆さまの御健勝と御活躍を心より祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。

(代読：文部科学省高等教育局医学教育課 看護専門官 斉藤しのぶ)

祝 辞

厚生労働省 医政局 看護課長

岩澤 和子

本日、ここに日本私立看護系大学協会 40 周年記念式典が開催されるにあたり、一言お祝いを申し上げます。

日本私立看護系大学協会におかれましては、40 年の長きにわたり、我が国の看護および看護学教育・研究の進歩発展に貢献されていることに深く敬意を表しますとともに感謝申し上げます。会員校に在籍した一人として、皆さまとともにお祝いできますことを大変嬉しく思っております。

日本私立看護系大学協会が設立された昭和 51 年には看護系大学 10 校中 2 校、短期大学 23 校中 9 校の合わせて 11 校の会員校が、平成 28 年には 156 大学、14 短期大学の計 170 校となられ、全国の看護系大学の 63% を占め、大学や大学院の卒業・修了者が、病院はじめ様々な医療・保健・福祉サービスの現場で、また教育の場で活躍されていることを心強く感じておりますとともに、今後も質の高い専門職業人を育成いただくことに期待を寄せております。

さて、現在、約 160 万人の看護職員が就業しており、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年までに必要な医療介護サービスの確保を図るためには、約 200 万人の看護職員が必要と推計されております。今後、限りある医療資源を有効活用し、良質で適切な医療を安全かつ効率的に提供するための医療提供体制を構築するためには、引き続き看護職員の量の確保をすることもさることながら、チーム医療の中で役割を発揮できる質の確保は重要な課題であります。また、医療のあり方についても、入院中心の施設型医療から在宅医療・訪問看護の提供へとシフトさせていくことになります。そのためには、とりわけ高い専門性と自律性に基づく看護を提供できる、資質の高い看護職員の確保が何にもまして重要であると考えております。

これらの状況を踏まえて、保健師助産師看護師法を一部改正し、医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成するための研修制度や、看護師等の人材確保の促進に関する法律を改正し、看護職員の確保のための施策として免許保持者の届出制度が昨年 10 月よりスタートしております。

今後とも看護師の業務や、教育のあり方や看護職員確保対策については時代に即したものに改革していくための取り組みを進めていく必要があると考えております。

日本私立看護系大学協会の皆さまには、引き続き時代の要請に応じた看護サービスの提供を、また変わりゆく時代そして社会の要請に応じ続ける看護師をはじめ、保健師および助産師を育成いただくことを期待しております。

最後になりましたが、今後とも看護行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本日もご参集のみなさま方のご健勝と、日本私立看護系大学協会の益々のご発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大沼 淳

本日の佳き日、一般社団法人日本私立看護系大学協会におかれましては、創立 40 周年の記念すべき節目の年を迎えられ、ここに一層の躍進を誓う記念式典を挙行されますことは、誠に意義深く、全国の私立大学をもって組織する日本私立大学協会を代表して心からお慶びを申し上げます。

ご高承の通り、貴協会は、私立看護系大学の振興を図り、わが国の看護および看護学教育・研究の進歩・発展に貢献することを目的として昭和 51 年に発足されました。以来、40 年の永きにわたり、看護教育の振興に先導的な役割を果たしながら、大学の教育・研究の充実に関する事業や看護教育に関する社会的活動・提言など、さまざまな事業活動に取り組まれ、我が国の看護教育の発展に大きく貢献して参りました。その永きにわたるご努力に衷心より敬意を表すものであります。

今後におかれましても、我が国の急速なる少子高齢化社会の到来のもとに、崇高なる看護マインドに溢れた看護師養成は、我が国の重要課題となって参ります。こうした時代状況を背景に貴協会は、私立看護系大学の教育の質保証を目指すとともに、その共通課題の解決と環境整備を推進し、看護教育の一層の振興を図って参ると伺っております。これらの取り組みは、今後の貴協会の燦然たる歴史を創造するものと確信いたし、大きなご期待を申し上げます。そして、今日のご隆盛は、貴協会の歴代役員・関係者はもとより、名誉会長の日野原重明先生、現会長の井部俊子先生をはじめとされる関係各位のご努力の賜物であると拝察いたし、衷心より敬意を表する次第であります。

結びに、我が国はいま、グローバル化や生産年齢の人口減少など、まさに激動の渦中にあり、私立大学の役割は、いよいよ重要性を増しております。多様な価値追求と多層なる人材育成が求められる 21 世紀社会において、我々私学人一同は、相携えて叡智を結集し、私学に課せられた責務を果たすべく、邁進して参らなければなりません。

貴協会におかれましては、共に私学振興を目指す同志として、今後も我が国高等教育の更なる発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、一層の躍進を遂げられますことを心からご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

(代読：日本私立大学協会 常務理事・事務局長 小出秀文)

40 周年記念講演

看護師のための質と安全の教育 (QSEN): 看護実践を変える教育改革

Jane Barnsteiner, PhD, FAAN

Professor Emeritus of Pediatric Nursing-Clinician Educator University of Pennsylvania School of Nursing



1999年にアメリカの医学研究所（IOM）が「人は誰でも間違える」と題する報告書を発表し、その中でアメリカ国内では毎年 98,000 人が医療過誤によって死亡していると述べました。現在では、医療過誤による死亡者数が年間およそ 400,000 人に上り、第3位の死因となっています。1999年以降、世界各国は自国の医療システムの問題点の深刻さを把握し、改善策の整備を図るために独自の研究を進めてきました。日本における患者の安全は、日本医療機能評価機構が担っており、2005年に死亡および重大な出来事の報告義務を課しました。2011年には医療過誤や薬物有害事象の発生率位はアメリカと同等であるというデータが発表されています。

2003年にIOMは、「医療従事者教育（Health Professions Education）」を発表し、その中で、すべての医療提供者は、「実証された研究結果（エビデンス）に基づく実践、患者の安全に向けた質の改善の取り組み、および情報科学」を重視し、「多職種から成り立つ医療チーム」の一員として「患者中心のケア」を提供するための教育を受ける必要があるとしました。2005年には、看護師のグループ（Cronenwett, L., Barnsteiner, J., Disch, J., Johnson, J., Mitchell, P., Sullivan, D., & Warren, J., 2007）によって、自分たちが働く医療システムの質と安全をたゆまず改善していく上で必要な能力を看護師に身に付けさせる方法が策定されました。これが看護師のための質と安全の教育（QSEN）です。このグループの実績は、免許取得前および大学院で教育すべき6つの能力を、その定義と学習目標（KSAと呼ばれる162項目の知識と技能と態度）とともに定め、次

のような活動を普及させたことです。

1. 6つの能力の教授法を、2,000人を超す教員に教えたこと
2. 書籍や論文、ならびに学習モジュールを数多く発表したこと
3. 看護教育機関での質と安全の教育について、その状況を評価するために全国調査を実施したこと
4. 教員や臨床医向けのリソースを大量に掲載するウェブサイトを立ち上げたこと
5. これらの能力を教えることを看護教育機関に義務付ける認定基準を導入したこと
6. 年次 QSEN 会議を開催したこと

QSENの6つの能力である「人と家族中心のケア」「チームワークと協働」「エビデンスに基づく実践（EBP）」「安全」「質の改善」「情報科学」には、医療の安全性を高めるためにすべての看護学生が学ぶ必要があり、現役の看護師が実践すべき事柄が盛り込まれています。これらの能力に即した教育や実践をするためには、伝統的な教授方法や実践方法からの徹底的な改革が必要になります。こうした能力は、日本看護協会がまとめた「安全な医療を提供するための10の要点」と多くの共通点が見られます。

第一に、「患者・対象者中心のケア」は、現在は「人と家族中心のケア」と呼ばれることが多く、ケアを提供する上で、対象者または指定された人を管理の主体および全面的なパートナーと認識することを求めています。すなわち、対象者と家族がケアの提供者とパートナーとしての関係を持つとともに、私たちが対象者や家族が関連する情報、リソース、アクセス、支援を確実に手にすることができるように図



り、対象者と家族が自ら選んだ医療経験に十分に関与し、それに指示を与えたり、あるいはその両方を行えるように支援することです。対象者が自分の治療により多く、より積極的に関与するようになる中で、対象者を支援していく方法については、ますます多くの研究が行われるようになってきています。

第二に、「エビデンスに基づく実践（EBP）」は、最適のヘルスケアを提供するために、最新の最も優れた根拠を探索し、これに臨床経験および対象者や家族の好みや価値観を統合することです。2015年の全国調査からも最新のエビデンスを用いたケアを受けていない人が多いことが裏付けられています。EBPがケアの質の向上、患者のケア・アウトカムの改善、コストの低減、看護師の満足度の向上につながることを、私たちはよく理解しています。看護学生は在学中から、ケアを改善するための根拠の見つけ方、組み合わせ方、そして利用方法を教わる必要があります。

第三に「チームワークと協働」は、質の高い患者ケアを実現するために、看護チームや多職種から成り立つチームの中で有効に機能を遂行し、開かれたコミュニケーション、相互の尊重、協働の意思決定を促進することです。そのためには、パートナーとしての患者と家族を含む医療ケアのチームメンバーが自己の能力の限界を知ること、コミュニケーションやいさかいを解決する技能を持つこと、優れたリーダーシップ能力を備えること、相互に助け合うことに共同責任を感じること、目標と説明責任を共有することが求められます。チームが有効に機能すれば罹患率と死亡率が下がり、対象者の入院期間が短くなることや、対象者の満足度が高まるとともに

看護師の満足度も向上し、看護師の離職率が低下することがわかっています。しかし、医療においては伝統的にヒエラルキーが厳格であり、看護師が臨床医や自分の上司に質問を投げかけることはほとんどなかったのです。一方で、チームに対する新たな考え方では、ヒエラルキーを減らし、必要なスキルを持っているのは誰かを考え、Expert Teamとして機能することが重要です。すなわち、私たちは看護教育機関において、看護師同士の間、および臨床医を含む他の専門家との間の両方についてより深いコミュニケーションを図り、すべての専門領域をエンパワーする専門技能を教える必要があります。

第四に「安全」は、システムの有効性と個人の職務遂行の両方を通じて、患者やケア提供者が損害を受けるリスクを最小化することです。私たちは、伝統的に個人の職務遂行を重視し、用心を心掛ければ、十分に患者の安全が守られると考えてきました。実際に、医療通報システムによると、有害な過誤のうち86%が報告されていない現状が報告されています。「警鐘事象」や「報告すべき重大事象」の発生について検討するためには、過誤を起こすことに対して非難の文化から脱却をし、医療過誤の要因をシステム全体の視点から考える必要があります。「公正かつ公平な文化」を創出することが必要です。

第五に「質の改善（QI：Quality Improvement）」は、医療システムの質と安全をたゆまず改善していくために、ケアのプロセスと改善方法の結果を監視するデータを常に使用することです。システムの質の改善と監視には、すべての学生が改善策を整備するためにデータを収集・監視・分析する方法を身につける必要があります。これは、計画・実行・評価・改善（PDSA：Plan, Do, Study & Act）の仕組みを利用したQIプロセスや、根本原因分析（RCA：Root Cause Analysis）や特性要因図を用いた原因の分析、業務改善策の設計と実施が含まれます。

最後に「情報科学」は、対象に安全で質の高いケアを提供するために、コミュニケーション、知識の管理、過誤の軽減、意思決定の支援として情報と技術を使用することです。これには、電子カルテを使ってデータを収集し、記録を残すために病床の傍らで技術を使用することに熟達することや、健康を促進し維持する方法を患者に教えるためにソーシャルメ

ディアや健康用アプリケーションを使用することが含まれます。

これらの6つのQSENの能力に即した教育と実践を看護教育に取り入れるためには、教室やシミュレーションにおいて、また、臨床の場において、学生を教育する方法を変える必要があります。こうした文化の改革とともに、それぞれの能力に関するすべてのKSAをカリキュラム全体に組み込む必要があることを私たちは理解しています。そのためには、教育課程の中で、最新の安全文化を新たに生み出す必要があります。

看護の質と安全を促進する上で、安全文化とは、私たちの業務がリスクが高い性格のものであることを認識し、常に安全な業務を実現することに全力を尽くすような文化です。このような文化は、叱責や懲罰を受けることを危惧することなく、個人が過誤

やニアミスを報告することができるような、非難されない環境を提供します。こうした文化では、看護師がQSENの6つの能力を使い、問題の特定と課題に対する解決策の探求に参画します。私たちは患者の安全の問題についての解決策を見つけるために、ヒエラルキーを減らし、階層や学問領域を超えた協力を促すことに取り組んでおり、安全に対する懸念に対処する目的でリソースの組織的コミットメントが行われています。そして、すべての看護師が最新のエビデンスを学び活用できること、オンライン情報源へのアクセスができること、教育や実務能力開発のための活動に参加できるように看護師を支援する環境を生み出すことが大切です。こうすることで常に質が高く、安全なケアを提供する環境が生み出されていくのです。

(まとめ：日本赤十字豊田看護大学 中島佳緒里)



シンポジウム

看護実践をかえるためのカリキュラム改革

Jane Barnsteiner, PhD, FAAN

(Professor Emeritus of Pediatric Nursing-Clinician Educator University of Pennsylvania School of Nursing)

クローズ幸子 (亀田医療大学名誉教授)

横井 郁子 (東邦大学教授)

座長 筒井真優美 (日本赤十字看護大学名誉教授)

I. はじめに

座長：筒井真優美

座長の筒井です。最初にシンポジストの紹介をさせていただきますと思います。

シンポジストの先生方の詳細な紹介は、お手元の資料に記載されておりますので、私から説明することはほとんどないのですが、少しエピソード的なお話をいたします。

最初に Dr. Jane Barnsteiner は、実は5週間前にスペインで手をけがされております。皆様にご心配をかけまいと、とても親しいクローズ先生にも来日まで黙っておられました。気遣いのあるあたたかいお人柄の方です。



筒井 真優美 氏 (座長)

2 番目のシンポジストのクローズ先生は、1998 年から亀田医療大学を中心に活動をされ 2015 年には米国にお戻りになられておりますが、この日のため

に来日されました。本日は「臨地実習の根本的改革」というタイトルで、オレゴンの臨地実習モデルを中心に紹介していただきます。

最後のシンポジストの横井郁子先生は、ファンドをもらって、東京都大田区内に「学びのいえ」を確保して実習をなさっています。資料を読ませていただきましたが、「病院で働く看護師を育成するのではなく、生活を推測できる看護師を育成するためには」は、素敵な言葉だと思いました。すばらしい発想と実習についてのお話を楽しみにしています。それでは、先生方、どうぞよろしくお願いいたします。



Jane Barnsteiner 氏

Ⅱ. シンポジストの講演

① Dr. Jane Barnsteiner :

「QSEN コンピテンシーの実践：二つの例について」

ここでは、臨床で働く看護師への QSEN コンピテンシーの導入について報告します。看護基礎教育に QSEN を採用して 11 年になりますので、次世代を担う若手の看護師はそのコンピテンシーを持ち合わせています。では、すでに働いている看護師に対しては、どのような教育が必要でしょうか。

臨地において QSEN コンピテンシーを活用することは、様々な面で利点があります。それは、ケアの質と安全性に関するアウトカムの向上、最新の看護を実践することの大切さの認知、看護師に期待される役割の明確化、実践についての説明責任の強化などです。また、なぜ大切なのかというと、看護師が行うすべての仕事、例えば、卒後教育、継続教育、臨床看護実践モデル、臨地におけるプライマリナーシングやチームナーシング等の組織化などですが、それらの中には QSEN コンピテンシーの領域があるためです。

QSEN を活用する利点は、仕事 (business)、法律 (legal) そしてケアの質 (quality)、どの視点からもとらえることができます。業務の視点で見ると、効果的なチームワークによって平均在院日数の短縮や再入院数を少なくできるほか、看護師の離職率の低下にも寄与します。法律の視点から見ても、医療機能評価機構 (The Joint Commission) の調査では、医療事故の根本原因は毎年「ヒューマンファクター」「リーダーシップ」「コミュニケーション」がトップ

3 であり、これらの対策こそが今やるべきことと言えます。ケアの質の観点からは、QSEN の活用はまさに道徳的かつ倫理的に正当なことと言えます。図に示すのは TTP モデル (Transition to Practice Model) であり、新人看護師の実務研修プログラムを表しています。QSEN コンピテンシーは、このモデルの核心に位置します。

続いて、臨地において QSEN コンピテンシーを活用した実践例を紹介します。

一つ目は、ペンシルベニア大学病院の看護師の実践例です。QSEN の導入においては、大学の看護機関の主幹より許可を得て、大学の各部署の看護管理者およびリーダーと討議するとともに、人事課や採用担当者との調整、教育施設、顧問・評議会との連携も行いました。これは、病院に勤務する看護師のクリニカルラダーシステムや看護師採用方法など、すべてをかえるために必要なことです。この変革過程は 2 年間かかりそのタイムラインは次の通りです。2016 年 1 月からが第 1 段階です。この時期は職位規程や人事評価を改定し、継続教育や職員オリエンテーションの内容を QSEN と統合しました。2016 年 7 月から 2017 年 1 月までは第 2 段階で、この時期はクリニカル・アドバンスメント・プログラムの試行とそのパイロット評価を行いました。2017 年 1 月からの第 3 段階では、クリニカル・アドバンスメント・プログラムをすべてスタートさせるとともに、新しい人事評価を試行しました。そして 2018 年 1 月からは、まったく新しくなったシステムと人事評価が本格始動しており、それ以降は、安全と質を向上させていくことが予測されます。



図 TTP モデル

続いて、コロラドこども病院の新人オリエンテーションにおける QSEN 導入の例です。ここでは、2009 年に、新卒看護師の研修プログラムの中で、エビデンスに基づく実践を浸透させることから始めました。続いて 2011 年に新人指導を担うプリセプターの教育に着手し、その際には、コンピテンシーを明確に示すとともに、新人看護師の指導においては、単に知識・技術・態度をチェックするのではなく、実際の能力を評価することを要求しました。その後、2012 年には多職種との協働による QSEN の導入、2014 年にはクリニカルラダーと QSEN の統合を進めています。前の講演でも述べましたように、QSEN コンピテンシーの活用とは、単にある方法を導入するのではなく、医療の質と安全の文化を創造することが大切なのです。

②クローズ幸子先生：

「看護実践を変える教育改革：米国の動向から」

私が受け持つ課題は、「臨地実習の根本的改革」についてです。

最初に、「なぜ改革する必要があるのか」をお話します。米国におけるカリキュラム変革の原点となった、2つの報告書を振り返ります。一つは、『The Future of Nursing』（2011）です。この報告書で指摘されていたのは、①看護師が学んだ高度な看護教育が現場で十分に活用されていないこと、②看護職は改善された看護教育システムでより高度な教育を

受けるべきであること、③看護職は他の医療職と同等なパートナーとして、ヘルスケアシステムの改革に参加するべきであるということでした。もう一つの報告書は、『Educating Nurses』（2010）です。この中で指摘されたことは、①看護教育と現場との間に知識と技術の面で大きなギャップが存在する、②看護教育は現場が要求する看護師を輩出していない、③看護教育の根本改革が必要であるということでした。両報告書は、米国のヘルスケアシステムの動向と看護教育の現状を描いたものであり、時代にマッチした信頼性の高い重要なメッセージと受け止められ、米国のあらゆる看護教育に関わる各団体・機関は、この指摘を基に具体的な対策を進めています。

次は、「何を目指して変えるのか」について話します。現在では、人々のニーズの変化に対応できる能力を持つ看護師を教育することが必要となっており、そのため我々看護教育者たちには看護教育カリキュラムの考え方を根本的に変えることが要求されます。学生が「看護師のように振舞う」ことではなく「看護師になる」こと、つまり、学生自身がプロフェッショナルとしてのアイデンティティを見出し、自己理解に到達できる発達 “Professional Identity Formation” に注目することが必要なのです。

そして3つ目の話題は、「どのようなカリキュラム変革が実践をかえるのか」についてです。看護教



クローズ 幸子 氏

育の変革が必要であることは、全米各地で言われています。変革の進め方は、まず州ごとの看護のコンソーシアムの中でカリキュラムや教育方法が検討され、その後コンソーシアムのメンバーとなっている大学の呼びかけによって各教育機関のカリキュラム改正が進みます。コンソーシアムでは、先の2つの報告書の趣旨に沿いながら、その地域の特色やヘルスケアシステムのニーズなどを踏まえて、カリキュラムのモデルが討議されました。特に取り上げられたことは、教育と実践のギャップをいかにして縮小するか、そのために看護教育と実践がいかに変革していくべきかであり、そこで団体が求めたのは、教育者たちの改革への目覚めと、新しい教育手法についてのファカルティディベロップメントでした。看護教育においては看護実践能力（コンピテンシー）の取得が目標であることが強調され、カリキュラムモデルとして6つのコンピテンシー（IOM, 2011）を基礎的概念においた Concept-Based Curriculum（CBC）が提案されました。このカリキュラムを実行する中では、新しいテクノロジーの導入、実習施設とのパートナーシップの形成、実習指導者教育の強化といった、教育のさまざまな手法について多様なイノベーションが報告されています。また、医療機関の立場からも、実習環境の改善に向けた教育機関とのコラボレーションや、教育と実践のギャップの縮小に努力が払われています。

その一例として、オレゴン州のコンソーシアムから発案された、オレゴン臨地実践モデルを紹介します。このモデルでは、①介入技術学修、②事例に基づいた学修、③概念に基づいた学修、④焦点をあて

たケアの実践、⑤統合的实践という、5つの臨地実践学修活動が組み込まれています。①ではコミュニケーションやアセスメントのスキルなどが取り上げられ、②では看護に関するあらゆる現象を含むシナリオに基づく事例検討を行います。③は予め選択された概念、例えば、呼吸、循環、栄養などに焦点をあてて、それぞれ特有の看護について理解を深めます。④は概念に焦点をあてた看護ケアを行います。これは、従来の方であった受け持ち患者の Total Patient Care とは異なる新しい実習なので、施設側の理解と協力が求められます。⑤はこれまでに経験した実践学習活動を統合して Total Patient Care を実施します。これは実践の集大成であり、看護師の倫理的判断を踏まえた省察・評価を通して、専門職者としての自己意識と自己理解への到達を目指します。

①②③の学修活動は、臨地実践の初期に、④は中期に、⑤は後期または最終期に活用されます。教室での座学から、シミュレーション、そして実習へと進んでいくシステムになっており、とても合理的な学習方法です。

日本においても、カリキュラム変革の努力はされていると思います。変革を前向きにとらえ、学生の“Professional Identity Formation”の達成を促す大切な責任を、皆様と共有していきたいと思っています。

③横井郁子先生：

「TOHO いえラボプロジェクト—これからの看護師は「まち」のなかの「いえ」で学ぶ—」

超高齢社会の中で地域包括ケアの確立が求められ、生活者を支える立場である看護師への期待はますます高まっていると思いますが、まだ十分に應えることはできていないのではないのでしょうか。そして、その原因の一つは教育ではないのでしょうか。私は、文部科学省の【課題解決型高度人材育成事業】補助金は、「生活を推測できる看護師を育成して欲しい」という思いと受けとめました。本学の申請は採択され、事業は今年3年目を迎えています。タイトルは「都市部の超高齢社会に挑む看護師養成事業」、副題は「大学と地域でシビックプライドを持った看護師を継続的に育てる仕組みを作る」です。

学生にどのように看護を学んでもらうかを考えた



横井 郁子 氏



写真1 「いえラボ」外観

時に、常に生活を感じながら学ぶことが頭に浮かび、そうであれば実際の家を学習の場にして、そこで近所付き合いやごみ出しのルール、そういった生活上の様々なことを感じながら看護を学ぶのが良いと思い至りました。それなら街の中の本物の家に集まって「生活の場で学ぶ」というシンプルなコンセプトで、このプロジェクトが生まれました。

また、病院では医療チームが固定されますが、病院を出ればより様々な方と医療・ケアチームを組むことが必要になります。それに、小さなお子さんに医療・ケアを提供する際には、その方々が年を重ね、大人やさらに高齢者になっていくことを考えることも必要です。このような問題意識をもって、チームケアや世代横断的な包括ケアを考えることを目標にしています。「いえラボ」がどのような所か。場所は、あえて大学や附属病院から離して、閑静な住宅街にあるマンションの1室に設置しました。昼の部屋もある比較的古いマンションです（写真1）。

家の住人は、坂東邦恵（仮名）さん75歳として、どのような方かは、様々な教育にアレンジできるよう味付けします。そして、今まさにここで生活しているとリアルに感じられるように、住民家族のブログを立ち上げて、「うちの母は、今日はこのように過ごしたとか」と書いています。このような住人像が明確になってきたところで、それに合わせて家具も考えて家の内装を設えました。「いえラボ」には、様々な機器が用意してあります。高齢者の白内障や難聴、運動機能低下などを経験できるセットの他、体温計、血圧計、酸素飽和度計、関節可動域の角度計、体圧測定器などの医療器具。また、温度・湿度、

照度、騒音など、家の環境を測定する機器も揃えています。学生はこれらを用いて生活の様々な場面を考えて検証し、支援のアイデアを考えます。

この「いえラボ」における、学部3年生の「療養環境デザインプログラム」の授業を紹介します。状況は、坂東さんが変形性膝関節症で人工膝関節置換手術を受けたのですが、退院間近になって一人暮らしに戻ることに対して不安になってきた。そこで、病院の担当看護師のあなたはどのような看護を考えますかという課題です。

家に入り、学生にはまず坂東さんらしさを推測してもらいます。どんな価値観を持っているのだろう。揃えてある本を見て、こういうことが趣味なのかなということもです。次に、生活機能の視点から、身体機能・病状を改めて見直します。実際の家で、坂東さんの生活機能の状態で日常動作を試みることで、家だからできるかもしれないことを、学生は発見していきます。

学生が授業で作成した資料を紹介します。これは、「坂東さんが自立した排泄を行うための膝の状態に合わせた方向転換」というアイデアです（写真2）。トイレの中で足の位置を変えて一気に方向転換するのではなく、小刻み方向転換をするという方法です。学生にタブレット端末を渡しておいたことで、ビデオ撮影してこの資料を作成していました。膝の動きに問題を持つ人のトイレ動作の自立に向けたケアを考えると、普通は手すりの設置を思いつくのではないのでしょうか。しかし、実際の家トイレに入ってみると、間口が狭く、手すりを設置したら肩がぶつかってしまうことが分かります。だけど、逆にこ



写真 2

の狭さだと倒れてもすぐに壁があって身体を支えてくれるので、坂東さんにとっては都合が良いと気がきます。そして、倒れるということはバランスの問題なので方向転換の時が危ない。それならば方向転換を工夫したらよいので、小刻みなステップで方向転換すると良いと考えたようです。それは、病棟看護師としてのベッドサイドケアにもつながり、病棟の中で小刻み方向転換の自立に向けてどんな看護ができるかを考えるようになりました。

地域にこういう場所があることで、町内会の活動に声をかけていただくなど、近所付き合いが広がっていきました。また、いえラボの家主さんは地域の民生委員でもあり、非常に地域の状況をよく把握されていたので、一度「地域の把握力」について講師としてお話ししていただきました。

学生にいえラボの感想を聞くと、「学内の実習室は作られたものなので、本気になれない」。じゃあ臨地実習はというと、「本物過ぎてそこに慣れるのに精一杯」。いえラボはその中間で、「その気になって考えて、アイデアが湧く。試すことができる」ということです。本プロジェクトの副題に、シビックプライドとつけています。これは、地域への愛着や誇りであり、地域包括ケアの基盤になると考えています。私がそういうプライドはどう作られるのだろうと悩んでおりましたと、学生がこんな場面を教えてくださいました。坂東さんがスーパーに買い物に行く方法を検証していた時のことです。外に出るときはゼッケンをつけていくのですが、近所の方が「看護学生さんがこんなところで勉強しているの？」と声をかけてくれました。「はい」と答えると、その人

は「心強いわ」と言われたそうです。私は、「はい」と返事をしただけで心強いって言われて。これは期待に応えないといけないよね」と話しました。このような経験が看護師としてのプライドにつながると思います。

このプログラムは卒後教育にもつながると考えています。連携をとっている訪問看護師と打ち合わせを行うのですが、そういった会議の合間に、情報交換会が自然に行われます。また介護職も来ますので視点の違いから議論になるときもあります。一方で、悩みも尽きません。しかし、そういった姿を学生に見せていくことも重要と考えます。

最近は中学生の職場体験にも、来てもらうようになりました。子どもから大人まで、病を持った人や健康のことを考える場になりつつあります。どのように年を重ね、どのように暮らしていくのか。専門職として学び続ける場、生活者として問い続ける場として、この「いえラボ」が何かしら可能性を持っているのではないかと考えています。

(まとめ：日本赤十字豊田看護大学 小林尚司)

Ⅲ. 討議概要

座長：QSEN を大学に導入するために最初にどういったアプローチを行ったか、また、『いえラボ』を行うにあたり最初にどういったネゴシエーションを行ったのかを教えてくださいませんか。

クローズ先生：バーンスタイナー先生が変革の最初のステップについて説明されましたが、大学に限らず大きな機関でいろいろなことを変えていくには、さまざまなステップが必要です。バーンスタイナー先生は現状分析すると言われました。それは必要なことです。メンバーの先生方に「変革」ということの理解をしてもらって、抵抗する人の気持ちも理解しつつ、推進していくということが大切です。小規模で進め、成功事例を積み上げ、他でも進めていきたいと思うように拡げていくことが重要だと思います。

亀田医療大学では助成金を得て、教員 2 名が渡米し、バーンスタイナー先生に 1 日 QSEN について説明していただきました。帰国後 2 年生の医療安全科目に QSEN の基礎をカリキュラムに導入し、同

時にFDも行いました。看護教育の雑誌にQSENが取り上げられ、周囲にQSENのメリットが認知された3～4年目でしょうか。4年生にQSENの特別科目で1週間の実習と、1単位の講義をしています。少しずつカリキュラムに浸透してきたと思います。

横井先生：『いえラボ』がどうしてできたのか、タイミングだったかもしれません。高齢者看護学を担当しておりますが、大田区には「老人憩の家」というのが十数か所あります。福祉部の担当で、医療職のまったくいないところです。高齢者は守るべき介助すべきというのではなく、力があり元気な高齢者を学生に会わせたいと実習を始めました。学生は、地域実習に出る前に、一般的な救命法のトレーニングを受けてもらいます。90～100歳近い方もおられますから、事故も起こります。5～6年実習を続けていますと、学生なりに必死で対応して実績を積み上げてきております。現場の方も場所を貸すだけでよいのかとか、学生さんがいると場も温かくなり良いね。という反応も出てきて、大田区には信頼されてきたかと思います。

現場へは事前相談なしに、研究費の申請を出したのですが、事後に相談しても「大丈夫じゃないか」と言ってくださった方が街のさまざまな情報をくださり、『いえラボ』事業が始まりました。街の信頼を得てきた学生のおかげというのが大きな要因です。

また、街づくりデザイナーの方などと繋がりを持つことができたりして、コンセプトを一言で表現する大切さを学びました。住民の皆様に理解しやすい形でコンセプトをシンプルに表現することにより、

ご協力いただけたかと思います。

会場からの質問：何かを変えようとするときによく文部科学省の審査が通らないから、と進まないことがあるのですが、そこをどう進めていけばよいか助言をいただければと思います。

クローズ先生：亀田医療大学は新設校でしたが、完成年度後のカリキュラムの変更で、米国の9つのコンピテンシーと日本看護系大学の卒業時のコンピテンシーを照らし合わせながら、すべてではないが、QSENを取り入れていきました。科研費の中で少しずつ浸透させてきました。

横井先生：私は個人的にですが、枠の範囲内で工夫をすることが好きです。実績を積み上げ、見せて広げて皆に良いと言ってもらえるようにして、形や法律も変えていってもらうように工夫をしていきました。どうしても学んでほしいもの、見てほしいものに関しては、どう見せていこうか考え抜きます。文部科学省についても同様に文部科学省の枠に合わせた工夫も考えていきました。実習施設の関係性で工夫の仕様があります。

Ⅳ. おわりに

座長：今日は、厚生労働省、文部科学省、出版社の方もおいでになっています。私たちのこのような活動をぜひサポートしていただければと思います。

3人の先生のお話を聞き、やはり信念が大事だと思いました。人の命を考えて、時間のかかることをあきらめずコツコツと努力していくことが、重要なのだと思います。

3人の先生方、どうもありがとうございました。

40 周年記念祝賀会プログラム

日 時

7 月 16 日 18 : 00 ~ 20 : 00

場 所

ヒルトン東京お台場 1 階 ペガサス B

18 : 00 開会

18 : 15 井部俊子会長あいさつ

18 : 20 日野原重明名誉会長あいさつ
乾杯

18 : 30 ご飲食、ご歓談

19 : 00 東邦フィルハーモニー弦楽カルテット 演奏

19 : 30 ご飲食、ご歓談

20 : 00 閉会



特 別 寄 稿

特別寄稿

日本私立看護系大学協会 40 周年を祝って

名誉会長

日野原 重明



日本私立看護系大学協会（発足時の名称は「日本私立看護大学協会」）が結成されたのは1976（昭和51）年、創立時は看護大学2校と短期大学9校、あわせて11校からのスタートでした。結成の趣旨は、「日本の看護教育の将来に私立の看護大学はどうすれば貢献できるか」ということでした。

私学ではそれぞれ建学の精神に基づいた教育が行われますが、その一方で、広く国民の健康に寄与するという職務も課せられています。

1970年代以降、国民の要望が医療や福祉の充実に向けられ始めたことに伴い、わずか11校であった加盟校も、発足20年後には37校、30年後には77校に、そして40周年を迎えた現在、当協会への加盟校は170校にまでその数を増しています。

それとともに、教育内容の充実にも眼を見張るものがあります。短期大学の大学への移行とあわせ、大学院を設置しているところも78校に上っています。

日本はこれから少子高齢化とあわせ、人口減少という社会構造の大きな変革に向き合っていかなければなりません。当協会においても、広く保健・看護の分野に進む人材の育成と確保についての取り組みとともに、国民のニーズにどのように応えていくかという役割についても、各界の意見を聴取しつつ、論議を重ねていくことが求められています。

100年余りも前に、私のもっとも尊敬する医師ウィリアム・オスラー博士は、「この世の使命で、看護することに勝るものはない」と述べておられます。誰もが何よりも大切に思う人の「いのち」に関わる職業であるとの誇りとともに、これからも世界中に有能な人材を送り出す組織として、当協会が積極的に機能し続けていくことを私は願ってやみません。

日本私立看護系大学協会 40 周年によせて



前業務執行理事

森 美智子 (日本赤十字秋田看護大学名誉学長、人間環境大学大学院教授)

40 周年記念おめでとうございます。

「光陰矢のごとし」といいますが、本協会との出会いは 1992（平成 4）年でした。初代の会長は聖路加看護大学の日野原重明学長で、理事はすべての加盟短大・大学の学長で、看護職は、前会長の天使女子短大の近藤潤子学長と聖母女子短大の沢礼子学長のお 2 人でした。私は、企画委員の 1 人で、企画委員長（幹事組織）は聖路加看護大学の副学長の前田アヤ先生で、東邦医療短大学科長の仲田好子先生、東京女子医看護短大学科長の大森武子先生、長谷川浩先生、事務局の広沢克枝先生達とご一緒でした。当時の会費は、4 万円（小規模校）と 7 万円で、主たる事業は理事会・総会・講演会でした。事業拡大を図り、セミナー開催のために年会費は 2 倍となり、当然反論はありました。

第 2 代会長は日本赤十字看護大学の樋口康子学長で、理事に看護学部長が加わり、現体制となり、会費も 30 万円になりました。会長交代に伴い、幹事組織は終わりました。

第 3 代会長は日本赤十字武蔵野短大の堺隆弘学長で、私は業務執行理事として再び関わることになりました。ちなみに、本協会発足は聖路加看護大学の日野原重明先生、日本赤十字看護大学の小林隆先生、日本赤十字武蔵野短大の丹羽直久先生のお三方の話し合いで成立しています。

業務執行理事として最初に手掛けたのは、会長交代の度に、机・戸棚と書類・印刷機等、家財道具一式を会長校に引越し、事務局員も交代となると、協会の維持・発展に繋がらないと思い、事務局を都内に設けることでした。次期会長は、全国から選出できるように、都内で、私大協・私学会館に近く、理事会は狭くても開催ができ、賃貸等経費も年会費内で可能な場所を、私短協の事務局長さんのご協力を得て、この市ヶ谷に求めました。そして、現在の吉沢則泰事務局長さんに就任していただきました。その際、加盟校 64 校で、それまでの加盟数をもってシミュレーションし、収入を推定し、予算案を立てた次第でした。それを上回る曲線で加盟校が急増し、有難い悲鳴となっていく状況でした。そして、事業規模を拡大して行けるようになった次第です。

第 4 代会長に天使大学の近藤潤子理事長・学長が就任され、一般社団法人化が計画され、事業内容・理事数の見直し、司法書士・会計士等の交渉を行い成立しました。私が担当している期間に関わった会長・理事・監事・事務局すべての方々は、真摯に協会のためにご活躍をされていたらっしゃいました。どれほど有難かったかわかりません。感謝のみでございます。

日本の私立大学は、大学全体の約 80% を占め、高等教育は私大が担っている側面があり、教育の質、教員の質の向上は重要な課題といえます。私大の役割・重責を担う本協会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

特別寄稿

常務執行理事の 6 年を振り返って

業務執行理事

野口 眞弓



2011（平成 23）年 7 月に業務執行理事に就任し、近藤潤子会長のもとで 2015（平成 27）年 7 月までの 2 期 4 年間、その後、井部俊子会長のもとで 2017（平成 29）年 7 月までの 2 年間、合わせて 3 期 6 年を務めることになります。就任時には、法人化、諸規程の整備、事務所の移転という大仕事を成し遂げられた前任者の森美智子先生から丁寧な引継を受けました。大きな課題が解決された後を引き継いだ訳ですが、知識・経験とも前任者に遠く及ばない私の心中にあったのは、何事にも果敢に挑戦して最善を尽くすという覚悟だけでした。

業務執行理事としての 6 年間の活動は、講演会、会報、総会の三つに集約できます。

講演会は、加盟校の看護学教育の発展に貢献することを目的としており、さまざまな企画をしています。総会に引き続いて主に加盟校の代表者を対象に開催しました講演会では、近藤会長の斬新なアイデアを実現すべく、講師の依頼にでかけました。また、私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1「教育の質的転換」の評価項目に履修系統図が入ったことに対応するため、2013（平成 25）年に東京と大阪で「看護学士教育カリキュラムの再検討－カリキュラム・マップの活用－」と題した研修会を開催しました。この研修のモデル教材として、所属校のカリキュラム・マップを作成させていただきました。

2016（平成 28）年は本協会の 40 周年に当たり、記念講演会を開催しました。ペンシルベニア大学の Jane Barnsteiner 先生をお招きし、「看護実践を変える教育改革－Quality and Safety Education for Nurses－」と題して講演していただきました。この事業は本協会の節目となるイベントで、会場の選定から講演者との連絡などの仕事がありましたが、Barnsteiner 先生との連絡調整をしてくださったクローズ幸子先生や記念講演準備委員会の委員の先生方、および本協会の事務局の協力のもとに無事終えることができました。

会報は、所属校の小林尚司先生、中島佳緒里先生、石黒千映子先生の協力を得て 6 回発行しました。読者の皆様に興味をもっていただけるよう心がけましたが、原稿依頼から校正まで短期間に行う必要があり、他の仕事と重なる時などはとても無理だと思ったこともありました。何とか計画通り発行できたのは協力してくださった先生方のおかげです。

総会では、前年度の業務の報告と新年度の事業計画の提案を行う役割があり、業務の執行や企画が協会の目的と規程に沿っていることを明らかにするよう努めましたが、業務に携わっていない人の理解を得られるように説明するのは簡単ではなく、毎回相当なストレスを感じました。

現在、井部俊子会長は、本協会の活動をさらに活性化するための改革を実行しておられ、その一翼を担えるように努力しております。

業務執行理事という身の丈を超えた大役を何とか成し遂げることができたのは、本当に多くの方々の助けがあったからです。ご協力に心から感謝し、多くの方々が思いをこめられた本協会がますます発展することを願っております。

記念座談会



日本私立看護系大学協会結成 40 周年記念

座談会
I

日本私立看護系大学協会の 過去・現在・未来

日本私立看護系大学協会

井部 俊子 会長
 近藤 潤子 前会長
 佐々木秀美 副会長
 矢野 正子 前副会長
 菱沼 典子 前将来構想検討委員会委員長
 森 美智子 元指名理事

司会

福島 道子 元理事

(敬称略)

日本私立看護系大学協会の 10 年を振り返って

福島 (司会) 日本私立看護系大学協会 40 周年記念ということで、今まで中枢を担ってきてくださった先生方にお集まりいただきました。テーマは、「日本私立看護系大学協会の過去・現在・未来」です。

協会ホームページの井部会長のご挨拶によれば、昭和 51 年の協会設立時には 11 校だった加盟校が今や 163 校になっているということです。しかも、看護系大学の 6 割以上が私学だということで、改めて日本私立看護系大学協会の重い役割を認識します。

今日は、そのような協会の歴史を振り返りつつ、これからどうあればいいのか、未来の役割を考えていければと思っています。

まず、この過去 10 年を振り返りたいと思います。井部先生には平成 16 年から監事を引き受けていただいています。また、森先生にも平成 16 年から事務局を兼ねて、協会の表裏両面を支えていただきました。当時、どのような活動があったのか。何を目指してやってきたのかというところからお話いただければと思います。

森 私が事務局と理事を担当しましたときには、たぶん加盟校は 64 校だったと思います。今回の記念



森 美智子 氏

誌にも書きましたが、その当時、私は日本赤十字武蔵野短期大学にいて、そこで協会の事務局の仕事をすることになりました。幸い日赤同士での引き継ぎでしたので、自由度は高く、やれるとは思っていました。しかし、この次に会長が変わったときには、また事務局が別の大学に移ることになります。次の会長には近藤先生の名前が上がっていました。近藤先生のいらっしゃる北海道が事務局ということになりますと、総会はいいいとしても、理事会をその都度北海道で開くということになり、交通費その他で事務局経費もかかります。そこで、東京の私学会館の近くに事務局を構えるということを、私は第一に考えました。そのほうが、私大協（日本私立大学協会）、私短協（日本私立短期大学協会）の協力も得られやすくなるからです。

加盟校が40校の頃からシミュレーションをずっとしていましたが、当時の60校の延長線で考えられるのは最大90校くらいでした。90校のお金で家賃、諸経費、事務局費などの維持費が払え、かつ今までやっている事業の質を落とさず、それよりもできるだけプラスアルファができる。そういうことからすると、月額で最大20数万円の家賃が限度でした。そのような考えで、私大協、私短協の事務局長さんにも協力いただき、市ヶ谷近辺で不動産屋さんを通して、現在のこの場所を確保しました。実は当時、50万円近くの家賃で道なりの東京理科大学の側に7階建てくらい大きなビルがあったのです。見晴らしも良く、広いスペースがあり理事会も開けます。しかし、想定の2倍の家賃でしたので当時の財政からは手が出ませんでした。そこでここに落ち

着いたという経緯がありました。

福島 私も事務局を担当していたのですが、それまでずっと手作りでやってきたところを、森先生に引き継いでいただき、まずは将来を見据えて、先につながる事務局体制をつくっていただけたと感じています。

井部 私は平成16年からずっと監事をしていました。その後、近藤先生の後任として、平成27年から会長となりました。監事は直接事業を執行するというよりも、評価をするという役割でした。総会で指摘されるのは、加盟校が増加したこともあり、お金を残し過ぎているのではないか、何に使う予定なのかということでした。これは今後の展望とも関連しますが、会員から徴収している会費をいかに効率的に活用して、会員に還元するか。それが日本私立看護系大学協会の最大の課題ではないかと思います。今取り組みを進めているところです。

福島 当時の活動として印象に残っていることはありますか。

森 この頃から、皆さん各委員会活動をととても活発になさっていました。研究助成事業も、大きく機能しました。それから、大学の運営・経営も、今の自己点検評価につながる調査研究ではかなりしっかりしたものがこのあたりにできました。また、教員の質向上でもいろいろな事業をしていました。予算規模に関しては今ほどではなかったかもしれませんが、一つひとつの事業の質は今と遜色なかったと思います。

看護師国家試験に関する事業では、試験問題グループのためにCDを作成し、その取組みは本当に素晴らしいと思いました。また、国家試験問題のコメントを質的に立派な小冊子にまとめて、厚生労働省へ国家試験に関する申し入れを毎年していましたが、非常に機能していました。そのように、すべてのグループの人たちの足跡は評価できるような仕事をしていたらいいと思います。それは年度別の報告書の中にも出ています。同時に、会報や刊行物も軌道に乗っていきました。

福島 近藤先生が会長になられてから、法人化することが平成 21 年にありました。この法人化の意図はどういうところにあったのでしょうか。

近藤 国公立と私学の大きな違いは、私学では各々独自の建学の理念に基づいて教育が行われること、自律した経営・運営等にあるわけです。そういうことに関して、国や行政に向かって働きかけるときに、法人格を持っているということが本来必要です。長年活動が続けてきたこの協会が、組織としてはっきり発言、提言、要望等ができるためには法人化していることが重要だということで、皆さんの合意のもとに法人化が進められていきました。

井部 私も法人化準備委員会委員に入っていましたが、実質的に関わったのは、近藤先生、堺先生、森先生で、森先生が中核になりご苦勞をされていました。

森 事務的な意味での苦勞はいたしました。やはり、法人化するかどうかということもありました。世の中が何からの形で法人化をしていくという動きの中で、学会も法人化していかないといけない。そのときに、NPO、一般社団法人など、選択肢はあったわけですが、この協会の将来の安定性と公共性を考えたときには一般社団法人でやっていかなければいけないのではないかという集まった皆さんの意見で最終的に決まりました。

実際の事務作業としては吉沢事務局長を中心に、私が適宜アドバイスをしながら近藤先生や皆さんのお力を借りて動いたという感じです。

福島 そのあたりからでしょうか。各事業がセミナーを開催するようになって、より興味深いテーマが掲げられるようになったという印象があります。

森 大学における教育に関する事業のグループと、研究に関する事業のグループが手始めになりました。間口と深さは矢野先生がきっかけを作られました。

時代の変化に合わせて さまざまなセミナーを企画

福島 いろいろな企画の中で、ヒット企画といえますか、参加者がすごく多かったとか、これは後の評価が高かったというのはありましたか。

矢野 ほとんどのものが評判は良かったのではないのでしょうか。みんな 200 人以上が参加されていました。平成 18 年からもう 10 年くらい続いてきており、私は理事をはずれましたが、今も手伝ってはいます。

最初は看護系大学が次々にでき始めたということがあり、教育の質や先生の研修、授業内容に関するようなことをずっとやってきました。セミナーを受講された方が、その後は自分の大学で皆さんに教える。セミナーにはそういう役割もありました。そこで、世の中の動きに合わせてテーマを変えていこうということで、平成 24 年には、アメリカの実態を知りたいという要望に合わせて、NP（Nurse Practitioner）制度を取り上げたこともありました。当時、協議会ができ、厚労省でチーム医療の検討会が始まるという動きもありましたので、アメリカからレンデンマン美智子先生をお招きし、「米国におけるナースプラクティショナーの教育・実践・研究の実際」ということで講演をしてもらいました。

その後は、研究が中心のテーマになっていきました。特に課題になっていたのは質的研究です。それは一体どういうものかということで、「看護研究と科学性—質的研究をエビデンスとするために—」というテーマでセミナーを開いたこともあります。何回かやりましたが、とても面白かったと思います。

それから、大学の動きとして、ループリックやアクティブ・ラーニングといったことが出てきたので、そういったものも取り上げました。そのように、時代によってテーマは変わってきました。

福島 いろいろな事業のところで研修会やセミナーが開かれ、それぞれ印象深いのですが、私が個人的に面白いと思ったのは、大学運営・経営のところです。「学部長、学科長等教育責任者に知っておいていただきたい…」というテーマを掲げて何回かやら

れました。

森 それは必要だと思いました。自分が学長になって、より強く感じたわけです。私大協などに出ると、厚生労働省、文部科学省の課長クラスの方がいらっしゃるわけです。私は以前から、学長が病院長を兼ねていましたから代行することが多く、知識があったわけですが、学部長、学科長ですと、マンモス大学によっては、学長レベルの知識が学部、学科に入っていないわけです。国の政策、社会の動きに対して、すでに動き出したものではなく、どのように動こうとしているかという情報は、いずれ研究、教育にも反映してきます。そういう意味では、看護教育のトップクラスの人たちはもっと情報収集をするべきではないかと前から思っていました。

福島 特に私学の場合は経営という側面があるので、そこは疎いとは言ってられません。

森 経営者は経営の知識が必要ですが、バランスもあるわけです。大学の経営方針と、教育の質の保証との兼ね合いが大切で、すべてイエスマンにはなりません。しかし、だからといって経営に反対していたのでは、私学は運営できません。そういったバランス感覚や価値観を私たちはどうやって学んでいくかということになります。学部長の学内でのバランスのとれたリーダーシップは、私学には重要度が高いものがあります。新聞やテレビの報道では得られない情報を、協会のセミナーに来ていただいて、学部長クラスが得るということは必要ではないかと思っています。

福島 そういった企画は、将来構想検討委員会で、菱沼先生や井部先生たちが引っ張ってくださった印象があります。

菱沼 社団法人化するということは、やはり法人格を持って発言していくということを意味します。そうなったときには、私立大学はどうあればいいのかを考えなくてははいけません。それこそ補助金の仕組みなどにもあまりに疎い。ですから、補助金の仕組みを知り、補助金を獲得しようと思ったら何をすれ

ばいいのか、そういうことを考えられるようにしたいと思いました。先生方は何かをやろうとすると、それなら教員を増やしてくださいという話になります。ですが、教員を増やして何かをやるのではなく、現状で変えていくということでないでないと経営は成り立ちません。そこは、教員も私学の仕組みを知っておかないといけないのではないかとということがありました。

近藤 本協会の設立の経緯にさかのぼると、教員の資質や卒業生の再教育をととても大事にしてきました。しかし、私学としての経営・運営の知識や方略については取り上げてきませんでした。加盟大学が急増していく中で、運営と経営に関する事業が重視されてきました。経営・運営としては、ガバナンスや財政の問題があります。最初の頃はガバナンスという言葉も話題に出ませんでした。経営と教学の運営組織を明確にして学長や学部長がリーダーシップを取るための方略を学ぶことが必要だったので、それに関連する研修企画やデータベースの作成等にご苦労をいただきました。

それから、私立看護系大学の加盟校数が毎年急増していったために、財務の変動が大きく財務計画に論議がありました。会費を下げるという話も出ましたが、必要と思われる事業活動を、年度の予算の枠の中に切り詰めて納め、運用してきているので、事業を充実することにしました。それと併せて、今後の事業と予算を組織立てて考えていくために、この協会のあり方を将来構想検討委員会で検討していただくことになりました。

また、運営・経営の事業としては、私立看護系大学の増設の中であって、私立看護系大学の運営・経営のあり方が課題でありました。特に私学は建学の理念を持って運営にあたることと、各大学独自の財源で経営することが、国公立のように公費で運営されるところとは性質が違いますので財務等について検討しなければということになりました。業務担当執行理事や、理事の方、研修、経営・運営の担当の理事達がいいろいろ企画をしてくださって加盟校がそれぞれの大学の特徴を活かして、安定した財政のもとで良好な教育・運営が続けられるための研修を毎年取り上げていきました。これは、新しい内容の事



近藤 潤子 氏

業だったと思います。

佐々木 近藤先生がずっと、私学では国公立と違い、経営の問題が非常に重要であるということをおっしゃっていましたので、私もそれは非常に興味深いテーマだと思っています。私学では、いかに学生を確保して、経営を安定化させつつ、教育の質を向上させていくのかということが大きな課題になります。教育の質を向上させようと思ったら経営が安定していないといけません。そのためには、きちっとした教員ときちっとした学生との相互作用の中で、健全な学校運営をしていくことが大切です。そういう意味では、経営という問題についてまったく無関心ではいられません。そうしますと、外部資金をどのように確保していこうかということになります。

国庫補助事業あるいは、厚生労働省や文部科学省から出している研究費をいかに獲得していくのかというのは、経営と直接的ということではないかもしれませんが重要になります。私がずっと担当させていただいています研究のところでは、いかに外部資金を獲得するための研究計画書を書いていくのかというところに焦点を当ててセミナーを開催させていただきました。そこでは、質と量の両面から適切な研究手法を採択できる教育職員になっていただきたいという思いがあり、ここ数年、福島先生も含め頑張ってきたところです。

たとえば、広島県で言いますと、国立大学が90何件という外部研究費を獲得しているのに対して、私学が一番大きなところでも30件くらいしか取れていません。約3分の1というのが実際です。ここ

は、私どもがこれからもう少し頑張らないといけないところではないかと思っています。

若手研究者研究助成の現状と課題

福島 その流れで、研究助成の制度を設けてから、毎年の応募数や、協会を構成している特に若手の人たちの研究の質などの傾向として何か動きはありますか。

佐々木 研究の若手の助成のほうの規程では、理事の方々と相談させていただいて、増やしていく方向にさせていただいています。しかしながら、研究の質のところでは、たとえば上司に点検をしていただいてから提出された場合とダイレクトに提出された場合の比較では、後者の方が内容が少し粗雑になっているというところもあります。視点の当て方や方法論など、そのあたりは指導を受けながら研究助成に向けた実行可能な計画書の内容が整っていくとなお良いと思っています。

私どもは研究助成をするときに落ちた人たちに対してコメントを送るようにしていますが、そのコメントで次回内容を修正してお出しいただくというのもまたひとつ手厚くなったところではないかと思っています。そうしたことで、助成のための申請は多くなりましたが、成果発表のところが若干気になります。助成を受けたものはしっかりと成果、発表まで持っていけるようにというのは、研究倫理の問題でもあります。

井部 昨年の研究発表に限り申し上げますと、あまり質は高くないという印象を持ちました。もう少し研究のプロセスに指導的に関わるような機能を協会が持ったほうがいいのか、あるいはそれぞれの大学が若手研究者を育成することにもう少し力を注がなくてはいけないのか、考えさせられました。

佐々木 私も平成22年からこの助成事業に関わっておりますが、そのときの成果発表はものすごく優秀でした。私もびっくりするほど、若手の人たちが頑張っていました。少しずつ質が下がってきているという気がします。若手の人たちといっても、も

ちろん大学で働いておられる方々ですから、少なくともマスターを持っておられるはずです。ですから、研究入門編のところは終わっている方々だと思うのですが、もう少し指導を受けたほうがさらに精練された研究発表ができ、ノウハウも身につくのではないかと感じています。

福島 私としては、大学の運営・経営の研修もすごく印象深かったのですが、もうひとつ若手の教員のための「大学とは」「私学とは」という研修がありました。あれも私は関心を持って聞かせていただきました。研修にご参加いただいた菱沼先生の印象はいかがですか。

菱沼 私がこの将来構想検討委員会委員長になった年に、加盟校に調査をしました。加盟校の幹部の方たちに、何が一番問題かと聞いたところ、「教員の教育力」、「教員の研究力」、それから「実習上の問題」という回答が出ていました。

「教員の教育力」、「教員の研究力」に関しては、大学教育の経験がない方あるいは大学教育を受けていない方が、大学の教員にならなければ、こんなに急激に大学は増やせません。大学の教員の質をお互いに保つ努力していかないと立ち行かなくなります。大学の専門教育学校化ということも言われています。看護師を育てればいい、国家試験さえ受ければいいという形で、知識の伝達をするだけが大学教育ではありません。どうやって全体がレベルアップしていったらいいのか。教師の中には、国公立から私立にいらした方もいます。教師としての新人だけではなくて、私立大学の教員としての新人という意味で、私立大学の成り立ちや、いわゆる新人の教員が備えるべき力というような研修もやったほうがいいのではないかとということで始めました。それはすごく参加者が多く、ニーズの高い問題だったのだと思います。2年か3年続けています。

私が在籍している大学の若手に、最初の会のときに新人の教員研修に出なさいと言って勧めたことがありました。そうしたら、今までの人にはこれはなかったということで、私たちはラッキーでしたと言っていました。やはり知らないことが多かったとも言っていましたので、そういうものは必要なので

はないかと思っています。

若手の教員のためのもの、中堅の教員のため、幹部教員のものということで、少し中身を分けて組んでいったらどうかというお話も出ています。

協会の支部化や研究所など将来構想について

福島 協会はこれからどこに向かっていこうとしているのか。何を目指すのか。協会や将来構想検討委員会のほうでも、すでに具体的に提示していただいているとは思いますが、会長から改めてお話しただけですか。

井部 平成27年度の会報にも書きましたが、看護系大学の設置・増設が急速に進んでいます。なかでも全国の看護系大学の63%が私立だということで、私学は質の高い専門職業人を育成する大きな役割を担っているということを認識しました。協会の定款には、具体的に次のような事業が示されています。①大学における教育に関する事業、②大学における研究に関する事業、③教育、学術および文化の国際交流事業、④大学運営・経営に関する事業、⑤関係機関との提携等に関する社会的事業、⑥会報・出版等の広報に関する事業、⑧その他、本協会の目的を達成するために必要な事業です。その他の事業として、将来構想検討委員会が作られ、今年度はその他として、40周年記念事業準備委員会が設置されました。こうしたことが定款に掲げられていますので、会長としてはこの定款に掲げられている事業をいかに行うかということが問われているのだと思っています。

私は近藤先生から会長職を引き継いだあと、私が最初に行ったのは、これまで副会長、業務執行理事ならびに財務を担当する理事というのが組織図としてはっきり掲げられていませんでしたのでそれを整理しました。事業の企画・執行を行う委員会を構造化するということでした。また、各事業を担当するのは、結局は委員会組織ですので、誰が委員としてそこにいるのか、委員とは別に実行部隊は誰なのか。委員会の会計を担う人は誰なのかといったことをはっきりさせるために、委員会組織として明示することにいたしました。さらに、委員会規程で議事録



井部 俊子 氏

を作成し、提出するということになっていたのですが、あいまいなところがあったので、議事録の作成と提出を義務づけ、全体の活動が把握できるようにしました。いわば組織の機能を整理したということになると思います。

これまで委員会が事業を担ってきたださったわけですが、予算が余っているわけですから、私はもっと事業ができるのではないかと考えています。各委員会の方たちは、日頃の自分の大学の仕事を担っていますので、事業のためにさらに負荷を与えるというのは効率的ではありません。そこで、事務局機能の強化ということを考え、専任の常勤職員を正規の職員として雇用いたしました。一般社団法人として雇用できるということは良かったと思います。そうは言っても不備もありましたので、雇用にあたっては事務局職員の雇用に関する規程も整備しました。それを理事会で承認いただき、正職員を雇うということを始めました。もう1名常勤職員を雇用し、2名の常勤と、場合によっては非常勤の人たちも総動員しながら各委員会がやろうとしていることをサポートして、機動力を上げたいと思っているところです。

それから、活動の拠点として、手狭になった事務所の移転の検討に着手しました。ここは夜になると冷暖房も効きません。もっと広いところを探していました。理事会もでき、いろいろな委員会活動もでき、かつ教育や研究の指導ができる拠点として、ようやく仮契約を結び、承認されれば移転という運びになっています。将来構想検討委員会がいろいろ指摘してくださっています教育の質、教員の研究力・

教育力、ガバナンスの問題、大学の教育を進めていくうえで課題となっていることなどを積極的に取り上げて、研究、研修できる拠点化をしたいと思っています。

委員会活動は、事業ごとに委員会が作られていますが、それだけではなく、組織横断的にやらなくてはならないテーマもあります。ですから、次年度は1つには委員会活動の統合と効率化を進めていきます。それから、役員の選出方法がはっきりしないということもありますので、2つ目に役員選出方法を検討すること、3つ目に事務局体制を強化すること、4つ目に40周年記念事業を実施するというのを、重点活動として挙げています。

今、看護系大学の組織は、日本私立看護系大学協会と、全体を網羅する日本看護系大学協議会という2つがあります。私立看護系大学は、2つの組織に会費を払っているわけです。これをこのままでずっといくのかどうかというのも、将来的には考えていかなくはいけません。看護界がパワーを持つためには、2つの組織が必要なのかという根本的なことも考えたほうがいいのではないかと考えています。

佐々木 この協会がどのようにすれば発展的になれるのかということと、毎年増え続けている私学の質というものをどのように担保していけばいいかという問題は非常に大きいと思っています。全体で770校くらいの大学があるなかで、看護系が250校くらいで、3分の1に増えております。そういう大学が何のために看護系の学部を発足していくのか。専門学校は実務家を養成しているというところで、実務家看護師というところがあると思うのですが、大学がそれよりも劣るというのであれば、これは非常に切ないところがあります。私たちはやはり高等教育は深く専門の学術を探究するという目的がありますので、伝承していく部分と、それから開発していく部分というところで、両方がうまくいって初めて高等教育としての機能が果たせると思っています。そのなかで、看護学というものをもう少し構築できるように将来的になっていければと思っています。

井部 将来構想検討委員会が整理してくださった平



佐々木 秀美 氏

成 28 年度の日本私立看護系大学協会の研修体系の案があります。「ガバナンス・運営」「組織の教育力向上」「研究能力維持向上」「社会貢献」という 4 つの研修内容で、強化すべき対象を分類してくださいました。この案に沿って各委員会が企画しているセミナーを当てはめてみると、4 つしか入っていません。大学教育委員会にしろ、研究活動委員会、大学運営・経営委員会、渉外委員会にしろ、すべて単発で 1 つセミナーが終わればそれで 1 年が終わりになります。これを点ではなく、もう少し面で進められないかと考えています。

近藤 これは平成 28 年度の単年度の研修だけで、長期展望ではないですね。将来構想では、5 年後、10 年後というような長期展望も作られるわけですか。

菱沼 将来構想としての研修体系の案も作っています。そこには、全国とか、支部といった記載も入れています。これだけ加盟校が増えましたので、支部化をしないと活動ができないということで、支部を作って支部の中でも順番に役割を回していこうと考えています。誰かにやってもらうのではなくて、それぞれの大学がご自分で参加し、その参加校が自分たちでやっていくという活動にしていこうために、これは全国でやる、これは支部でやるというマップを作りました。

福島 その支部活動というのは、いつからというような具体的な年次や構想はあるのですか。

井部 出しつつあります。まず、理事の選出方法をブロック別にきちんと決めて、そこでブロックごとに何をやるかという地区別の活動の推進です。

近藤 夢のようで、実現は無理だということになるかも知れませんが、研究所を付置するという構想は持たないのですか。小中高校の教師は教師の免許を持っていないと、教師にはなれませんが、大学の教員にはその定めがありません。大学の教員は、専門職について、さらに、その教育や研究について学ばれるように大学院が整備されなければならないのですが、自分の専門を学生に効果的に伝えるために、専門分野とともに教育者としての十分な準備が必要です。カリキュラムとは何か、カリキュラムの構造、作成の方法について、さらに、教授-学習の理論と方略、評価など職業教育の教員になられる方に、教育者としての準備のための看護学教育の研修機関が必要ではありませんか。現在も研修が行われていますが、研修機関を通して学位の一部となりうる単位を付与することはできないでしょうか。

また、大学修了時の能力レベルの評価は、国家試験だけになっていますが、学年や科目コア能力ごとの学習の評価も含め、学習の測定、評価を専門に行う機関の設立はいかがでしょうか。矢野先生と昔にそのような研究所を創設したいという話をしたことがあります。国家試験の問題の内容、構成、レベル、方法はどのようにして決めるのでしょうか。アメリカには NLN (National League for Nursing: 全米看護連盟) のような組織があり、専任の専門職、教育者たちが問題を作成し、全米各州どこでも年間に何回か各種の試験が受けられます。私立看護系大学間で共同で目標を設定して、学習成果の評価手段を共同で開発するような附置研究所を設立できないものかと思っています。

本協会の将来構想の夢でしょうか。本協会が提案者として推進すべき全国規模の課題でしょうか。

話は変わりますが、将来のために本協会を、公益法人にするかどうかどうかも検討事項であると思います。本協会の目的、事業は公益性が大きいので、公益法人とする可能性は十分あると思います。

井部 私立大学だけでそれをやるべきかどうかとい

うこともあります。

近藤 研究所ということになると、日本看護系大学協議会など関連組織と合同ではどうだろう、国公立の組織にしては、という発想もあるでしょう。教育の質を高め実践の質を保証するためにも、評価に焦点を当て、看護教育全般の改善向上に配慮することを切望しています。

私立は国公立と明らかに特徴が違うというところを活かした教育があっていいと思います。財務を自立して考える私立と、国や自治体の予算によって拘束された国公立では、経営・運営は明らかに違っています。私立の運営を考えるためには、私立としての事柄を私立として検討する独自の組織が必要です。ただし、私立看護系大学が取り組む課題と、看護界全体でとり組むことが望ましく、また、どちらが実現可能であるかは検討されるといいと思います。

全国の看護系大学のうち、私立は、校数では55%、卒業者数では59%を占めています。全大学に占める私立大学の比率は約70%です。一方、看護師養成機関の52～3%は専門学校で、大学は約47%くらいですから、まだ大学は増加すると予想されます。現在の喫緊の課題は、速やかに大学院を整備・強化して教育・指導に当たる看護専門職の人材を質的・量的に確保しながら大学を増やす方向で進めることです。専門職の教育者の充足を図らなければ大学の数が増えても教育の質の保証は困難でしょう。既存の看護教育機関の教員を新設大学の教員にすることでは対応しきれません。大学院をバックアップし、その数が増えるのと並行して、学士課程の増設を考えて欲しいです。大学院の増設が進むまで、教員研修事業を十分に機能させなければ教育が停滞してしまうかもしれません。今後も私立看護系大学が増えるとなると、全大学の全国比のように70%以上が私立であるという時代がくるだろうと思います。

福島 研究所の財源はどうしますか。

森 まず看護系大学は増えます。現在、私学全体が80%で、看護系も同様な傾向をたどります。看護師

は少なくとも毎年5万人の卒業生が出ています。そのうち、大学は約2万人ですが、もう1万くらいは私学で増えます。ですから、30万円の会費を落とさなければ財源は増えます。

一番の課題は、教育の質の向上と研究力です。日本私立看護系大学協会の加盟校は200校近くになっていますが、もう100校は増えるだろうと考えられます。300校というと、これはものすごい力になります。毎年セミナーを開催していますが、申し訳ありませんが、打ち上げ花火なのです。そのときだけは効果がありますが、継続してそれを活かしている教員がどれだけいるかという疑問です。これをもう少し質を高め、継続させ、研究でも本当に質の良い研究を出していくためには、研究所が必要です。各大学にも研究所があり、いろいろなことを行っている。しかし、研究所を持っていない大学も含めて、看護というところに焦点を当てた形で研究活動を行っていくには、まさに財力とネットワークがある日本私立看護系大学協会が最適ではないかと思っています。

それから、国公立から私立にくる先生方がいますが、教育と研究の両方に対して情熱と責任を傾けてやっているかという、どちらか一方の部分が多いと感じます。しかし、私学というのは、一人ひとりの教員が、教育に非常に強い情熱と責任を持って、社会の信頼を得て、初めて存続できる集団で、それにより大学全体の将来が決まり、大学の歴史と卒業生への責任が果たせるわけです。教育と研究、学校運営のバランス感覚が大事で、それがないと私学は維持できません。それぞれの私学のミッションを大事にした教育について、この協会が教育センターなりを持って発信できるものが作れたらという気がしています。

菱沼 私自身は、私立大学が、日本看護系大学協議会と、この日本私立看護系大学協会の両方にお金を出すのは大変だろうなと思っています。経営が圧迫されてくると、加盟しない大学が出てくる可能性があります。ですから、今の会費でいくなら、ここに入っていないと損するというような協会ならではのメリットを打ち出していく必要があるだろうと思っています。日本私立看護系大学協会が設立されたの

は昭和 51 年ですが、私はその年に今の聖路加国際大学に教員として入りました。そのときに、古い化学実験室に書類を持ち込んで、事務の方一人と前田先生が、この私立看護系大学協会の仕事をいつも一生懸命されていたのを横目で見ていました。ですから、日本看護系大学協議会と合体をしたらという話は心情的には頷けないのですが、組織的に考えればそういうことも検討することは必要なのではないかと思います。

研究所構想は財政の基盤がよほどないとできないことなので、もしやるとしたら、やはり看護系全体でやるほうが良いという気もします。ただし、全体でやったときも、私学部とか国公立部みたいな組織をきちんと分けてやるべきではないかと思っています。

今、教育の質ということでは、学部のみならず、大学院教育の質もどうなのかという心配はあります。たとえば CNS (Certified Nurse Specialist: 専門看護師) の評価といったこともあります。

近藤 大学院教育も組織を作って協議し、各大学院が実践している教育の内容を話し合い、大学院の修了生が持つ「修士力」、あるいは「分野別の実践力」のような申し合わせを作成して教育の質の保証をすることが必要でしょう。大学院の修了者に期待する能力を明確にしてほしいと思います。

菱沼 ですから、大学院教育をきちんとやることは必要です。約 2/3 の大学は大学院を持っていて、CNS 教育に特化している大学もあります。それから、その半数が博士課程をもっているらしいです。大学院の質保証ということも、すでに課題になっています。本当は、教員を育てる、研究者を育てるというのは、協会でやるべきことではなく、大学院でやるべきことだと思うのです。しかし、その大学院の質がどうかということを考えると、悩ましいところです。

日本私立看護系大学協会の 次の 10 年に向けて

福島 今まで教員の質の評価や、大学の増加という



菱沼 典子 氏

ことを考えてきました。個人的に、もうひとつ考えていただきたいと思うのは、大学差、地域差の問題です。

近藤 国に統一基準を作らせるというようなことではなく、取り上げる能力のカテゴリーがいくつもあると思います。そのカテゴリーやレベルのグループが集まって協議をしながら、申し合わせ基準をつくっていきけるような運動が必要で、その原動力になるのがこの協会のような組織だと思います。本協会がみんなでやりましょうという提案することから始まるのではないかと思います。

福島 質といったときに、たとえば中央のところで質ということを考えるだけではなくて、地方の今ある現状を踏まえての教員研修や質の向上ということも視野に入れていただけたらと思います。

矢野 打ち上げ花火みたいにセミナーが終わってしまうということは確かです。ですから、セミナーをやるにしても、もっと組織的にやる必要があります。たとえば、各支部で何名出すとか、あるいは受けた人たちが自分の大学できちんと返していくということを義務づけるなど、積極的に自分でやるようにしていかないとはいけません。

テーマに関しては、先ほど話したように、そのときの時流にあったものをやればみんながくるだろうと考えてやってきました。しかし、それを各自が持つて帰っているかというと、そうではありません。これまで開催したセミナーの記録を全部読んでしまし



矢野 正子 氏

たが、結構中身はまじめです。やはり、それを個人でも支部単位でも、次のレスポンスにつなげていく、全国に広げていくための形が必要です。

研究所がもしできれば、そこがかなり役割を担ってくれると思っています。今の状況では、来てくれるだけでもいいのですが、そのあとで教員自身それを自分のものにして、みんなに伝えていく。そういうことがないと、もったいないという気がしています。

森 もうひとつ新入教員の指導も充実させていきたい。支部でも全国でもいいのですが、これは本当に必要ではないかと思っています。先生方が皆さん、教育学、教育心理学、カリキュラム等を全部習って就職していればいいのですが、それがわからない人たちもいます。

昔、私たちの頃でも1年コースがあり、一般的に看護教員になるために、3年の看護教育のカリキュラムで足りないものは、教育学や憲法等みんなそこに入っていました。カリキュラムの作り方から教育実習から、それこそ授業案作成・授業実施、それを全部評価されたのです。責任者が新人教育で教えても、やはり組織立って教育するのと、オリエンテーションに近い形で行うのとでは限界があります。教育について、本当にわかって入って欲しいと思っているものですから、知識が不足している教員は現任教育で参加できる機会があればいいと思います。

それから、研究発表の水準の向上も課題です。協会では研究助成をしています、助成したら発表させるように、義務づける。そして水準を上げていく

ことが必要だと感じています。

そのほか、学長を経験してみて思ったのは、やはりガバナンス・運営です。せめて学部長、学科長は、学校運営や学校全体を評価できる能力が欲しい。この点も、学部長、学科長クラスが学び、力をつけるチャンスの場になればと思います。

井部 先ほど福島さんがおっしゃった大学差や地方の格差に対して、どのようにして対応したらいいのか、私の中でも課題としてあります。

福島 支部活動というのも構想の中にありますが、地方の大学ではどうしても東京で開催されるとなると距離がありますし、お金もかかります。やはり、支部活動は距離感がなくなる良い手ではないかと思っています。

矢野 みんな本来の仕事を取られるのは嫌がります。ですから、支部でうまくやれるとしたらそのほうがいい。でも、支部単位でも責任者はあったほうがいいと思います。うちの支部では、いくつかのシナリオの中からこれをやりますとか、支部で受けてきた人が中心になって広めるとか、そういう形で組織化しないとみんな動きません。

井部 組織化を見越して、役員選出の規程を作ることも必要です。

福島 将来に向けて、ここはもっと具体的にしておきたいといったことはありますか。

矢野 保健所の分野では地域連携といった動きがあります。大学も、そういう動きに教育の面ではありますが関係があり、教育内容も当然、変わってきます。前から思っているのが、NPです。これをどうするのかは大きい課題です。私がセミナーでレンデンマンさんと呼んだのは、アメリカのNPをきちんと理解してもらいたいということからでした。みんなわかっていないのです。その途中で、特定行為看護師みたいなものができてしまいました。

井部 当時は「特定看護師」と言っていましたが、

私はナース・プラクティショナー（NP）の前哨戦だと思っていました。私は、特定看護師を作っておくことが将来のNPの近道なのではないかと思っていました。それが結局特定研修を終えた看護師になってしまいました。

近藤 1950年後半頃、アメリカでは、医師が専門分化してジェネラル・プラクティショナーやホームドクターが少なくなったことで、市民から医師会にたくさんのクレームがよせられました。その業務を誰に委嘱しようかという詮議が行われ、アメリカ医師会は看護協会に、特定の教育プログラムを修了した者に業務の一部を委譲することを提案しました。最初に医師会の提案は、記憶が定かではありませんが、約2～4カ月の研修を受けた看護師に、内科や小児科の再来の患者を任せるということでした。アメリカの看護教育にはPhysical Examinationが含まれていました。処方権も必要になります。そこで試みに、同一の患者さんを医師と研修を受けた看護師がそれぞれ診た上で、両者の結果を比較すると、看護師のほうが丁寧にしていたという話もありました。アメリカ看護協会は、医療の役割だけではなく、看護の役割である生活指導を十分に行うものとして、このプラクティショナーの教育は、大学院修士課程で実施することを決定しました。医師会の申し入れでは、看護師にある程度の訓練を受けさせて、という比較的低い条件だったようです。医師会はその前に高卒者を対象にフィジシヤンス・アシスタントという職種を作り出したのですが、大変に不評でした。それで看護にお話があったと言われています。

1950年後半の修士課程は、医療分野に特化したものが多く、内科系看護スペシャリスト、小児科系スペシャリスト等でしたが、その後さらに特殊分化して糖尿病、HIV/Aids等の多様なナース・プラクティショナーが生れていきました。日本では大学院修士課程は学術的なものとされ修士論文等、研究課題に多くの時間が充てられ、大学院を看護臨床専門家の育成に特化した課程として理解されていないと思われます。アメリカではエビデンスに基づくケアの展開を重視しますが、研究論文ではなく、高度スペシャリゼーションの知識と技術を持った専門家を育成する課程になっています。NPは、当然給与な

ど処遇が高くなっています。日本では、医師の側にNPの必要性の認識が強く感じられません。

森 私はNPの研究で、平成21年から22年の間にデータを取ったことがありました。データは、日本の医師と看護師で、それも看護師はCNSと認定看護師です。回答は医師・看護師は同じくらいの比率でしたが、NPの必要性は、医師のほうが看護師より高かったのです。ショックを受けました。日本の現場のトップクラスの看護師の人たちよりも医師のほうが、NPが必要というポイントが高いのです。

当時のデータを分析してみると、今の看護師特定行為研修制度の内容は、アメリカの看護師が独自に医療行為をするレベルで、少しハードルの高いものが入っていますが、質的には真ん中クラスなのです。緊急性を持った重要度の高い項目が結構入っています。これから老人人口がもっと増えますので、在宅ではこのくらいの能力がないと任せられません。介護士がたくさんいますが、やはり本当に病態に責任を持ってみられるのは看護師です。もう年寄りだからこれでいい。見落とすアクシデントが起き、これで永眠されても…、そんなものではありません。やはり、その人の生命は、その人のありようの中で自然に終わらなければいけません。見落とし・対応遅れが安易に許される、それは人間の尊厳としてあってはいけません。介護士さんに任せられない部分を看護師が担う。そのときに、今看護師はどれだけその力があるのでしょうか。

井部 介護施設は、准看護師が多いというのが現状です。

森 ですから、そういうところが変わっていかねればいけない時代だと私は思っていますし、いずれ変わるのではないかと期待はしています。

矢野 それにはやはり実績を積み重ねていくことが大切です。

森 ムーブメントも必要です。どこかで動かしていかなければいけないのではないかと思います。

近藤 平成 12 年に専門職大学院助産修士課程を開設してすでに 200 何十人かの修了生を出していますが、他分野の学究型大学院の博士課程へ行ってしまうのです。高度なレベルの助産師を育成するために臨床博士の課程を作りたいと思うのですが、それを理解してもらえるでしょうか。

どの職種がその行為をすれば、患者さんのためにいいのかという視点から考えてもらいたい。一つひとつの行為ではなく、こういうケアをしているときに、これだけの行為が包含されていれば、患者さんのケアにもっとも適しているという視点を明確にすれば、主張が理解されると思うのですが。

矢野 手順書があって初めて特定行為ができる。医師の指示で単なる特定行為を出すのなら、誰だってできます。今はそういう法律になっていますが、それはおかしい。医師法 17 条の縛りです。そこは何か穴を開けていくような方法を考えないといけません。

福島 ありがとうございます。最後にお一人ずつ、これをお読みになっている方々に向けたメッセージをお願いします。

佐々木 大学の価値・風土というのは、そこにいる教員と学生たちの中で醸し出されていくものだと思います。それぞれの地域で活動する大学は、保助看法（保健師助産師看護師法）に定められたカリキュラムに沿って、学校教育法の中で定められた目的を踏まえながら、自分たちなりの教育をどう推進していくのかということが、大きなキーワードになります。私自身としても、私学として成り立つための努力は今後も惜しまないようにしていきたいと思っています。

菱沼 看護学の知の生産と、学生の教育という両方がそれこそ両輪になっていないと、何のための大学かがわからなくなります。そういう力を持った教員を育成するということが大切です。そのことを忘れず、教員が自らの仕事を果たせる環境を作るために、この協会がどういう旗印を見せていくのか。これから会員校が増えれば増えるほど、大事な役割になる



福島 道子 氏（司会）

のではないかと考えています。

森 私学のミッションを大事にして欲しいと思います。各大学のミッションを大学のガバナンス・運営に活かすためには、看護系のトップの先生方に自覚していただき、大学の役割を果たして欲しいというのがひとつです。それから、協会も含めてですが、社会の変革と進歩には、大学あるいは研究も含めた教育が関わります。社会の動きに追随するという話ではありませんが、そこを視野に入れて私学の発展に役立ち、看護学の発展方向を示していく必要があるのではないか。そのためにも、NP はぜひ進めて欲しいと思います。ケアというのは、部分的には誰にでもできることがあります。しかし、患者さんの病態がわかり、患者さんの病態に責任を持ち、トータルケアができるのは私たちです。そのところは、発展させていって欲しいと思っています。

矢野 NP というのはアメリカの場合は、規定がいっぱいあります。法律的な本も出ています。日本の実情に合うかどうかは別にして、そういうことも知っていて欲しいという気はします。

なによりも大学を専門学校化させないことが大事です。そのためには、やはり教育の質がポイントです。教員の質というのはそれにつれて出てくると思いますので、どのように教育するのかということをもっともっと考えないといけません。ただ教科書を教えるだけではなく、それ以外のデータを取るとか、自分で考えるとか、そういうところを各授業に全部入れていかないと、教育の質は上がりません。まず



は、教育の質を向上させることです。

近藤 私立大学はその創設の理念に基づいて運営・経営されるのですから、その私立大学の理念を大切にして、それぞれの加盟大学が専門職教育を实践すること。それから、高度専門職業人の教育を大学院のレベルで行うということが、日本では理解されていないと思いますので、高度専門職業教育が学究型大学院と異なる点を明確にして高度専門職の実践家としてNP教育をしっかりと発展させていくこと。専門職業教育・プロフェッショナル・エデュケーションの本質的な理解を図ること。その上の高度専門職業の位置づけを明確にし、分野別にその内容やレベルを協議して明らかにすること、などです。

井部 私は現任の私立看護系大学協会の会長として、今日は少し遠くを見るという機会を作っていたき、ありがとうございました。

私としては、皆さんがおっしゃっているようなことを実現できるプラットフォームをいかに作るかと

いうのが役割かと思っています。皆さんの意見はともてチャレンジングで、日本私立看護系大学協会の範囲を超えているところもありましたが、いずれにしても現在の活動の基盤づくりをしっかりと、次のステップに進めるようにしていきたいと思っています。

福島 2時間余にわたりまして、今日は皆さんから貴重なお話をいただきました。いろいろ課題が出ました。質の保証、私学ならではの運営・経営は外せないということ。それから、打ち上げ花火ではなく、継続的な企画を視野に入れた研修の在り方等々。おそらくこうやって発言していただいたということは、そのことがこれから実現していくことになるだろうとも期待しています。今日は本当にありがとうございました。

※この座談会は平成28年6月18日、東京・市ヶ谷の旧事務局において開催しました。



日本私立看護系大学協会結成 40 周年記念

座談会
Ⅱ

私立大学における 看護学教育を展望する

ご出席

林 みよ子 天理医療大学
本庄 恵子 日本赤十字看護大学
岡田 由香 岐阜医療科学大学

司会

林 優子 大阪医科大学

(敬称略)

建学の精神に基づいた看護学教育

林（司会） 今年、日本私立看護系大学協会は 40 周年を迎えました。その記念として 2 つの座談会が企画されました。その 1 つである記念座談会 Part 2 を始めさせていただきます。

本日は、大学でご活躍されている若手教授の 3 名の先生方にお集まりいただきました。座談会のテーマは、「私立大学における看護学教育を展望する」です。先生方には、これから期待する、あるいは目指していきたいと考える看護学教育について、大いに語っていただきたいと思います。

現在、私立看護系大学協会に加入している大学・短大は 170 校であり、国公私立看護系大学全体の約 60% を占めています。私立大学は看護実践者を育成

するために、どの大学も看護学教育に力を入れています。まさに実践を目指す教育です。

わが国では看護系大学が増え続ける中で、看護学教育の質が問われています。いかに看護学教育の質を担保するか、あるいはその質を向上させていくかは大きな課題です。

私立大学にはそれぞれ建学の精神があり、その建学の精神に基づいた大学独自の教育理念があって、教育が実践されていると思います。3 人の先生方には、そのようなことも含めてお話していただければと思います。

また、先だっの 40 周年の記念講演会では、ジェーン・バーンスタイナー先生による『看護師のための質と安全の教育 (QSEN)：看護実践を変える教育改革』のご講演がありました。その講演内容も踏まえながら、皆さんにお話をうかがいたいと思

います。

本庄 私立大学というのは建学の精神に基づいて、看護学教育をしていくという林先生（司会）のお話を聞いて、そうだなと思いました。私たちの大学では、「人道」という建学の精神にもとづいて、一人ひとりを大切する教育を行っています。学生一人ひとりの個性を伸ばしていく。そうして育っていった学生が、今後は患者さんやケアする相手一人ひとりを大事にできる。そういう人になって欲しいと思って教育しています。

また、私立大学はどこも実践を非常に大事にしているとおっしゃいましたが、本学でも実践と学の融合を大事にしています。そうしたことを考えたときには、講義と演習と実習、このつながりがとても重要になってきます。先のシンポジウムでも Formation ということで、Being a nurse ということが語られていました。プロフェッショナルとしての看護師の発達過程に基礎教育の講義・演習・実習が関わっているという視点を持って、私たちは教育していかなければいけないと強く感じました。

そして、大学教員だけでなく、実習指導する臨床の人たちとも協働して教育していくことが、これからは重要になります。私たちの大学では、今、実習指導者研修会というのをやっております。指導者さんたちに来てもらい、そこに教員も入って、実習指導をどうしていくか。ともに学び合って、高め合っていくということをやっています。そのような中で、実習教育の充実をさらに図っていきたいと考えています。Formation ということで、学部の実習のあり方について、学生がなじんで力を発揮できるような期間や方法といったことも大事になると感じています。

さらに、基礎教育だけで終わるのではなく、大学院教育や、看護師になってからもまた戻って来られるような大学として、生涯発達していく存在としての看護師を基礎教育から継続して育てていく。そういった教育のシステムといったものも今後必要ではないかと思っています。生涯に渡って実践と学とがともに学びあい、発展できる。そんなことができればいいと思います。

岡田 私立大学の理念というところでは、本学も「技術者たる前によき人間たれ」という理念があります。よき医療人たる前に、よき人間であること。人間性を大事にし、いかに患者さんの気持ちを汲み取って、寄り添えるかというところを大事にする教育を、いつも苦慮しながら実践しております。

QSEN（Quality and Safety Education for Nurses）の考え方は私も聞いてはいたのですが、今回の40周年記念の講演会で実際にパワーを持って改革を進めてきたバーンスタイナー先生から、QSENの6つのコンピテンシーである「人と家族中心のケア」「チームワークと協働」「エビデンスに基づく実践」「安全」「質の改善」「情報科学」を考える必要があるというお話をお聞きしました。この中で、医療の安全性や質ということがこれから本当に重要になってくると感じました。人間性を大事に育みながら、医療の安全性を高める、質を高めるために何が教育に必要なのか。バーンスタイナー先生もおっしゃっていたのですが、やはり「人と家族中心のケア」や「チームワークと協働」というところは、私立大学として中心的に見据えて教育を考えないといけないと感じました。そのためには、本庄先生がおっしゃったように、プロフェッショナル・ナースとして発達過程を育む Formation が大事になります。知識と技術を教え込み、それで国家試験に合格すれば、教員としては達成したと思いがちですが、気をつけなくてはならないと痛感しました。プロフェッショナルとしての意識をいかに高めるかということが、人間性を育てることにもつながると思います。

それから、本学では、看護師だけではなく、臨床検査技師と診療放射線技師も養成しているため、「チーム医療」を強く出しています。チーム医療の大切さは今までも言われています。実際にどう教育するかというのは本当に難しいところで、今なお悩んでいるところです。講演を聴いて、人を中心としたケアについて、安全というキーワードをもとに他の学科ともコラボレーションし、「チームワーク・協働」の教育ができるといいのではないかな。そんなヒントをもらいました。

また、QSENのカリキュラムを考えるうえで、すごく印象に残ったのは横井先生の「いえラボ」のお

話です。クローズ幸子先生のどうやって看護教育のカリキュラムを変えるかということを受けて、地域に根づく実在モデルを提示していただきました。患者さんというのは、病院ではなくて地域で生活している人としてとらえたプロジェクトでした。教員が地域に何かしら実践して形を残していく。そこで看護の現場と指導者と大学教員がつながっていく。私も前任の大学では、体育館を利用して、就学前のお子さんを対象とした育児支援を立ち上げて、大学の事業として軌道に乗せた体験があり、こういうことが大事なのだと思いました。

林 お二人の先生のお話をお聞きし、基本的に私も同じ方向のことを考えていました。少し違う視点ということでは、天理医療大学はまだ今年5年目の新設の大学です。母体が天理教ということもあり「人に尽くすことを、自らのよろこびとする」という天理教の信条教育を基調として教育しています。医療に携わるものは、人に尽くすということを自分のよろこびとできるということが、基本です。日赤の「人道」に近いと思って聞いておりました。

医療職は仕事ではありますが、やはり人のためという人間性の部分が大切で、本学の理念もそこにおいています。いわゆるヒューマニティを基盤に置きながら、本学の看護学科は保健師や助産師の教育を行っておりませんで、看護師育成のみの教育を行っています。まさに看護の実践者を育てるところに4年間を注げるところでは、非常にありがたい状況ではあります。

それだけに看護学教育をどのようにしていくかというところで、今回講演をうかがった中で私が印象深かったのは、クローズ先生の紹介されたベナー先生の The Stir-Step Model の Professional Identity Formation として段階的に進めていくというところ。そして、IOM (The Institute of Medicine) の看護の未来で、他の医療者に追随するのではなくて、対等なパートナーとしてやっていかねばならないのではないかとこのところでは、興味を持ち、IOM の提言や、引用されていた Crigger の文献を読みました。先ほど出ていたような実践者を育てるためには、知識を詰め込むだけではなくて、今ここでその知識をどう使えばいいのかをしっかりと



林 みよ子 氏

考えさせる教育をしなければいけないと再認識しました。講義をして、演習をして、実習に臨ませてということはしていますが、果たしてどこまで学生に考えさせられる演習になっているのか。ペーパー・シミュレーションにしても、そのようになっているのか。他の大学では先生方がどのように課題を出しているのか。意見交換ができるといいと思いました。

また、チーム医療というところでは、本学では残念ながら現カリキュラムでは、看護学科では選択科目になっているのですが、4年生の最後で臨床検査学科というまったく違う職種と一緒に、チーム医療に関する演習をする科目を設けています。1年生のアーリー・エクスポージャーで病院に行かせて、病院にはどんな職種の人が働いているのか、どのような役割を持っているのかということを考えさせる。その実習での学びの中で、学生は、チーム医療は必要だ・素晴らしいとよく言いますが、真のチーム医療というのは一体何なのかということを、学生には理解して欲しいと痛感しています。一緒にその場で働いていることがチーム医療なのではなく、講演で紹介されたように、平等なパートナーというのは一体何なのだろうか。そうやって役割を果たせる看護職者というのは何なのだろうかということを、考え続けながら現場に出てもらえるといいと思っています。これも、Professional Identity と同じで、どのように意識づけていくかというのは難しいところです。私自身も、真のチーム医療とは何かと考えたときに、こうだよという答えは出てきません。ただ、Professional Identity で、看護というのはどういうものなのかという意識をしっかり持つ。そのことが、

真のチーム医療とは何かということにつながっていくのではないかと考えています。

それから、質の担保というところでは、実践者を育てていくということで、本学でも実習指導者さんとの研修会や意見交換会、共同学習会といった機会を設けています。お互いの経験だけでやっていくのでは、質の担保は難しいところがあります。指導者さんだけではなく、最近の私立大学はどうしても教員を確保することが難しい。そうした中で、本当に不慣れな若い教員もたくさん実習指導を担っています。どれだけ質の高い教育ができるかということを考えたときに、教員はまず学び続けなくてはならないのではないかと考えています。先ほど、大学院に戻ってくるという話がありましたが、本学のように大学院を持っていないところは、現場と教員との協働の中で、それをどうやって高め続けられるかというのは課題です。本学の場合は、しっかりした教育をして、10年後にその人たちが教員として帰ってきてもらって、しっかりと質を担保し続けられるような連鎖を作る。よその先生に来ていただくのではなく、本学で育てた人たちに本学のカルチャーの中でまた教員になって育てもらえるというのが良いのではないかと考えます。いずれにしろ、質を担保する方法をどうやって継続し続けるか。これは最近の私の課題です。

学生にチーム医療をどのように実感させていくか

林（司会） 私学としての建学の精神は3つの大学が共通していますね。本庄先生の日本赤十字看護大学では「人道」ということで人を大切にする教育、岡田先生の岐阜医療科学大学では「技術者たる前によき人間たれ」ということで自らがよき人間であることの教育、林先生の天理医療大学では「人に尽くすことを自らのよろこびとする」という人に尽くすことの教育がなされ、人を核心とする建学の精神が基本となっている。これこそが私学の良さだと思います。

今までのお話の中で発言しなかったけれども、こんなところにすごく共感する。そういったところがありましたら、お話しいただけますか。

林 講演を聞いたときに、気をつけているけれどもうまくできているかなと思ったのが、安全のところですね。ミスをしたときにそれを否定的にとらえるのではなくて、前向きに発展するためにどうするかと切り替えていかないと、安全の教育というのはなかなか進まないと、バーンスタイナー先生がおっしゃいました。常日頃気をつけているところなので、非常に感銘を受けました。

学生を実習に出すと、どうしてもヒヤリハットが起こってしまいます。本学は、これを教育の機会にするため、報告書を書かせてそれをもとに教員と一緒に振り返るということをしています。しかし、学生は怒られる、何か注意を受けると思うのか、部屋に入ってきたときから「すみません、ごめんなさい」ということになります。そうではなくて、客観的に振り返るような見方ができる教育をして、それをみんなで共有し、何が問題であったのか、どのようにしていけばいいのか。しっかりと身に着けてもらえるようになると、QSENで言っているような質を改善していくといったことや、安全を守るためにはどうすればいいかといったことを考えていく基盤作りになるのではないかと思います。

このあたりの教育というのは難しいものがあります。学生は、ヒヤリハットを自分にとっては良くないことととらえます。教員自身もここをどのように教育していいのかということを考えながらやっていかななくてはなりません。

林（司会） もし何か予期しない出来事が起こったときには、その真の意味は何なのか、その本質を学生にわかってもらう。教員がそのことにどのように関わっていけばいいのか。いろいろな状況が起こったときに、単に知識や技術だけを教えるのではなく、この今の状況についてどのようにすれば学生が腑に落ちるのか。チーム医療が大事というお話もありましたが、それをどのように学生に実感させていくかということでしょうか。

林 それは、口で伝えても実感できません。長年かけて医療チームの中で働いていく中で、何となく対等なパートナーというのはこういうことかなと思うようになってきます。それを学生にどう理解させ

ばいいのか。学生のうちにどういうことを経験させればいいのか。そのために、1つは良いチーム医療を見せるということがあります。そういう意味では、実践の現場の方と協働していくということが重要だと思います。

本庄 安全やチーム医療の実感というところで、QSEN の考え方では、安全や事故に関しては個人の問題にするのではなく、組織全体の大局から見ていくというところがあります。発想の転換としてはそこだと思うのです。私たちがそういう出来事が起こったときに、学生と振り返るときにも、学生個人の問題としてとらえるのではなく、どんな状況で、どんなことがあればそういうことが起きないか、防げるか。私たちも大局的に学生がものを見られるようにしていく必要があります。看護師としての関わりや、専門職としてそこにはどんなリスクがあるのか。どうすれば防げるか。对患者さん、对学生というのではなく、組織の中で、もしかしたら地域も含めてなのかもしれませんが、もう少し広い世界の中で出来事を分析していけるような視点を、私たちが持つことが大事なのではないかと思っています。

ですから、本学では、出来事の振り返りをするときに、学生自身はどうしていききたいかということと、大学や病院に対してはどうしてもらってもいいか、改善策まで一緒に考えるようにしています。そのように、少し視野を広げるのも大事なのではないかと、QSEN を見て改めて思いました。

それから、チーム医療に関しては、岡田先生のところで、他の領域とやっているというもののいいなと思いましたが、林先生のところでやっているいろいろな見学や選択授業もいいなと思いました。

チームの連携では、多職種の前に体験できることとして、学生同士がお互いに連携しあって何かをやるということもあるのではないかと思います。たとえば、実習では、自分たちでどんなことを学びたいかというのをまず出してもらって、ナースたちに言ってもらおうという試みをしています。

教員の質の向上で、若い先生たちのサポートをどうしていけばいいのかということでは、今私たちの大学で実習中に試みているのが、チーム・ティーチング制度です。ベテランの教員と中堅と新人という



本庄 恵子 氏

先生をグループにしています。お互いの得意、不得意がありますから、そこを連携しながらサポートしあったり、いつでも相談できるようにしたりしています。チーム医療では、各部の教育の中でもいろいろなチームで連携してやっていくのも大事ではないかと思っています。そう考えると、チームといってもいろいろなところに広がっていきます。

岡田 チーム・ティーチング制度は、領域をまたいで行われているのですか。

本庄 本学では、1年生と2年生の基礎実習と看護過程の実習は、基礎成人、教育管理が主体になって、他の発達系の先生にも入ってもらっています。そういった中で、基礎成人系の先生たちでベテランの人がリーダーになって、他の領域から来ている先生たちも含めることもあります。得意分野がそれぞれありますので、実習もそういう領域を超えた組み合わせができたということはありません。

岡田 実習を中心に教員同士でチームを組むという形ですか。

本庄 そうですね。今は実習ですが、講義などにも広げていくという考えはあるかもしれません。

林(司会) 学部教育の中で、実習も専門領域でやっているところを、その領域が他領域とチームを組んで実習をやっているということですね。

本庄 基礎のところではいろいろな領域が入れるようになっているのですが、枠組みとして何が本質かを考え直す大事な時期に来ているのかもしれませんが。

先ほど地域という話もありましたが、海外では低学年のうちに地域で暮らす人への看護というところから始めるということも聞いています。実習のやり方も、今のような病院でという視点を変えていくという必要もあるかもしれません。

岡田 チーム・ティーチングというのはすごくいいなと今聞いて思いました。本学では4年の統合看護実習の際に教育体制として専門領域をはずして、ベテランと新人と、中堅の教員とで混成チームを作っていますが、2週間という限定された期間で終わってしまいます。領域をまたいで横の連携が看護教員同士でもできればいいと思いました。

林（司会） QSENでは「チームワークと協働」として述べられています。本庄先生のお話の中にあったように、チーム医療はこうですよということではなく、学生同士が連携しながら何が必要かということを知りつつ、「あ、これがチームワークなんだ」と、学生が自ら発見していく、理解していくことが大切だということですね。チーム・ティーチング制度のように、若い教員とベテランの教員がチームワークを組んでやっていく。そのなかで、教員もチームが大事だということが言えるし、学生もそれを見てチームワークがどういうものか実感していける。

岡田 チームのエキスパートを育てるということ、クローズ先生がおっしゃっていました。一人のプロフェッショナルを育てるという意識も大事ですが、エキスパートのチームを育てるという意識も大事だということが、チーム医療ともつながっている感じがしています。

本学ではチーム医療の授業は必須科目で、座学と演習を行っています。1年生で概論をおさえ、その後各学科で専門性を学んだ後、4年生の演習で統合を図っています。演習は各学科混成のグループワークでペーパー・ペイシエントにより展開します。事例の病態と治療方針を全員で把握したうえで、検査技師の立場で検査結果をどう読むか、どうとらえる



岡田 由香 氏

か。放射線技師の立場で、どうやって適切な画像を撮るか、その画像をどうとらえるか。看護師の立場で、その人の生活をどうとらえ、どう看るか。それぞれの領域の専門性は発揮できるのですが、なかなか分かり合えないところがあり、難しいところもあります。ただ、学生はそれぞれの専門性や役割が違うということはまず実感するようです。看護の役割は人を主体に考えるという職業観を、多職種の人の中で改めて見直すきっかけにはなっているようです。

ペーパー・ペイシエントでも、他学科の学生と1つのチームとして、患者さんを中心にどうとらえるか、その意識をどう持っていくかが、チーム医療の授業を展開していくところでカギになります。そのためには、他学科の教員と看護教員が連携しないとうまく進みません。先生方のお話を聞いて、看護教員の教育力を高めるためには、プロフェッショナルな看護師を育てる意識が大切で、教員にも教育者としてのプロ意識を高めることが大事になってくるのではないかと思います。

林 昨年の総合実習でこういうことがありました。複数の患者さんを1人の学生がもって、ケアの優先順位を考えさせようと思ったのですが、部署によってはそれができないということになりました。そこで、1つの部屋の患者さんを学生だけで担当させていただくことになった部署がありました。

4人の患者さんを学生4～5人で担当させていただく。看護師さんはバックでついてくださっていますが、学生看護チームとして学生だけで動かなくて

はいけない。ですから、非常に活発に意見交換ができる。「今、何々さん、おトイレに行かれています」とか「今、何々さんは、どこどこに行かれました」と報告する。すると、「では、何分後にこうしたほうがいいよね」と、学生同士が生の実践の場で、自分たちの患者さんを看するという意識を持ってやれました。一人で複数を持つということではないのですが、学生チームの中で複数の患者さんのニーズに応えながら、優先順位を考えてやるというのは、非常に学びが大きかったようです。それで、今年度も4年生は同じようなやり方をしていきたいと考えています。

常に看護師がいて、そこに学生がついてもらいながら一緒にやるというよりは、私たち教員や指導者は周りからサポートする形を取って、学生だけのチームで1日だけでもいいのでそういうことをしていく。チームワークとはどういうものか。チームというのはどうやって作っていけばいいのか。そういうことが自然と学べるような場を作るのも必要なのではないかと思いました。そこでは、責任感もすごく生まれてきます。難しいかもしれませんが、そういう実習の機会も設けられたらいいと考えています。

また、教員がパートナーを組むところの良さもあります。たとえば、学生がすごく身近なところで何か迷っている、困っているということであれば、若い先生のほうがいいかもしれません。知識不足で抜けられない難しい迷路に入ってしまったようなときには、ベテランの先生が指導したほうがいいかもしれません。そのように、すべて1人でやるのではなく、複数の教員がうまく代わりながらやっていく。若い先生は上の先生と相談し、上の先生は若い先生たちに委譲しながら、みんなで学生を見るというような意識を自然と持ってもらえるようにしていくのも、面白い教育方法になるのではないのでしょうか。学生にとっても、この先生にはちょっと言いにくいけれど、このチームだったらこの話は持っていったいいかなと思える。学生というのはなかなか思いを話してくれないことも多いので、まずは問題となっていること、気になっていることを口にしてもらう。そこから、どう問題を解決していけばいいかを考え、活動を始められます。チームに3人いれ

ば、あの先生にまず言ってみようというような形で、問題解決が早くなり、教員のほうもいろいろ学べる場も出てくるのではないのでしょうか。

林（司会） 経験が豊富な教員も、若手の教員もそれぞれの立場で悩んでいるように思います。職位が違って同じチームの中でお互いがパートナーシップを高めることは、教員にとっても大事ですし、学生もそのような姿を見てチーム形成を学んでいくように思いました。

本庄 きっとその中で、自分ができることは何だろうとか、自分がここで役立てることは何だろうということに気づき、先ほど林みよ子先生がおっしゃった学生自らが力を発揮していくといったことにもつながるだろうと思います。私たち教員としては、そういう学生たちのいろいろな力を伸ばせるような場を設定することが大事になりますし、その設定の仕方というのが、新しいカリキュラムにつながっていくことになるのではないのでしょうか。

プロフェッショナルの意識をどう高めるか

林（司会） 場の設定ということですね。教育というのは4年間の中でどのように学生が成長していくかというプロセスが重要ですから、段階を追って、学生の力を伸ばせる場を設定するということですね。

実践教育について、本庄先生がFormationのプロセスをおっしゃっていました。看護師のように振る舞うのではなくて、看護師になり切れ、つまり、あなたは看護学生だからねということではなくて、責任を持って、チームの中の看護師になり切ってやらなければいけないと伝えるということですね。チームのメンバーの一員であるという自覚につながると思います。岡田先生もプロフェッショナルの意識を高めるというお話をされました。チームワークとも重なりますが、Formationという考え方についてはいかがでしょう。

本庄 海外から実習にいらした交換留学生の方が、最後の発表会で、日本文化の中のヒエラルキー、つ

まり、学生が一番下にいるように見えると指摘していました。自分たちの国では、学生も堂々と座っていたり、一緒に意見を交わし合ったり、一員として迎えられている感じがある。日本の学生さんたちは、とても礼儀正しく、「ありがとうございます」ということをすごく言っているけれども、将来一緒に働くものとして、実習を受ける権利もあるのだから、そんなに丁寧にありがたうを何回も言わなくてもいいのではないかな。そういう発表を聞いて、そうだなと思いました。

師長さん、主任さん、リーダー、スタッフ、学生というところが多職種の中でチームとなるという意識改革が、大学の側も臨床の側もできると、学生もステップアップしていけます。学生は、実習に行くと結構遠慮しているところがあります。学生も一員という形にしてもらおう。そして、今の学生たちは慣れてくると力を発揮できるのですが、馴染むまでに時間がかかりますので、実習期間も考えてもらおう。本学では2年生の実習を5週間にし、最初は病棟に馴染む期間を2日くらい入れています。そのように、学生の特性に合わせて、馴染んで力を発揮できるような工夫として、場の設定ができればいいと思います。ただし、本当に5週間がいいのかどうかというのは、試行錯誤をしているところです。

岡田 本庄先生のお話を聞いて、反省しなくてはと思いました。実習では、学生も、病院のスタッフと同じように、同じ立場として行動するように指導しています。その反面、本学は主となる教育病院が特定されておらず、いろいろな病院で実習をお願いしている立場にあるため、限られた実習期間で、患者さんに許していただいて、看護ケアをさせていただいているということを忘れずに、ということを学生に強調していました。実習場に行くと、学生だから座る場所がない、立って情報を取るのはいしょうがないという無意識のヒエラルキーをもっている自分がいることに気が付きました。

林 私立大学は自分のところの病院を持たないところが多いので、どうしてもそうなります。本学には同じ母体施設が有する病院がありますが、他大学の先生方とお話をすると、やはり自分のところに病院

があるのとないのとは、その教員の対応の仕方が違うとうかがいます。教員も遠慮がちで、自分のところの病院ですらやはり遠慮をする。実際、昨年私たちが行った調査では、教員はアウェーな気持ちで実習場に行っているという結果でした。それを実習指導者さんに報告したら、目からウロコですとおっしゃった方もおられました。

私はその発表の中で、教員もアウェーな気持ちで来ているので、学生と同じく温かく迎えてくださいということを行いました。学生と同じで教員も緊張すると、なかなか力が発揮できません。若い教員たちも指導者さんの顔色ばかり見るのではなくて、どういう教育が効果的であるかを常に考え、力を発揮し、対等の立場で意見交換ができるような状況にしておかないと、そもそもの教育ができません。若い教員たちも事前に研修に行きますので、そうやって指導チームをうまく作れるようになればいいかなと思っています。

それから、チームを作っていく中では、先ほどのFormationのところでもクロウズ先生が紹介されていたCriggerの論文からの引用にある、その場での適切な判断はどうあるべきかとか、道徳的に正しい判断とは何かというのは、やはり現場の指導者さんたち、看護師さんたちのモデルが一番なのではないかと思っています。指導者さんたちにも、自分たちが実践家のモデルであるということを実感していただいて、それを私たちが後で意味づけられるようにしていければいい。学生は指導者さんの素晴らしい判断や、素晴らしい実践を見ると、本当にすごいという感動と、ああいう人になりたい、ああいう看護師みたいに判断ができるようになりたいという気持ちが出てきます。ですから、良いモデルを示してもらいたいとは、いつも思っています。

先日の実習で、学生が実習指導者さんから、患者さんをよく観ていなかったことでよいケアが実践されていない、と非常に厳しく注意を受けたということがありました。同時に、その指導者さんは、良いケアが実践できていないのは、学生だけではなく、学生を指導する看護師の責任でもあると非を認めた説明をされました。実習指導者と学生というよりも、チームの先輩と後輩みたいな形で、チームに学生を入れて注意をしてくださった。学生は注意を受けて

泣きましたが、学生にとってはすごく自分のやったことの反省になった。泣いたのは、注意をされたことの悲しさではなく、もう二度としないように気をつけるという思いになったようです。ですから、良い看護のモデルを示し、そしてチームの中で自分が招き入れられているというような対応をしていただと、学生は注意を受けたそのことに留まるのではなくて、注意を受けた内容に思いを持っていくことができるのではないのでしょうか。ヒエラルキーではないですが、学生はできない人、私たち看護師と学生は別ということではなくて、学生もチームの一員だという意識を指導者さんも持って、それを具現化していただくと、本当に学生たちは良い学びを得て、その人からいっぱい学ぶチャンスが出てくるのではないかと思います。

本庄 学生の感性には素晴らしいものがあります。看護師が一般にまあこういうことでもいいかと思っているものを、本当にその人の立場に立って、倫理的な課題や、いろいろなことに気づいて、発言することがあります。そのときに、「それは素晴らしい気づきですね。ではチームでも考えましょう」と言ってくれれば、学生は本当にうれしくて、また患者さんのためにいろいろな気づきをしようということになります。

患者さんは、学生だから話してくれるということもあります。そこで上手に、現場の看護師が「私たちはそんな話聞いたこともなかった。よく聞いてこられましたね。では、こんなふうにしましょう」と、またチームの看護に取り入れてくれる。そうすると、学生は本当にうれしいし、頑張ろうという気にもなる。力も発揮できる。このように看護師に関わってもらえれば、ありがたいと思います。

林（司会） 今の事例というのは、まさに学生を看護師として招き入れてくれて、看護師として対応してくれているということですね。学生に注意したのも、他の看護師だって気づいてない、あなただけが問題ではないということから、being a nurse、看護師としてという自覚と責任感を学んでいると思います。



林 優子 氏（司会）

林 前任地でも、今、本庄先生がおっしゃったように、指導者さんは、患者さんはその話を多分学生さんにしかしないかもしれないということで、カンファレンスであえて、「これはあなたに任せた、聞いてきて」と言う。そして、「どうだった。教えて」ということをやってくださった部署がたくさんありました。学生もうれしくてしょうがない。一生懸命やる。そして、報告も苦ではない。早く聞いてもらいたい。怒られるのではないか、報告どうしようと緊張はしているのですが、本当にこれは伝えなければいけないと考えるようになる。そして、そのことによって、看護が変わったらさらにうれしい。

これは、素晴らしい実習指導者さんがいるだけで成り立つことではなく、部署全体が学生を育てようという気持ちを持ってくださらないとなかなかできません。そういうことをやってくださるところは、指導者さん、師長さんみんなが、学生さんが来るから育てましょう、私たちの後輩だから育てましょうという空気を作ってくださっています。教員と病院側がうまくいっていないと、その空気も生まれてこないのです。私たちもそういう文化を作っていくようにしなくてはいけないと感じています。

学生を育てる文化をどのように作っていくか

林（司会） 臨床の場に、学生を育てるという気持ちで受け入れてくれる。それも、学生だけ看護師としての自覚を持たせるような迎え方をしてくれるという文化を作ること大切ですね。自分の大学に

附属の病院があって、密に連携し、話し合える文化があるところはいいのですが、多くの大学には附属病院がありません。そうすると、岡田先生がおっしゃったように、病院に実習をお願いするだけでも大変な苦労があるわけです。学生を育てる文化を作るためにはどのようにしていけばいいのでしょうか。

岡田 私もまだ模索中です。実施病院だけでも30以上の施設、1日～2日の見学実習も含めると、50～60のいろいろな施設にお世話になって、やっと実習の形態が成り立っているという現実があります。そこでは、それぞれの職場風土や考え方があります。それぞれの病院や施設で大事にしている理念があり、すべてに対応することはすごく難しいと感じています。まずは、実習をお願いして受け入れてもらえるところからが始まりになります。看護大学がたくさんありますから、実習をお願いしている病院でも3～4校、多いところでは7～8校が実習をしています。養成機関がひしめき合い、実習期間を取り合う状況になっています。隙間を狙って2週間だけ入れてもらう。2グループだけでも入れてもらう。そのような形で行っているのが現状です。そのため、まず実習を受け入れてもらうことから始めて、そこで、学生が受け持ちの患者さんに誠実に関わり、指導者さんに指導を受けながら、どんな看護ができたか、実践で示していくしかないと思っています。しかし、それは短期間ではできません。3年5年という長い時間をかけて、学生が少しずつ良い成果を残してくれると、実習期間をもう少し増やしていきましようということになります。文化を作るというより、まずは入り込ませていただいて、連携するもとなる場をいかに設定するかというところで、いっぱいいっぱいです。ちょっとしたことでも実績を積み上げていく中で実習施設の関係者と信頼関係ができ、その施設の指導者さんが、大学に非常勤講師で来ていただく。そのように循環しながら続けています。

それから、保健師コース選択の学生は、地域の限界集落的なところの保健所、保健センターに泊まり込みで実習に行く場合があります。なかには、地域やまちぐるみで、学生を大事にしてくれるところも

あり、学生の体験は充実したものになっています。

実習における学生の成果はそれぞれ違いがあり、それが就職につながっています。現実、実習を受け入れるということが、就職ということにつながっていく。そこは、臨床と大学側で互いに暗黙の了解があるので切り離すことができないという課題もあります。反面、実習施設に卒業生が就職し、将来先輩として後輩の指導を担う役割は、学生にとっても教員にとっても欠かせないため、実習施設と大学が常に連携することは重要と感じています。

林 今、お話を聞きながら思ったのは、本学の場合だと、主に1つの病院で実習していますので、学生にとっては、良くも悪くもその病院が看護のスタンダードみたいな感じになります。でも、いろいろな施設に行くということは、いろいろな看護のスタイルや看護の考え方を学び、良いところ悪いところを含めて考えることができます。看護というのは実に幅広いもので、形を変えながら、いろいろな対象にいろいろな場で提供されているという多様性を学ぶ、すごくいい機会になります。そのことで、どこに行っても頑張れるようにもなります。私たちのところでは、実習病院でやっているやり方は学生の中に浸透していきますが、その病院で働いたことのない私には、何でこんな方法なのだろうと思うこともあります。患者さんに対する看護の考え方も一方向しか入っていきません。ですから、原則に従ってもう少しバリエーションがあるというようなとらえ方をしてもらえたらいいのと思います。指導者さんもずっとそこで育って来られた方が多く、その文化の中で育ってきていますから、逆に言うと多様性が出てこないようです。

ご苦労をされているのはすごくわかりますが、ネガティブをポジティブに変えたと、いろいろなところでいろいろな看護を見ているメリットというのはすごくあるのではないのでしょうか。

岡田 確かに学生はそうやっていろいろな現場を見られるので、就職するときにはすごく目が肥えると言っています。

林 むしろ一つの病院だけでなく、いろいろな現場



を見る中で、学生は本当に良い看護をしているところはどこか、患者さんのことを考えているのはどこかを見極めながら、看護の本質に近づくの学びをしているのかもしれませんが。私たちの教育の仕方、ネガティブをポジティブに変える方法はあるのではないかと思います。

本庄 実習施設は赤十字系の病院が多いのですが、他も使っています。やはり指導者さんたちは自分のところしかわからないので、他を見てみたいという希望があります。ですから、指導者研修会の中で、オプションを作って、実習指導をしている他の施設の現場を見に行けるというものを作りました。そうすると、指導者さんたちも、自分の施設のやり方と、他の施設のやり方の違いや、それぞれの良さを学べます。

ほかに、違う施設同士の指導者さんが集まってディスカッションをする場を設けています。そうすると、ピアサポートみたいなものができます。文化を創造するという話にもなるのですが、指導者さんたちも、一人ひとり悩んでいて、どうやっていけばいいかわからないという部分があります。そこをサポートするような機会というのも、これから大事になってきます。教員も学生もですが、指導者さんもケアしケアされるようなサポートの場を、臨床と大学と共同して作っていくということが必要なのではないでしょうか。

林（司会） 看護実践を支える教育は教育の場と実践の場の連携なくしてはできません。そのあたりを

どのようにうまくつなげていくかということになりますね。

また、さまざまな施設に実習に行くのは苦勞もあるかと思いますが、病院も地域の中でそれぞれ違う役割を担っています。限られた中でより良い教育をするために、いかに教員が発想を転換するか、そして、学生が良い教育を受けているのだと実感できるような教育が大切なのでしょうね。

実践の中でいかに教育していくか、チームワークや Formation という考え方、現場との関係性など、いろいろな話題が出されました。最後に、このようなことができたらいいなという夢や願いがありましたらお願いします。

林 先日も本協会の活動で何か要望はないですかと言われました。私は現職に着任してから、協会の活動や研修会に参加させていただいています。しかし、ほとんどが東京での開催です。今年度からブロック活動をいう話もありましたが、若い教員たちに研修を勧めても、交通費だけで3万円くらいかかってしまい、二の足を踏むようです。関西でも研修会を開いてもらい、若い教員たちにも学ぶ機会を与えてもらえるような活動をしていただいたらありがたいと思います。

それから、今先生方もみんなそれぞれで悩みながら、それぞれの施設で一生懸命やっています。他の大学ではこのようにしているといったことや、もっとこのようにしたらいいのではないかという発想が、今回の話の中でも得られました。自分たちが個々にやっているものをもう少し広げて考えたり、角度



偶然にも座談会当日に日野原先生とお会いでき、激励を頂きました。

を変えてみたり、これは間違っていないのではないかと確認ができたりする。そのような意見交換ができる場があってもいいのではないかと思います。先ほど岡田先生がおっしゃったように、それぞれの施設で悩みがあります。私も自施設のここが良くないと思うところがあります。そこを、このようにしたらいいのではないかという視点を与えていただける。今日先生方とお話しをさせていただいてそう感じました。このような公的なものではなくても、ブロック活動なり、小グループで意見交換ができるような会があると、みんなのやっていることが横に広がり、より質が上がっていくようになるのではないのでしょうか。

本庄 本学の場合単科大学ですので、なかなか他職種や他学部との連携ができません。そういうことをしているところに見学に行かせていただいたり、そういうセッションに参加させていただいたりできる機会があればいいなと感じました。それぞれの大学には強みがあります。それぞれが強みとして持っているところを教えていただいて、学び合えればいいと思います。

岡田 今日はすごく有意義な時間を過ごさせていただきました。こういう話し合いができる機会や意見交換する会があると本当に良いと思います。それから、今、本庄先生がおっしゃったように、各大学に見学できる機会が教員にあるといいですし、学生同

士も私立大学ならではのアクティブに柔軟に動けるというところを活かし、縛られずに自由に大学の壁を超えて、看護師になる若手としてお互いに意見交流できればいい。文化を作るという意味でも、いろいろな人と意見を交わすということは大事ではないかと、今日先生方のお話を聞いて思いました。

林（司会） 本日は「私立大学における看護学教育を展望する」のテーマで語っていただきました。私立大学には、私立大学ならではの教育、人を大事にするという建学の精神が根底にあります。期待する看護職を育成するための看護学教育の質を高めていくためには、それぞれの大学の良いところや、強みとなっているところをお互いに提供し合うといった、私立大学全体で教育に取り組むことの重要性を考える機会になりました。

また、お話の最後にでてきた発想の転換もすごく大事ですね。学内で、いつも接している教員と話しをするだけでなく、他大学の先生方とお話することで新しい発見があり、それが発想の転換につながる経験をすることがあります。本日はそのような経験をさせていただく大変有意義な座談会となりました。

皆様、貴重なお話をどうもありがとうございました。

※この座談会は平成28年7月30日、大阪・高槻市の大阪医科大学において開催しました。

資 料

協会活動一覧

2006（平成 18）年度

I. 事業活動

1. 大学における教育・研究に関する事業

① 研究助成事業

- ・研究助成事業への募集・選考
- ・研究成果報告会 11 月 11 日（土）第 8 回日本私立看護系大学協会セミナー合同開催

② 看護師等国家試験に関する事業

- ・平成 18 年 12 月 9 日（土）9 時～12 時
日本赤十字武蔵野短期大学・日本赤十字看護大学武蔵野キャンパス
「国家試験問題作成能力向上のためのワークショップ」開催
- ・保健師国家試験・助産師国家試験の模擬問題をもとに模擬問題集作成、メール配信 CD 配付

③ 看護学教育の国際交流事業

- ・平成 17 年 5 月開催の国際交流研修会の報告書作成、会員校配付

2. 大学運営・経営の向上を図るための事業

- ・平成 18 年 12 月 9 日（土）13：00～17：00
基調講演「改革期における大学教職員の在り方」
高山 裕司氏（財団法人日本高等教育評価機構 研究開発部長）
第三者評価にむけてのワークショップ開催
- ・平成 17 年度に実施したアンケート「第三者評価に向けての自己点検・自己評価項目」の英文化、アメリカの大学へ依頼継続

3. 教員の資質向上に関する事業

- ・平成 18 年 11 月 11 日（土）10：00～17：00 聖路加看護大学
第 8 回 日本私立看護系大学協会セミナー開催
基調講演「看護系大学教員の自己研鑽のあり方」
Dr.Kathleen A. Knaf 氏（オレゴン・ヘルスサイエンス大学）
フォーラム「学生実習の臨床効果：学生臨地実習を引き受けて現場はこう変わった」
・報告書作成、会員校配布

4. 学生および教職員に関する福利厚生事業

- ・平成 19 年 1 月 27 日（土）13：30～16：30 愛知医科大学本館「たちばなホール」
講演会開催 テーマ「死生観と癒し」
講師 鈴木 秀子氏（聖心女子大学）

5. 看護および看護学教育に関する事業

- ・平成 19 年 1 月 14 日（日）13：00～16：30 東京ガーデンパレス
教育セミナー開催
テーマ「私立看護系大学教育の質の保証
—ユニークさ・自由度を生かしたカリキュラムと教員組織力の開発のために—」
講演 「大学機関別認証評価の実施方法と看護教育の課題」
京都橘大学 看護学部 学部長 前原 澄子先生

シンポジウム「看護学教育の質保証のためのカリキュラムと教員組織力の開発」
日本赤十字豊田看護大学 看護学部 学部長 小西 美智子先生
聖隷クリストファー大学 学長 深瀬 須加子先生
東京女子医科大学 看護学部 学部長 久米 美代子先生
北海道医療大学 看護福祉学部 学部長 阿保 順子先生

6. 会報・その他刊行物に関する事業

・日本私立看護系大学協会会報 15 号、16 号発行

7. 協会結成 30 周年記念事業

・協会結成 30 周年記念祝典挙行、協会結成 30 周年記念誌発行

記念祝典 平成 18 年 7 月 7 日（金）アルカディア市ヶ谷

記念誌 平成 19 年 3 月会員校、関係機関配付

II. 総会講演会

結成 30 周年 記念講演

「看護教育における革新：看護の役割の拡大，

Innovation in Nursing Education in Japan Aiming at Expansion of Nursing Profession」

Andrea Baumann RN, PhD

(Director of Nursing Health Services Research Unit, McMaster University)

シンポジウム 拡大する看護実践を支える教育の革新

「フィジカルアセスメントの重要性」名古屋大学医学部 教授 山内 豊明先生

「これからの地域看護活動への期待」厚生労働省医政局看護課 在学看護専門官 山田 雅子氏

「米国におけるナースプラクティショナーの教育と実践活動」

City of Hope, National Medical Center 小宮 麻子氏

III. 総会

日時 平成 18 年 7 月 7 日（金）10：30～13：00

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

平成 17 年度事務局報告

2. 審議事項

1) 平成 17 年度事業活動報告

(1) 大学における教育・研究に関する事業

① 研究助成事業

② 看護師等国家試験に関する事業

③ 看護学教育の国際交流

(2) 大学運営・経営の向上を図るための事業

(3) 教員の資質向上に関する事業

(4) 学生および教職員に関する福利厚生事業

(5) 看護および看護学教育に関する事業

(6) 会報・その他刊行物に関する事業

(7) 協会結成 30 周年記念事業

2) 平成 17 年度決算報告、会計監査報告

3) 平成 18 年度事業活動計画

4) 平成 18 年度予算案

5) 役員改選

3. 新会員校紹介

新会員校（改組転換等 3 校含む 16 校）

青森中央短期大学看護学科

関西福祉大学看護学部看護学科

国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科

埼玉医科大学保健医療学部看護学科

順心会看護医療大学看護学部看護学科

聖マリア学院大学看護学部看護学科

園田学園女子大学人間健康学部人間看護学科

高崎健康福祉大学看護学部看護学科

中部大学生命健康科学部保健看護学科

東北福祉大学健康科学部保健看護学科

新潟医療福祉大学医療技術学部看護学科

兵庫大学健康科学部看護学科

松本短期大学看護学科

武蔵野大学看護学部看護学科

明治鍼灸大学看護学部看護学科

目白大学看護学部看護学科

4. その他

結成 30 周年記念祝典 13:30 ~ 17:00

I. 事業活動

1. 大学における教育・研究に関する事業

① 研究助成事業

- ・研究助成事業への募集・選考
- ・研究成果報告会 10月20日 第9回日本私立看護系大学協会セミナー合同開催

② 看護師等国家試験に関する事業

- ・平成20年1月13日（日）9：00～11：30 東京ガーデンパレス
- 講演会「看護師等国家試験の分析」畑尾 正彦先生（日本赤十字武蔵野短期大学教授）
「看護教育に役立つ教育評価と問題作成のコツ」川本 利恵子先生（九州大学大学院教授）

③ 看護学教育の国際交流

- ・2007年6月29日（金）13：20～17：00 秋田テルサ・ホール
- テーマ 「グローバル化の中で～看護の国際的な動向と看護学教育の未来～」講演会の開催
- 基調講演「世界の看護の動向」南 裕子先生（ICN 会長、兵庫県立大学副学長）
- 教育講演「アフガニスタン医学と看護学教育支援」北村 聖先生（東京大学医学教育国際協力センター教授）

2. 大学運営・経営の向上を図るための事業

- ・平成19年10月20日（土）13：00～17：00 天使大学
- 平成19年12月15日（土）13：00～17：00 鹿児島純心女子大学
- 「第三者評価に向けての現状分析と課題」のワークショップ開催
高山 裕司氏（財団法人日本高等教育評価機構 研究開発部長）

3. 教員の資質向上に関する事業

- ・平成19年10月20日（土）10：00～17：00 目白大学
- 第9回日本私立看護系大学協会セミナー開催
- テーマ「看護教育を変革する教師力」
- 特別講演「教師の動機づけシステム」鹿毛 雅治氏（慶應義塾大学教職センター教授）
- 教育講演、第一部「意志ある学びを実現する」鈴木 敏恵氏（千葉大学教育学部特命教授）
第二部「ポートフォリオの実践」関根 龍子氏（目白大学看護学部長）
第三部「共に語る教師力」青木 康子氏（桐生短期大学教授）

4. 学生および教職員に関する福利厚生事業

- ・平成20年3月8日（土）10：00～11：30 名古屋市南文化小劇場
- 講演会 テーマ「看護に活かす音楽」開催
講師 伊神 妙子氏

5. 看護および看護学教育に関する事業

- ・平成20年1月13日（日）13：00～16：30 東京ガーデンパレス 教育セミナー開催
- テーマ「私立看護系大学における授業改革
—学生が積極的に取り組める双方向型授業を演出する—」
- 第一部 基調講演
大学の授業改革—Brief Report of the Day の提案—
宇田 光教授（南山大学）
- 第二部 双方向型授業についてのパネルディスカッション
永井 優子教授（自治医科大学）
佐藤 正子准教授（東京慈恵会医科大学）

矢野 正子教授（藍野大学）

6. 会報・その他刊行物に関する事業

・日本私立看護系大学協会会報 17 号、18 号発行

7. 事業改革プロジェクト

・私立看護系大学における経営や運営、教育、研究の改善や質の向上に寄与する協会を目指し、目的に沿った事業活動を新たに立ち上げ、7つの再編案を作成した。

1) 大学における教育に関する事業 2) 大学における研究に関する事業、3) 教育、学術および文化の国際交流事業、4) 大学運営・経営に関する事業、5) 関係機関との提携等に関する社会的事業、6) 会報・出版等の広報に関する事業、7) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

II. 総会講演会

「指定規則改定への対応を通して追究する看護学教育の発展」

文部科学省高等教育局 看護教育専門官 和住 淑子氏

「国境を越える高等教育の質保証

—高等教育の質保証などに関する国際会議の動向をふまえて—」

大学基準協会専務理事、元成蹊大学学長 柳井 道夫氏

III. 総会

日時 平成 19 年 7 月 13 日（金）11：15～16：10

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

平成 18 年度事務局報告

2. 審議事項

1) 平成 18 年度事業活動報告

(1) 大学における教育・研究に関する事業

① 研究助成事業

② 看護師等国家試験に関する事業

③ 看護学教育の国際交流事業

(2) 大学運営・経営の向上を図るための事業

(3) 教員の資質向上に関する事業

(4) 学生および教職員に関する福利厚生事業

(5) 看護および看護学教育に関する事業

(6) 会報・その他刊行物に関する事業

(7) その他 協会結成 30 周年記念事業

2) 平成 18 年度決算報告、会計監査報告

3) 平成 19 年度事業活動計画案

4) 平成 19 年度予算案

5) 規約改正

6) 監事交代

3. 新会員校紹介

宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科

岐阜医療科学大学保健科学部看護学科

岐阜保健短期大学看護学科

近大姫路大学看護学部看護学科

甲南女子大学看護リハビリテーション学部看護学科
淑徳大学看護学部看護学科
太成学院大学看護学部看護学科
つくば国際大学医療保健学部看護学科
獨協医科大学看護学部看護学科
兵庫医療大学看護学部看護学科
福岡大学医学部看護学科
福山平成大学看護学部看護学科
名桜大学人間健康学部看護学科
四日市看護医療大学看護学部看護学科
横浜創英短期大学看護学科

2008（平成 20）年度

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

・平成 21 年 1 月 10 日（土）10：00～16：30 飯田橋レインボービル 家の光会館

テーマ「学士課程における看護研究の教育目標・教育方法 ―研究プロセスを教える手がかりとポイント―」

第一部 黒田 裕子氏（北里大学）、森田 孝子氏（上武大学）、刀根 洋子氏（目白大学）、林 直子氏（東邦大学）による実践報告

第二部 ワークショップ

第三部 ワークショップ報告とまとめ

② 教職員の資質向上に関する事業

・平成 21 年 1 月 24 日（土）10：00～16：30 自治医科大学地域医療情報研修センター

テーマ「安心・安全な教育環境の構築に向けて―情報モラルとセキュリティの観点から―」

基調講演「未来の看護師に知って欲しいプライバシーデータ運用上の常識」

山内 一史先生（岩手県立大学看護学部教授）

シンポジウム「看護学実習における教員の情報モラルとセキュリティ」

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・平成 20 年 8 月 3 日 東京ガーデンパレス 講演会開催

「私立看護系大学の研究費獲得と研究体制の現状からみた改善課題」

講師：島内 節氏（国際医療福祉大学）

「文部科学省科学研究費補助金制度に関する講演と討議」

講師：岡本 和久氏（独立行政法人日本学術振興会研究事業部）

② 研究助成事業

・平成 20 年 8 月 3 日 平成 17 年度若手研究助成者の研究成果報告会開催

・研究助成事業の募集・選考

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

総会講演会 テーマ「国際的な健康問題、看護制度、看護教育の現状と動向」企画、開催

4. 大学運営・経営に関する事業

・私立系大学の運営・経営の検討に資するための基本調査開始

調査票発送、回答率 57%、「報告書（速報）」作成配付

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

・国家試験に関する本協会の活動に関する会員の認識に関する実態調査の実施

・国家試験に関するセミナーの企画・立案

6. 会報・その他刊行物に関する事業

・日本私立看護系大学協会会報 19 号、20 号発行

・広報に関する活動評価と課題の明確化のため会員校を対象に web アンケート調査を実施

回答率 56.7%

7. 法人化準備委員会

日本私立看護系大学協会のような任意団体等が、公益社団法人または公益財団法人として認定を受けるためには、まず一般社団法人または一般財団法人としての登録の必要がある。

① 定款を作成し、公証人の認証を受ける。

- ② 設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人は任意）の選任
- ③ 設立時理事（設立時監事が置かれている場合は監事も）の設立手続の検討
- ④ 法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が設立の登記申請を行う

理事会で、現在の規約を一般社団法人としての定款に改正し、定款案を作成、検討を行うこととした。

法人化準備委員会（会長・副会長・指名理事・監事1名・理事1名・有識者2名）を設置、理事会承認を経て、本年7月の総会においての審議事項として提案し、承認を得られれば、登記申請等の法人化事務手続きを行うこととする。

Ⅱ. 総会講演会

「これからの看護教育に期待すること」

厚生労働省医政局看護課長 野村 陽子氏

「国際的な視点から見た日本の看護教育制度」

聖路加看護大学教授 松谷 美和子先生

Ⅲ. 総会

日時 平成20年7月11日（金）11：00～12：50

会場 アルカディア市ヶ谷 3階 富士の間

1. 報告

平成19年度事務局報告

2. 審議事項

1) 平成19年度事業活動報告

（1）大学における教育・研究に関する事業

- ① 研究助成事業
- ② 看護師等国家試験に関する事業
- ③ 看護学教育の国際交流事業

（2）大学運営・経営の向上を図るための事業

（3）教員の資質向上に関する事業

（4）学生および教職員に関する福利厚生事業

（5）看護および看護学教育に関する事業

（6）会報・その他刊行物に関する事業

（7）事業改革プロジェクト

2) 平成19年度決算報告

3) 平成19年度会計監査報告

4) 平成20年度・中期・長期事業活動計画案

5) 平成20年度予算案

6) 規約改正

7) 役員改選

3. 新会員校紹介

<改組転換校>

桐生大学医療保健学部看護学科

神戸常盤大学保健科学部看護学科

三育学院大学看護学部看護学科

<新規会員校>

金沢医科大学看護学部看護学科

畿央大学健康科学部看護医療学科

高知学園短期大学看護学科
佐久大学看護学部看護学科
湘南短期大学看護学科
千里金蘭大学看護学部看護学科
徳島文理大学保健福祉学部看護学科
富山福祉短期大学看護学科
福岡女学院看護大学看護学部看護学科

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

・平成 22 年 1 月 9 日 日本青年館 セミナー開催

テーマ「学士課程の看護研究授業における『論文のクリティク』—論文タイプ別にクリティクを試みる—」

第一部 論文のクリティクの報告

「質的研究方法について」萱間 真美氏（聖路加看護大学）

「実験研究論文の研究について」阿曾 洋子氏（大阪大学大学院）

第二部 ワークショップ

第三部 ワークショップのまとめと報告

・報告書作成、会員校配付

② 教職員の資質向上に関する事業

平成 21 年度実施見送り

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・協会ホームページ上、会員校の全教員を対象とした 研究環境に関する調査の実施

・平成 21 年 9 月 27 日（日）東京ガーデンパレス 研究事業セミナー開催

研究環境に関する調査アンケート結果報告

島内 節氏（国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科長）

講演

「厚生労働科学研究費補助金制度の概要～厚生労働科学研究費申請と審査のポイント」

石原 美和氏（厚生労働省・厚生科学課科学技術調整官）

「厚生労働科学研究費申請の戦略 高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究～研究成果の実用化」

辻 明良氏（東邦大学名誉教授）

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考

・平成 21 年 9 月 27 日 平成 17・18 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

・平成 21 年 10 月 3 日（土）13：00～16：45 TKP 東京駅ビジネスセンター 1 号館

講演会開催

（1）経済連携協定による外国人看護師導入—行政の立場から—

厚生労働省 看護課長 野村 陽子氏

（2）インドネシアにおける看護と看護教育の実態

兵庫県立大学 教授 森口 育子先生

（3）経済連携協定に基づく外国人看護師導入について

九州大学 准教授 平野 裕子先生

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

・平成 21 年度総会講演会を企画

・前年度実施「大学運営・経営に関する実態調査」報告書作成、配付

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

- ・教員に対する国家試験対策に関するアンケート調査の結果の分析と報告
- ・国家試験に関するセミナーの実施

平成 21 年 5 月 24 日（日）TKP 市ヶ谷平成ビジネスセンター

テーマ「看護教育の本質を問う」

「国家試験のあり方」近藤 潤子氏（本協会会長、天使大学学長）

「国家試験の傾向と対策—教育的価値からの検討—」川本 利恵子氏（九州大学大学院教授）

- ・報告書作成、配付

6. 会報・その他刊行物に関する事業

- ・日本私立看護系大学協会会報 21 号、22 号発行
- ・ホームページのリニューアルの検討

7. 法人化準備委員会

- ・平成 21 年 12 月 1 日付一般社団法人として登記完了

II. 総会講演会

テーマ 私立大学を取り巻く環境

「看護系大学経営状況等実態調査結果の説明」

天使大学 事務局長 久保 則雄氏

北海道医療大学 学務部教務課 日下 稔規氏

「私立大学の管理・運営、経営状況の現状と今後の課題」

日本福祉大学事業顧問・愛知東邦大学理事 福島 一政氏

「評価時代をむかえた日本の私立大学の諸課題」

日本私立大学協会 事務局長 小出 秀文氏

III. 総会

日時 平成 21 年 7 月 10 日（金）11：00～12：50

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

平成 20 年度事務局報告

2. 審議事項

1) 平成 20 年度事業活動報告

(1) 大学における教育に関する事業

- ① 看護学教育
- ② 教職員の資質向上に関する事業

(2) 大学における研究に関する事業

- ① 学術研究および学術研究体制に関する事業
- ② 研究助成事業

(3) 教育、学術および文化の国際交流事業

(4) 大学運営・経営に関する事業

(5) 関係機関との提携等に関する社会的事業

(6) 会報・出版等の広報に関する事業

(7) 法人化準備委員会

2) 平成 20 年度収支決算・会計監査報告

3) 平成 21 年度中期・長期事業活動計画

4) 平成 21 年度予算案

5) 法人化に関する件

3. 新会員校紹介

<改組転換校>

日本赤十字秋田看護大学

<新規会員校>

活水女子大学看護学部看護学科

関西医療大学保健看護学部保健看護学科

山陽学園大学看護学部看護学科

西武文理大学看護学部看護学科

仙台青葉学院短期大学看護学科

東京有明医療大学看護学部看護学科

東都医療大学ヒューマンケア学部看護学科

豊橋創造大学保健医療学部看護学科

八戸短期大学看護学科

弘前医療福祉大学保健学部看護学科

広島都市学園大学健康科学部看護学科

北海道文教大学人間科学部看護学科

2010（平成 22）年度

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

・平成 23 年 1 月 8 日（土）日本青年館 教育セミナー開催

テーマ 「論文の査読・論文評価一総説・原著論文・研究報告など論文タイプ別に査読を試みるー」

第一部 論文査読・論文評価報告

「量的研究について査読方法のポイント」高木 廣文氏（東邦大学）

「質的研究について学位論文審査のためのガイドライン」萱間 真美氏（聖路加看護大学）

第二部 ワークショップ

第三部 ワークショップのまとめと報告

・報告書作成、会員校配付

② 教職員の資質向上に関する事業

平成 22 年度実施見送り

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・協会 HP 上で、会員校の全教員を対象とした民間研究費申請・獲得に関する調査実施

・平成 22 年 10 月 2 日（土）10：00～16：10 東京ガーデンパレス 研究事業セミナー開催

平成 18・19 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会

私立看護系大学の民間研究費獲得の現状：教員へのアンケート結果報告

講演「民間研究費研究助成公募要領と研究費獲得のためのポイント」

千代田健康開発事業団事務局長 喜多 栄二氏

明治安田厚生事業団事務局長 三橋 由美子氏

大川情報通信基金事務局長 前川 博樹氏

フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団事務局長 高巢 勝則氏

三菱財団常務理事 水野 淳二郎氏

ファイザー・ヘルスリサーチ振興財団事務局長 廣田 孝一氏

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考

・平成 22 年 10 月 2 日（土）平成 18・19 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

・平成 22 年 9 月 2 日（木）13：00～16：30 アルカディア市ヶ谷（私学会館）

テーマ「国際的な大学教育の質保証」看護教育の国際化に関する講演会開催

講演 1：グローバル化と大学の質保証

田中 義郎 教授（桜美林大学）

講演 2：欧米の看護教育の質保証

高橋 眞理 看護学部長（北里大学）

・報告書作成、会員校配付

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

・「大学運営・経営に関する実態調査報告書」看護教育に特化した項目を中心にして必要経費についてアンケート調査の実施

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

- 1) 日本私立看護系大学協会活動のブロック制の必要性の確認
- 2) 国家試験に関する本会員校の活動状況のアンケート調査実施
- 3) 看護師国家試験に関する厚生労働省への要望書案を作成、提出準備

6. 会報・その他刊行物に関する事業

- ・日本私立看護系大学協会会報 23 号・24 号発行
- ・ホームページのリニューアルの検討

7. 将来構想検討委員会

- ・本協会のブロック制の検討
- ・役員増員による事業強化の検討
- ・現状分析から課題抽出し、短期・長期事業計画を含む協会の将来構想の検討

II. 総会講演会

テーマ 「大学の質保証」

「ヨーロッパ高等教育改革の潮流と大学の変貌」

前国立国会図書館 図書館調査及び立法考査局 木戸 裕氏

「大学の質保証について」

金沢工業大学 学園長・総長 黒田 壽二氏

「私立大学をめぐる最近の状況について」 日本私立大学協会 事務局長 小出 秀文氏

III. 総会

日時 平成 22 年 7 月 9 日（金）11：00～13：10

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

平成 21 年度事務局報告

2. 審議事項

- 1) 平成 21 年度事業活動報告
 - (1) 大学における教育に関する事業
 - ① 看護学教育
 - (2) 大学における研究に関する事業
 - ① 学術研究および学術研究体制に関する事業
 - ② 研究助成事業
 - (3) 教育、学術および文化の国際交流事業
 - (4) 大学運営・経営に関する事業
 - (5) 関係機関との提携等に関する社会的事業
 - (6) 会報・出版等の広報に関する事業
- 2) 平成 21 年度収支決算・会計監査報告
- 3) 平成 22 年度中期・長期事業活動計画
- 4) 平成 22 年度予算案
- 5) 役員交替
- 6) 理事校選任

3. 新会員校紹介

大阪医科大学看護学部看護学科

四国大学看護学部看護学科

相山女学園大学看護学部看護学科

宝塚大学看護学部看護学科

中京学院大学看護学部看護学科

東京工科大学医療保健学部看護学科

東北文化学園大学医療福祉学部看護学科

日本保健医療大学保健医療学部看護学科

梅花女子大学看護学部看護学科

既存校の他に学部設置のため新たに加盟

国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科

国際医療福祉大学福岡看護学部看護学科

順天堂大学保健看護学部看護学科

東京医療保健大学東が丘看護学部看護学科

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

・平成 24 年 1 月 7 日（土）日本青年館（東京）

テーマ：看護研究と科学性—質的研究をエビデンスとするために—

第一部 講演「構造主義科学論と看護」早稲田大学：池田 清彦教授

「質的研究を科学する」東邦大学：高木 廣文教授

第二部 ワークショップ

第三部 ワークショップの報告

② 教職員の資質向上に関する事業

平成 23 年度実施見送り

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・文部科学省科学研究費獲得と発表・討論のためのアンケート調査実施

・平成 23 年 9 月 23 日（土）アルカディア市ヶ谷 研究事業セミナー開催

テーマ：文部科学省研究費獲得の工夫とより充実した研究成果につなげる方法

「私立看護系大学の科学研究費獲得状況と調査結果報告」

講師：福島 道子先生（国際医療福祉大学）

「文部科学省研究費獲得の工夫と、より充実した研究成果につなげる方法について」

「文部科学省科学研究費の最近の動向」講師：西山 和彦先生（日本学術振興会）

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考

・平成 23 年 9 月 23 日（土）平成 19・20 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

・平成 23 年 9 月 27 日（火）13：30～16：30 アルカディア市ヶ谷（私学会館）研修会開催

テーマ：国際的な看護教育の潮流

講演 1：「経済連携協定に基づく外国人看護師導入のその後」

平野 裕子 教授（長崎大学）

講演 2：「国際的な視点から見た日本の看護教育制度」

松谷 美和子 教授（聖路加看護大学）

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

(1)「看護教育経費に関する実態調査」の実施と集計

(2) 実態調査集計結果のデータベース化

(3)「私学のあり方・運営」研修会の企画

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

・平成 23 年 6 月 11 日（土）家の光会館 研修講演会実施

テーマ 「看護教育の本質を問う」

講演Ⅰ 「国家試験の改善の経緯について」

厚生労働省医政局 看護課課長補佐 加藤 典子氏

講演Ⅱ 「資格の質保証としての国家試験のあり方Ⅱ」

本協会会長、天使大学理事長 近藤 潤子氏

6. 会報・その他刊行物に関する事業

- ・日本私立看護系大学協会会報 25 号、26 号発行
- ・平成 22 年度から改善されたホームページ運用、修正点の把握

7. 将来構想検討委員会

- ・会員校の実態調査と協会への意見等の分析
 - 1) 私大の教育の質を保つための取り組みを考える
 - 2) 実習に関する課題として、実習場の確保、実習指導のあり方、実習費について取り上げる
- ・私立系の看護学等の設置増に関する見解の収集
設置等にかかわる関係者へのヒヤリングは現時点では必要ない
- ・私立看護系の学部、学科の特徴、良さのアピール
次年度への継続とする

・その他

看護師特定能力認証制度骨子案について要望書作成

平成 23 年 12 月 5 日

チーム医療推進会議座長 永井 良三氏（高田理事持参）

厚生労働省医政局長 大谷 泰男氏（郵送）、文部科学省高等教育局長 磯田 文雄氏（郵送）提出

12 月 7 日全会員校に要望書配付

8. その他

一般社団法人日本私立看護系大学協会会長表彰開始

「会員校において、人間性の陶冶につとめ、学業において優れた成績をおさめた学生で、当該年度に卒業する者の中から表彰する。」

本年度会員校 126 校中 73 名を表彰

Ⅱ. 総会講演会

講演：「大学の質保証」

国際基督教大学 学長 鈴木 典比古先生

ワークショップ：「建学の理念とカリキュラム」

「保助看法の一部改正への取り組み」

「臨床実習の諸問題」

Ⅲ. 総会

日時 平成 23 年 7 月 8 日（金）11：00～13：00

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

平成 22 年度事務局報告

2. 審議事項

1) 平成 22 年度事業活動報告

(1) 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

(2) 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

② 研究助成事業

(3) 教育、学術および文化の国際交流事業

- (4) 大学運営・経営に関する事業
- (5) 関係機関との提携等に関する社会的事業
- (6) 会報・出版等の広報に関する事業
- (7) 将来構想検討委員会

- 2) 平成 22 年度収支決算・会計監査報告
- 3) 平成 23 年度中期・長期事業活動計画
- 4) 平成 23 年度予算案
- 5) 役員選任

3. 新会員校紹介

京都光華女子大学健康科学部看護学科

群馬医療福祉大学看護学部看護学科

純真学園大学保健医療学部看護学科

人間総合科学大学保健医療学部看護学科

森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科

了徳寺大学健康科学部看護学科

2012（平成 24）年度

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

・平成 24 年 12 月 22 日（土）9：30～16：00 日本青年館

テーマ：米国におけるナースプラクティショナーの教育・実践・研究の実際

第 1 部 講演

「米国のナースプラクティショナーの役割と責任」

Lendenmann 美智子先生（Children's National Medical Center）

「米国 NP 教育と日本の看護実践への応用」

白井（笹鹿）美帆子先生（東京有明医療大学）

第 2 部 ワークショップ

第 3 部 ワークショップの報告

② 教職員の資質向上に関する事業

・平成 25 年 3 月 17 日（日）飯田橋レインボービル・家の光会館

平成 25 年 3 月 22 日（金）メルパルク大阪

テーマ：看護学士教育カリキュラムの再検討－カリキュラム・マップの活用

「学士教育の一貫性とそれを実行するための管理者および教員の役割」

池田 輝政先生（名城大学教授）

「看護学士教育でのカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーの活用」

佐々木 幾美先生（日本赤十字看護大学教授）

グループワークとグループワーク発表

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・私立看護系大学の自治体研究費獲得状況の調査と結果のまとめ

・平成 24 年 9 月 29 日 アルカディア市ヶ谷 研究事業セミナー開催

第 1 部 平成 20・21 年度日本私立看護系大学協会若手研究者研究助成者による研究成果報告

第 2 部 1) 私立看護系大学の自治体研究費獲得状況の調査結果報告

2) 「自治体研究費獲得の工夫と研究成果を充実させる方法」

「2011 年度母子保健事業に関する調査」伊藤 直子先生（西南女学院大学）

「女性の健康支援対策事業における思春期からの健康支援モデル事業」

岩間 薫先生（秋田看護福祉大学）

「子育て支援を切り口にした学生・地域住民の交流と協働」

眞崎 直子先生（日本赤十字広島看護大学）

第 3 部 講演

「独立行政法人科学技術振興機構における公募事業の概要・研究開発支援の紹介」

藤井 健視氏（独立行政法人科学技術振興機構 経営企画部調査役）

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考

・平成 24 年 9 月 29 日 平成 20・21 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

・平成 24 年 9 月 24 日（月）13：00～16：00 アルカディア市ヶ谷（私学会館）

テーマ：国際保健の立場から看護教育への期待

「国際保健の立場から看護教育への期待—開発援助への期待・開発援助の視点から—」

JICA 客員専門員 石井 羊次郎先生

「国際保健の立場から看護教育への期待—地域住民の視点から—」

長崎大学大学院 教授 松山 章子先生

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

・平成 24 年度総会講演会を企画開催

・「看護教育経費に関する実態調査」結果分析、データベース化、経年調査継続の検討

・「看護教育経費に関する実態調査」報告書作成、会員校配付

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

・平成 25 年 2 月 10 日（日）13：00～16：00 神戸常盤大学 研修会開催

テーマ「看護系大学教育における国家試験のあり方」

基調講演「国家試験のあり方」近藤 潤子先生（日本私立看護系大学協会 会長）

グループ討議および発表「国家試験対策の現状と課題について」

・報告書作成・会員校配付

・将来構想委員会との看護学教育における実習に関する補助金要望についての合同委員会開催

6. 会報・その他刊行物に関する事業

・日本私立看護系大学協会会報 27、28 号発行

・ホームページ運用改善

7. 将来構想検討に関する事業

(1) 教員の質の向上に向けた取り組み

大学における教育に関する事業委員会に今後の研修の検討依頼、カリキュラムについての研修会計画、実施

(2) 実習に関わる経費に対する補助金の要望についての取り組み

実習に関わる経費の実態調査、実習指導の実態と経費について、日本私立学校振興・共済事業団へ相談、補助金増への働きかけ準備の勉強会実施

(3) その他

本協会のあり方についての検討

8. その他

一般社団法人日本私立看護系大学協会会長表彰

本年度会員校 134 校中 79 名表彰

II. 総会講演会

テーマ：「私立学校とは」

・講演 1 「私立大学の理念について」

日本私立看護系大学協会会長 近藤 潤子先生

・講演 2 「私立大学の現状と課題」

日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター長 山本 雅淑先生

III. 総会

日時 平成 24 年 7 月 13 日（金）11：00～13：00

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

平成 23 年度事務局報告

2. 審議事項

1) 平成 23 年度事業活動報告

(1) 大学における教育に関する事業

① 看護学教育

(2) 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

② 研究助成事業

(3) 教育、学術および文化の国際交流事業

(4) 大学運営・経営に関する事業

(5) 関係機関との提携等に関する社会的事業

(6) 会報・出版等の広報に関する事業

(7) 将来構想検討に関する事業

2) 平成 23 年度収支決算・会計監査報告

3) 平成 24 年度事業活動計画案

4) 平成 24 年度予算案

5) 役員選任

3. 新会員校紹介

亀田医療大学看護学部看護学科

城西国際大学看護学部看護学科

摂南大学看護学部看護学科

帝京科学大学医療科学部看護学科

天理医療大学医療学部看護学科

日本医療科学大学保健医療学部看護学科

佛教大学保健医療技術学部看護学科

平成医療短期大学看護学科

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

・平成 25 年 12 月 21 日（土）日本青年館 研修会開催

テーマ：主体的な学び体験をつくる大学授業法

第 1 部 講演 1 現在の看護学生の特性を探る

～ベネッセ教育総合研究所の調査データより～

ベネッセ教育総合研究所高等教育研究室

主任研究員 樋口 健氏

講演 2 主体的な学修体験を作る授業デザイン

帝京大学高等教育開発センター

センター長・教授 土持ゲーリー法一先生

第 2 部 ワークショップ 課題Ⅰ実習、課題Ⅱ講義

第 3 部 ワークショップ報告、まとめ

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・学術環境及び研究体制についてのアンケート調査実施

・平成 25 年 9 月 23 日 アルカディア市ヶ谷 研究セミナー開催

1 本年度研究助成事業審査結果報告

2 平成 21・22 年度日本私立看護系大学協会若手研究者研究助成者による研究成果報告

3 学術研究及び学術研究体制についてのアンケート調査結果報告

4 講演 ―看護研究の目的別アプローチについて―

「看護におけるアクションリサーチ」筒井 真優美先生（日本赤十字看護大学研究科長）

「看護における尺度開発法」河口 てる子先生（日本赤十字北海道看護学学長）

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考

・平成 25 年 9 月 23 日 平成 21・22 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

・平成 25 年 8 月 27 日（火）13：00～16：30 アルカディア市ヶ谷 研修会開催

テーマ「看護教育で国際保健教育を強化する方途」

(1)「本学に於ける国際保健看護教育の発展過程―グローバル人材育成に向けて―」

聖路加看護大学 教授 田代 順子先生

(2)「国際看護学の範囲」聖マリア学院大学 学長 矢野 正子先生

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

・看護教育研究経費の実態調査データベース化調査項目確定

・平成 25 年 9 月 28 日（土）13：30～15：30 淑徳大学 池袋サテライトキャンパス

テーマ：「学部長、学科長等教学責任者、財務と均衡のとれた教育に関心をお持ちの教職員に

知っていただきたい計算書類の見方と分析」

有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士 奈尾 光浩氏

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

・平成 25 年 12 月 14 日（土）13：00～16：00 TKP 博多駅前シティセンター

「資格の質保証としての国家試験のあり方」に関する研修セミナー開催
基調講演「看護系大学教育における国家試験のあり方」

近藤 潤子先生（日本私立看護系大学協会会長）

グループディスカッション（各校の国家試験対策の現状と課題）

グループ発表・講師による講評

6. 会報・その他刊行物に関する事業

- ・日本私立看護系大学協会会報 29、30 号発行
- ・ホームページ運用改善

7. 将来構想検討に関する事業

- 1) 看護学教育への特別補助の要望
 - ・委員所属の複数大学における経費の実態調査
 - ・実習指導の実態と経費について日本私立学校振興・共済事業団に説明し、補助金増への働きかけ準備勉強会実施
- 2) 本協会の組織体制の見直しと法人のあり方の検討

8. その他

一般社団法人日本私立看護系大学協会会長表彰
本年度会員校 139 校中 94 名表彰

II. 総会講演会

テーマ 「専門職教育」

「大学・大学院における専門職教育」同志社大学 社会学部 教授 山田 礼子先生

「わが国における看護専門職の教育の現状」日本私立看護系大学協会会長 近藤 潤子先生

III. 総会

日時 平成 25 年 7 月 12 日（金）11：00～13：00

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

事務局報告

新会員校紹介（五十音順）

関西国際大学保健医療学部看護学科

関東学院大学看護学部看護学科

創価大学看護学部看護学科

東京医科大学医学部看護学科

常葉大学健康科学部看護学科

2. 審議事項

1) 平成 24 年度事業活動報告

(1) 大学における教育に関する事業

- ① 看護学教育
- ② 教職員の質の向上に関する事業

(2) 大学における研究に関する事業

- ① 学術研究および学術研究体制に関する事業
- ② 研究助成事業

(3) 教育、学術および文化の国際交流事業

(4) 大学運営・経営に関する事業

(5) 関係機関との提携等に関する社会的事業

(6) 会報・出版等の広報に関する事業

(7) 将来構想検討に関する事業

2) 平成 24 年度収支決算・会計監査報告

3) 平成 25 年度事業活動計画案

4) 平成 25 年度予算案

5) 役員選任

2014（平成 26）年度

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

・平成 26 年 12 月 20 日（土）日本青年館 教育セミナー開催

テーマ 主体的な学び体験をつくる大学授業法

～ループリックから ICE ループリックへ～

講演 1) 「ループリックから ICE ループリックへ：批判的思考力の育成」

土持ゲーリー法一先生（帝京大学高等教育開発センター長・教授）

2) 「ICE モデル：看護・医療系大学のためのループリックの設計」

スー・F・ヤング先生（クイーンズ大学エデュケーショナル・ディベロッパー）

ワークショップ ICE ループリックの作成体験

・平成 26 年 8 月 9 日（土）アルカディア市ヶ谷

大学新任教員のための研修会 2014 開催

講演 1) 大学教育の今日的課題と看護人材の養成

佐藤 弘毅先生（目白大学学事顧問）

2) 私立大学とは何か ―私立大学の基礎知識―

上杉 道世先生（慶應義塾大学信濃町キャンパス事務長）

3) 大学の教員になるということ

夏目 達也先生（名古屋大学高等教育研究センター教授）

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・文部科学研究費獲得状況についての調査実施

・平成 26 年 9 月 20 日 アルカディア市ヶ谷 研究セミナー開催

1 平成 22・23 年度日本私立看護系大学協会若手研究者研究助成者による研究成果報告

2 特別講演

I 「文部科学研究費獲得の工夫」―科研費獲得者の報告―

「口唇口蓋裂児の口腔機能発達を保障する哺乳具の開発と療育支援プログラムの構築」

松原 まなみ氏（聖マリア学院大学）

「統合失調症患者に対する看護介入としての心理教育の長期効果検証」

河野 あゆみ氏（神戸常磐大学）

「在宅医療推進に向けた学外ゼミ介入プログラムの効果検証」

村松 由紀氏（国際医療福祉大学）

「看護基礎教育におけるラテックスアレルギーを回避する予防システムの構築」

梶原 江美氏（西南女学院大学）

「小児専門領域外の医療で子どもの権利保護のための支援」

中村 郷子氏（新潟医療福祉大学）

「多言語による簡易版“女性を中心としたケア―妊娠期尺度”の開発」

飯田 真理子氏（聖路加国際大学）

II 「国際共同研究の進め方」講演

「国際共同研究の取り組み―在宅ケア研究例―」

島内 節先生（広島文化学園大学大学院）

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

- ・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考
- ・平成 26 年 9 月 20 日 平成 22・23 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

- ・平成 26 年 9 月 13 日（土）13：00～16：30 アルカディア市ヶ谷
講演会開催 テーマ 「グローバル人材育成を国際看護学で試みる
ー思考力と自主性を伸ばす参加型授業の展開ー」
東邦大学看護学部 教授 近藤 麻里先生

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

- ・「看護教育経費に関する実態予備調査」報告書作成、会員校配付
- ・平成 27 年 1 月 17 日（土）13：30～16：20 ワールドインポートマートビル 研修会開催
テーマ「学部長、学科長等教学責任者に知っておいていただきたい私立学校法について
～学校教育法の改正にもふれて～」
学校法人大乗淑徳学園法人 監事 野村 趙史氏

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

- ・平成 27 年 2 月 11 日（水・祝）13：00～16：00 メルパルク大阪 研修会開催
テーマ「看護専門職としての看護学教育実現する教育評価
ー専門職としてのコア・コンピテンシーと国家試験」
基調講演講師：奈良学園大学 学長 梶田 叡一先生
グループディスカッション「基調講演を受けて看護専門職としての教育（コア・コンピテンシーと、国家試験の
捉え方（現状や対策））」

6. 会報・その他刊行物に関する事業

- ・日本私立看護系大学協会会報 31 号、32 号発行
- ・ホームページ運用改善

7. 将来構想検討に関する事業

- 1) 看護学教育への特別補助の要望
 - ・看護系大学への補助金の要望に関する文部科学省高等教育局医学教育課への相談
 - ・「私立大学等改革総合支援事業」に関する委員会での意見集約を踏まえ、看護系に該当しない等の項目について
日本私立学校振興・共済事業団助成部への相談
- 2) 本協会の組織体制の見直しと法人のあり方の検討
 - ・教育・研究推進と補助金獲得推進を図る体制を検討
 - ・会員校からの代表者の教学系と事務系から選出の検討と委員会への参加依頼

8. その他

- 一般社団法人日本私立看護系大学協会会長表彰
本年度会員校 152 校中 108 名表彰

II. 総会講演会

テーマ 私立看護系大学の諸問題

講演 「私立看護大学をとりまく諸問題」 聖路加国際大学 学長 井部 俊子先生

- グループワーク
1. 「新人教員の養成」
 2. 「臨床実習の諸問題」
 3. 「情報モラルとセキュリティ」

Ⅲ. 総会

日時 平成 26 年 7 月 11 日 (金) 11:00～13:00

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

事務局報告

平成 26 年度新会員校紹介 (五十音順)

朝日大学保健医療学部看護学科

鈴鹿医療科学大学看護学部看護学科

聖徳大学看護学部看護学科

千葉科学大学看護学部看護学科

中部学院大学看護リハビリテーション学部看護学科

帝京大学福岡医療技術学部看護学科

東京家政大学看護学部看護学科

奈良学園大学保健医療学部看護学科

日本医療大学保健医療学部看護学科

文京学院大学保健医療技術学部看護学科

北海道科学大学保健医療学部看護学科

安田女子大学看護学部看護学科

2. 審議事項

1) 平成 25 年度事業活動報告

(1) 大学における教育に関する事業

(2) 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

② 研究助成事業

(3) 教育、学術および文化の国際交流事業

(4) 大学運営・経営に関する事業

(5) 関係機関との提携等に関する社会的事業

(6) 会報・出版等の広報に関する事業

(7) 将来構想検討に関する事業

2) 平成 25 年度収支決算・会計監査報告

3) 平成 26 年度事業活動計画案

4) 平成 26 年度予算案

5) 役員選任

I. 事業活動

1. 大学における教育に関する事業

・平成 27 年 8 月 2 日（日）東京ガーデンパレス

I 大学新任教員のための研修会 2015 開催

講演 1) 大学教育の今日的課題と看護人材の養成

佐藤 弘毅先生（目白大学学事顧問）

2) 私立大学とは何か ―私立大学の基礎知識―

上杉 道世先生（大正大学理事長特別補佐・質保証推進室長・客員教授）

3) 大学の教員になるということ

夏目 達也先生（名古屋大学高等教育研究センター教授）

・平成 27 年 12 月 19 日（土）アルカディア市ヶ谷（私学会館）

II 教育セミナー「アクティブ・ラーニングとポートフォリオ」開催

講演 1) ICE ルーブリックからの発展

土持ゲリー法一先生（帝京大学高等教育開発センター長・教授）

講演 2) ラーニング・ポートフォリオ～看護教育における省察力の意義～

ジョン・ズビザレタ先生

（コロンビアカレッジ教授、オナーズプログラム・大学教育開発所長）

ワークショップ ① 学生自身の気づき、体験を語らせるには

② 他者（教師、指導者、学生同士）の助言に耳を傾けさせるには

③ 実習体験から、教室での学びを深めるための指導的関わりのコツ

グループ討議の発表、講評

2. 大学における研究に関する事業

① 学術研究および学術研究体制に関する事業

・平成 27 年 9 月 19 日（土）アルカディア市ヶ谷 研究セミナー開催

1 平成 24 年度日本私立看護系大学協会若手研究者研究助成者による研究成果報告

2 講演「看護研究の目的別アプローチ」

I 「現象学的研究法」西村 ユミ先生（首都大学東京 教授）

II 「エスノグラフィー」佐藤 郁哉先生（一橋大学商学部・大学院商学研究科 教授）

・報告書作成、会員校配付

② 研究助成事業

・看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成、国際学会発表助成の募集・選考

・平成 27 年 9 月 19 日 平成 24 年度若手研究者研究助成者研究成果報告会開催

3. 教育、学術および文化の国際交流事業

・平成 28 年 2 月 14 日（日）13:00～16:00 アルカディア市ヶ谷 研修会開催

テーマ 時代は看護系大学に何を期待しているのか―大学全体で取り組むグローバル人材育成―

講演

『看護系大学に期待されるグローバル人材育成』

笹川記念保健協力財団理事長・日本赤十字九州国際看護大学 名誉学長 喜多 悦子先生

『日本赤十字看護大学が試みるグローバル教育』

日本赤十字看護大学 国際交流センター長・名誉教授 筒井 真優美先生

・報告書作成・各会員校配付

4. 大学運営・経営の向上を図るための事業

・平成 27 年 10 月 31 日（土）13：30～16：30 大阪医科大学看護学部 研修会開催

第 1 部「私立大学等改革総合支援事業補助金獲得に向けての事例発表」

淑徳大学 副学長 田中 秀親先生

聖路加国際大学 事務局長 島田 裕司氏

第 2 部「科学研究費助成事業の採択件数を向上させるために」

大阪医科大学研究機構 特別職務担当教授 辻山 隆先生

・看護教育研究経費データベース構築

5. 関係機関との提携等に関する社会的事業

・平成 28 年 2 月 11 日（木・祝）13：00～16：30 メルパルク大阪 研修会開催

「看護専門職としてのコアコンピテンシーと国家試験（続）」

—認知領域・精神運動領域・情意領域の内容検討—

基調講演「教育指導とクライテリオン＝到達目標」奈良学園大学 学長 梶田 叡一先生

グループディスカッション、まとめ

・報告書作成、各会員校配付

6. 会報・その他刊行物に関する事業

・日本私立看護系大学協会会報 33 号、34 号発行

7. 将来構想検討に関する事業

・財政支援の獲得に関する検討および、関係機関等との連携については情報交換を中心に継続

・教員研修についての系統的な研修体系案の作成

・組織の活性化を図る

事業と役員選出規程の変更案の検討、各事業に関わる委員の選出方法の検討

8. 40 周年記念事業準備委員会

・記念式典委員会—協会設立 40 周年を祝い記念式典を行う

・記念誌委員会—記念講演会・シンポジウムの内容、30 周年からの 10 年のあゆみから今後の活動に向けた展望を
検討できる記念誌を作成する

9. その他

一般社団法人日本私立看護系大学協会会長表彰

本年度会員校 163 校中 134 名表彰

II. 総会講演会

講演 「医療制度改革の現状と課題」 学習院大学 大学院経営学研究科 教授 遠藤 久夫先生

「訪問看護エキスパートから看護教育に望むこと」 暮らしの保健室 室長 秋山 正子氏

III. 総会

日時 平成 27 年 7 月 3 日（金）11：00～13：00

会場 アルカディア市ヶ谷 3 階 富士の間

1. 報告

事務局報告

平成 27 年度新会員校紹介（五十音順）

大阪青山大学健康科学部看護学科

神奈川工科大学看護学部看護学科

岐阜聖徳学園大学看護学部看護学科

京都学園大学健康医療学部看護学科

金城大学看護学部看護学科
神戸女子大学看護学部看護学科
四條畷学園大学看護学部看護学科
同志社女子大学看護学部看護学科
鳥取看護大学看護学部看護学科
日本福祉大学看護学部看護学科
人間環境大学看護学部看護学科
武庫川女子大学看護学部看護学科

2. 審議事項

- 1) 平成 26 年度事業活動報告
 - (1) 大学における教育に関する事業
 - (2) 大学における研究に関する事業
 - ① 学術研究および学術研究体制に関する事業
 - ② 研究助成事業
 - (3) 教育、学術および文化の国際交流事業
 - (4) 大学運営・経営に関する事業
 - (5) 関係機関との提携等に関する社会的事業
 - (6) 会報・出版等の広報に関する事業
 - (7) 将来構想検討に関する事業
- 2) 平成 26 年度収支決算・会計監査報告
- 3) 平成 27 年度事業活動計画案
- 4) 平成 27 年度予算案
- 5) 定款一部変更
- 6) 役員選任

研究助成・奨励賞等一覧

看護学研究奨励賞、若手研究者研究助成及び国際学会発表助成選考結果

平成 18 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
鈴木 久美	聖路加看護大学看護実践開発研究センター	診断・治療期にある乳がん患者の生の充実を図る心理教育的看護介入プログラムの効果	日本がん看護学会誌 19(2) 2005

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
香取 洋子	北里大学	新生児に対する母親の応答性を高める看護介入の開発とその効果に関する研究
水野 千奈津	帝京大学	妊婦の姿勢保持に起因する随意的制御運動に関する研究～3次元モデルを用いた保健指導プログラム開発の試み～
吉野 賀寿美	北海道医療大学	外来に通院する統合失調症患者に対する社会復帰プログラム実施の効果
桃井 雅子	聖路加看護大学	助産実践能力の習得プロセス～2つの助産教育課程の比較～
佐藤 寧子	慶應義塾大学	交通事故の被害にあって入院した患者への精神的ケアに関する研究～心理教育的アプローチツール及び精神的ケアマニュアルの開発に向けて～
近藤 由香	高崎健康福祉大学短期大学部	がん患者に対する漸進的筋弛緩法の効果に関する研究
小野 智美	聖路加看護大学	日帰り手術に向けての幼児の自律性を親と協働して支援する看護介入プログラムが看護実践に与える影響～プログラムの臨床看護への応用を通して～

III. 国際学会発表助成

応募者はありませんでした。

平成 19 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
有森 直子	聖路加看護大学	Randomized controlled trial of decision aids for women considering prenatal testing : The effect of the Ottawa Personal Decision Guide on decisional conflict	Japan Academy of Nursing Science (3) 2006

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
安東 由佳子	北里大学	神経難病患者をケアする看護師の職場定着を目指した経験年数別ストレス・離職因果モデルの検証
百田 武司	日本赤十字広島看護大学	通所リハビリテーションが脳卒中維持期患者にとって果たしている役割
林 静子	埼玉医科大学	看護学生の病床環境観察に関する認知のメカニズム～眼球運動と思考過程による分析～
郷良 淳子	甲南女子大学	思春期精神科患者をケアする若手看護師のサポートプログラム構築のための基礎的研究
眞鍋 裕紀子	聖路加看護大学	重症心身障害児の治療の選択における看護援助について～重症心身障害児施設の実態調査から～
庄村 雅子	東海大学	成人看護学演習から実習へと学生の看護実践能力の向上を促す効果的教育プログラムの開発

III. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
亀井 智子	聖路加看護大学	Effectiveness of a Telenursing System for Home Oxygen Therapy in Preventing Acute Exacerbation	21st Pacific Science Congress Japan / 沖縄

平成 20 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
堀内 成子	聖路加看護大学	Development of an evidence-based domestic violence guideline : Supporting perinatal women-centered care in Japan	Midwifery (2007)
田口 豊恵	明治国際医療大学	Influence of bright light therapy on postoperative patients : A pilot study	Intensive and Critical care Nursing 2007 (23)

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
濱田 由紀	東京女子医科大学	在宅精神障害者の回復を促進するための支援に関する研究
中島 美津子	聖マリア学院大学	ワークプレイスラーニングシステムの融合による多様な働き方を可能にする人材確保システム構築に関する研究
小林 真朝	聖路加看護大学	伴侶動物の介在による地域健康推進プログラムの開発
掛田 崇寛	川崎医療福祉大学	医療処置の痛みに対する疼痛緩和に関する実態調査
前田 修子	金沢医科大学	医療・衛生材料確保に関する退院支援マニュアルの開発
明野 伸次	北海道医療大学	基礎看護技術における修得レベルの評価指標作成に関する研究

III. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
相原 洋子	国際医療福祉大学	Relationship of eating pattern and instrumental activities of daily living among older people in Japan	第 18 回国際疫学会 (EPI) ブラジル 2008.9/20 ~ 24

平成 21 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
卯野木 健	聖路加看護大学	Autonomic Nervous Function and Depth of Sedation in Adults Receiving Mechanical Ventilation	American Journal of Critical Care

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
小黑 道子	聖路加看護大学	ミャンマーにおける女性の健康とドメスティック・バイオレンスの調査
中村 幸代	武蔵野大学	冷え性のヘルスプロモーションの有用性—分娩時のアウトカム評価と分析—
川上 あずさ	兵庫大学	自閉性障害のある児ときょうだいの生活構築

III. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
土田 敏恵	兵庫医療大学	Effects of nursing experience on hand hygiene practices	20th International Networking for Education in Healthcare Conference イギリス 2009.9/8～9/10
田中 美加	福岡大学	Social Networks and Perceived Health among the elderly	The 4th International Conferences on Community Health Nursing Research オーストラリア 2009. 8/16～8/20
池田 恵	順天堂大学	An outbreak of VanB-type Enterococcus faecium colonization that showed heterogeneous resistance to Vancomycin in a University Hospital in Japan	米国感染管理疫学専門家協会国際会議（APIC）アメリカ 2009. 6/7～6/11

平成 22 年度

Ⅰ. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
小林 奈美	北里大学	Severity of dementia as a risk factor for Repeat falls among the institutionalized elderly in Japan	Nursing and Health Sciences (2009), 11, 388-396.
小市 理恵子	国際医療福祉大学	Awareness of early warning signs and help-seeking behaviours among patients with schizophrenia who utilize social rehabilitation facilities in Japan	Journal of Psychiatric and Mental health Nursing, 2009, 16, 694-702

Ⅱ. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
立石 彩美	順天堂大学	看護師のワーク・エンゲイジメントを高める組織と個人の要因についての質的研究
ラウ 優紀子	東京女子医科大学	虚弱高齢者が歩行能力を維持・向上するための合成映像を用いた介護予防プログラムの開発
福田 和美	福岡大学	術後せん妄を発症した患者の家族に対する看護介入モデル構築のための基礎的研究～家族の身体的心理的状态の把握～
下山田 鮎美	東北福祉大学	コミュニティ・エンパワメントにおける保健師の役割に関する基礎的研究—子育て中の母親たちの手でコミュニティにおける自身の「居場所」をうみだすということ—
中森 美季	明治国際医療大学	初めて手術を受ける患者・家族の相互関係—家族機能の変化とその影響要因の分析—

Ⅲ. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
小谷野 康子	順天堂大学	The Effectiveness of Application of the Emotional Literacy Promotion Program to Newly Recruited Nurses through a Group Approach	2010 International Society of Psychiatric-Mental Health Nurses (ISPN) Annual Conference 米国・セントルイス
服鳥 景子	川崎医療福祉大学	Achieving good death among elderly Japanese Americans: Not being a burden. An ethnographic study	1st International Conference on Qualitative Research in Nursing and Health タイ国・チェンマイ

平成 23 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
掛田 崇寛	川崎医療福祉大学	Gender differences in pain modulation by a sweet stimulus in adults: A randomized study	Nursing and Health Sciences (2011), 13

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
西尾 ゆかり	大阪医科大学	2 型糖尿病の新しい評価尺度としての睡眠パターンに関する基礎的研究
宮本 雅子	宝塚大学	コンフォート理論に基づく妊娠中期以後の妊婦を対象とした歌唱クラスによる心理的効果
北尾 良太	千里金蘭大学	脳卒中者が経験を語ることの意義の探求とリハビリテーション効果への可能性に関する研究
清水 史恵	千里金蘭大学	通常学校に通学する医療的ケアを要する子どもや家族が認識する看護師の役割
清水 三紀子	藤田保健衛生大学	灸・指圧・足浴法による三陰交のツボ刺激効果の比較—生理・心理的評価を用いて—

III. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
亀井 智子	聖路加看護大学	Cost effectiveness of home telenursing in preventing acute respiratory exacerbation in COPD patients with home oxygen therapy: A randomized-controlled trial 慢性閉塞性肺疾患で在宅酸素療法を実施する患者の呼吸不全急性増悪の予防に関するテレナーシングの費用対効果：ランダム化比較試験	International Conference in Community Health Care Nursing Research (ICCHNR) Biennial Symposium カナダ・アルバータ州エドモントン
川原 由佳里	日本赤十字看護大学	Effects of Tactile Care for Increasing Relaxation of Japanese Elderly People 日本の高齢者に対するタクティールケアのリラクセーション効果	Sigma Theta Tau International's 22nd International Nursing Research Congress Mexico・Cancun
飯島 佐知子	順天堂大学	Cost-minimization analysis of computerized fall risk assessment and measures to prevent falls 電子化した転倒リスクアセスメント及び予防対策の費用最小化分析	International Health Economics Association Toronto, Canada

平成 24 年度

Ⅰ. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
新福 洋子	聖路加看護大学	Working with Interpreters in Cross-Cultural Qualitative Research in the Context of Developing Country : Systematic Literature Review	Journal of Advanced Nursing
亀井 智子	聖路加看護大学	Six month outcomes of an innovative weekly intergenerational day program with older adults and school-aged children in a Japanese urban community	Japan Journal of Nursing Science, 8 (1), 95-107, 2011
小松 浩子	慶應義塾大学	Information sharing and care conference among the Multidisciplinary team improve patients' perception of care	The open nursing journal
佐々木 新介	関西福祉大学	Relationship between Tourniquet Pressure and a Cross-Section Area of Superficial Vein of Forearm.	Acta Medica Okayama

Ⅱ. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
山地 亜希	大阪医科大学	小児がんを経験した幼児の就学後の学校生活への適応と看護支援の検討
福武 まゆみ	川崎医療短期大学	高齢者における配偶者の死への準備教育に関する基礎的研究
菊池 有紀	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部	インクルーシブデザイン手法による衣服が高齢者の認知機能、うつ傾向に与える効果の検証

Ⅲ. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
篁 宗一	聖隷クリストファー大学	The effect and evaluation of a mental health education program on high school students for early intervention and prevention 早期介入（予防）を目的とした高校生のメンタルヘルス教育プログラムの開発と評価	The Seventh Conference on the Promotion of Mental Health and the Prevention of Mental and Behavioural Disorders オーストラリア・パース
藤屋 リカ	慶應義塾大学	Community Space activities to protect health among people in temporary houses in Minami-Soma City 東日本大震災において津波と原子力発電所事故の被害を受けた福島県南相馬市の仮設住宅における入居者による健康を守るための集会所での活動についての考察	2012 World Society of Disaster Nursing Research Conference 英国・カーディフ
滝 麻衣	聖マリア学院大学	A cross-national comparative study of the actual labor situation and work satisfaction of nurse anesthetists. 周麻酔期管理に従事する看護師の労働実態に関する国際比較調査	10th World Congress of Nurse Anesthetists スロベニア・リュブリャナ

平成 25 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
近藤 暁子	東京女子医科大学	Nursing Care after Hip Fracture Surgery Predicts Patient Ambulatory Ability at 3 Months after Surgery	Journal of Nursing and Care
村上 礼子	自治医科大学	Effect on cardiovascular system and autonomic nervous system in healthy adults with different body types while performing movements simulating washing of the lower limbs for cardiac rehabilitation	Japan Journal of Nursing Science
立石 和子	帝京科学大学	An Investigation of the Basic Education of Japanese Nurses : Comparison of Competency with European Nurses	Nurse Education Today
月野木 ルミ	大阪医科大学	Does body mass index impact on the relationship between systolic blood pressure and cardiovascular disease? : meta-analysis of 419 488 individuals from the Asia pacific cohort studies collaboration.	Stroke
大久保 暢子	聖路加看護大学	Effectiveness of the "Elevated Position" Nursing Care Program in promoting the reconditioning of patients with acute cerebrovascular disease	The Journal of Dementia

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
鈴木 香苗	日本赤十字広島看護大学	治療の中断が進行再発大腸がん患者のレジリエンスに及ぼす影響
濱西 誠司	関西福祉大学	月経前症候群（PMS）／月経前不快気分障害（PMDD）の重症度評価による女性労働者のメンタルヘルス不全予防プログラム開発のための基礎的研究
横山 浩誉	大阪医科大学	24 時間対応体制加算届出の訪問看護ステーションにおける ICT（Information Communication Technology）を用いた在宅支援に関する臨床研究
小坂 志保	上智大学	通信型家庭血圧測定器を用いた血圧モニタリングの評価と、管理状況の比較研究
佐々木 新介	関西福祉大学	看護学者が開発した目盛付き駆血帯の実用性の検討～既存の駆血帯との比較～
浅田 有希	純真学園大学	慢性血液透析患者における SOC とストレスへの対処行動プロセスに関する研究
福井 純子	北海道医療大学	看護師が獲得している Employability の内容と影響要因

Ⅲ. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
上田 佳世	森ノ宮医療大学	日本の院内助産における低リスク出産に対する医療の質指標 (Quality Indicators) の開発: ガイドラインに基づくエビデンス・レビューと修正デルファイ法を用いて	10th G-I-N CONFERENCE San Francisco 2013 August 18th - 21st アメリカ合衆国・カリフォルニア州サンフランシスコ
中村 美鈴	自治医科大学	Establishment of a scoring system to evaluate postoperative functional disorders after surgery for gastric cancer in Japan	第 25 回 ICN4 年毎大会 オーストラリア・メルボルン

平成 26 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
藤野 ユリ子	福岡女学院看護大学	Effect of Information and Communication Technology on Nursing Performance	Computers, Informatics, Nursing 31 (5), 244-250, 2013
富永 真己	京都橘大学	Stigma towards nurses with mental illnesses : A study of nurses and nurse managers in hospitals in Japan	International Journal of Mental Health Nursing
千葉 理恵	自治医科大学	The concept of "benefit finding" for people at different stages of recovery from mental illness; a Japanese study	Journal of Mental Health
川上 明希	日本赤十字看護大学	Relationship between non-adherence to aminosalicylate medication and the risk of clinical relapse among Japanese with ulcerative colitis in clinical remission : A prospective cohort study	Journal of Gastroenterology
大橋 久美子	聖路加国際大学	Effects of early morning care, named "Comfort upon Rising" care, on postoperative orthopedic ambulation and morning activity	Japan Journal of Nursing Science
長松 康子	聖路加国際大学	Impact of a Nursing Education Program about Caring for Patients in Japan with Malignant Pleural Mesothelioma on Nurses' Knowledge, Difficulties and Attitude : A Randomized Control Trial	Nurse Education Today
石光 美美子	目白大学	Nursing intervention using light for prevention of postoperative delirium : A randomized controlled trial.	J.Ochanomizu Asso. Acad. Nurs.

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
飯尾 祐加	兵庫医療大学	呼吸トレーニングによる若年女性の冷え改善およびリラクゼーション効果
岡田 公江	兵庫医療大学	正常妊婦における血圧と睡眠の関連—妊娠高血圧症候群予防に向けた健康教育の基盤構築—
後藤 慶太	茨城キリスト教大学	糖尿病性神経障害を予防・改善する積極的看護介入の確立に向けた試行研究—糖代謝異常を有する患者に対する 4 週間の Slow Breathing Exercise が生体にもたらす生理学的効果—
村田 洋章	東京慈恵会医科大学	日本語版—主観的睡眠調査票 (J-RCSQ) の信頼性と妥当性の検証
坂口 由紀子	日本医療科学大学	遺伝性希少難病児の死を巡る家族移行の概念化とシームレスな支援プログラムの検討
尾栢 みどり	日本赤十字北海道看護大学	妊娠期の妻への夫の関わり要因
大田 博	梅花女子大学	看護師の継続教育における情報行動に関する基礎的研究

氏名	所属	研究テーマ
山岸 直子	東京医科大学	一人暮らしの高齢 2 型糖尿病患者の自己管理支援モデル開発のための基礎的研究—一人暮らしの高齢 2 型糖尿病患者の自己管理の実態解明—
山居 輝美	梅花女子大学	外傷性高次脳機能障害者家族のエンパワメント強化のための情報提供のあり方と現在の課題
笠原 順子	関東学院大学	地域在住高齢者の主観的健康観と関連要因に関する研究

Ⅲ. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
笠原 康代	昭和大学	Nursing students' awareness of hazards in nursing practice 看護場面における看護学生のハザード知覚	28th International Congress of Applied Psychology (フランス・パリ)

平成 27 年度

I. 看護学研究奨励賞

氏名	所属	論文名	掲載雑誌
益田 美津美	北里大学	Uncertainty in Patients With Unruptured Intracranial Aneurysms Undergoing Endovascular Surgery-A Qualitative and Inductive Study	Nursing Research
岡田 弘美	東京医療保健大学	Hiromi Okada, Mitsue Maru, et.al : Impact of Childhood Cancer on Maternal Employment in Japan.	Cancer Nursing Jan/Feb. Vol 38 Issue1 2015
大宮 朋子	東邦大学	Mental health of patients with human immunodeficiency virus in Japan : A comparative analysis of employed and unemployed patients	JAIDS Care
梅田 亜矢	日本赤十字看護大学	Telemonitoring of patients with implantable cardiac devices to manage heart failure : An evaluation of tablet-PC-based nursing intervention program	Open Journal of Nursing, 2014, 4, 237-250
早瀬 麻子	甲南女子大学	Sleep quality and stress in women with pregnancy-induced hypertension and gestational diabetes mellitus.	Women and Birth

II. 若手研究者研究助成

氏名	所属	研究テーマ
久保 善子	東京慈恵会医科大学	産業看護職のキャリアアンカー尺度の開発およびキャリア発達に関する実証的研究
孫田 千恵	帝京大学	入院患者の転倒防止のための環境改善に関する基礎的研究
築田 誠	関西医療大学	人工呼吸器ケアに関する看護実践教育プロトコル案の作成
窪田 美由紀	東邦大学	日本語版 The Brief Resilience Scale の信頼性と妥当性の検討
瀬戸山 陽子	東京医科大学	希少疾患患者のオンラインコミュニティ上に蓄積された体験知から、患者向け及び医療者向けの Q&A 集を作成する試み
星名 美幸	関東学院大学	がん専門病院において終末期がん患者にかかわる看護師のコンピテンシーモデルの構築に関する研究
能見 清子	創価大学	中堅看護師の自己教育を促すための病棟看護管理者の支援行動指標の開発
土屋 さやか	宝塚大学	妊娠 10 か月の妊婦の体格認識と抑うつとの関連について
川寄 有紀	甲南女子大学	妊娠糖尿病既往女性の母乳育児が糖負荷試験に与える影響
肥後 雅子	大阪医科大学	脳損傷による意識障害患者の表情分析

Ⅲ. 国際学会発表助成

氏名	所属	研究テーマ	学会名・開催地
山田 小織	福岡女学院看護大学	Evaluation by community organization members of health-promotional activities of the organization and support from public health nurses	The 6th International Conference on Community Health Nursing Research 大韓民国・ソウル
金山 明子	東邦大学	Pierced earrings hole as a potential source of healthcare-associated infections (HAI)	American Society for Microbiology, 115th general meeting 米国・ニューオリンズ
ハーディング 優子	太成学院大学	Factors Affecting Sexual Function after Radiotherapy for Cervical Cancer 子宮頸がん放射線療法後の性機能に影響する要因	ENDA & WANS Congress 2015 ドイツ・ハノーファー

一般社団法人 日本私立看護系大学協会 加盟校一覧

(2016年7月16日現在、五十音順)

No.	大学名	学部学科名	〒	住所
1	愛知医科大学	看護学部看護学科	480-1195	愛知県長久手市岩作雁又 1-1
2	愛知きわみ看護短期大学	看護学科	491-0063	愛知県一宮市常願通 5-4-1
3	藍野大学	医療保健学部看護学科	567-0012	大阪府茨木市東太田 4-5-4
		短期大学部第一看護学科	567-0018	大阪府茨木市太田 3-9-25
		短期大学部第二看護学科	584-0076	大阪府富田林市青葉丘 11-1
4	青森中央学院大学	看護学部看護学科	030-0132	青森県青森市横内神田 12
	青森中央短期大学	看護学科		
5	秋田看護福祉大学	看護福祉学部看護学科	017-0046	秋田県大館市清水 2-3-4
6	朝日大学	保健医療学部看護学科	501-0296	岐阜県瑞穂市穂積 1851
7	足利工業大学	看護学部看護学科	326-8558	栃木県足利市大前町 268-1
8	飯田女子短期大学	看護学科	395-8567	長野県飯田市松尾代田 610
9	茨城キリスト教大学	看護学部看護学科	319-1295	茨城県日立市大みか町 6-11-1
10	岩手看護短期大学	看護学科	020-0751	岩手県滝沢市大釜千が窪 14-1
11	宇部フロンティア大学	人間健康学部看護学科	755-0805	山口県宇部市文京台 2-1-1
12	大阪青山大学	健康科学部看護学科	562-8580	大阪府箕面市新稲 2-11-1
13	大阪医科大学	看護学部看護学科	569-0095	大阪府高槻市八丁西町 7-6
14	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部看護学科	895-0011	鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365
15	活水女子大学	看護学部看護学科	856-0835	長崎県大村市久原 2-1246-3
16	神奈川工科大学	看護学部看護学科	243-0292	神奈川県厚木市下荻野 1030
17	神奈川歯科大学	短期大学部看護学科	238-8580	神奈川県横須賀市稲岡町 82
18	金沢医科大学	看護学部看護学科	920-0293	石川県河北郡内灘町大学 1-1
19	亀田医療大学	看護学部看護学科	296-0001	千葉県鴨川市横渚 462
20	川崎医療短期大学	看護科	701-0194	岡山県倉敷市松島 316
21	川崎医療福祉大学	医療福祉学部保健看護学科	701-0193	岡山県倉敷市松島 288
22	関西医療大学	保健看護学部保健看護学科	590-0482	大阪府泉南郡熊取町若葉 2-11-1
23	関西看護医療大学	看護学部看護学科	656-2131	兵庫県淡路市志筑 1456-4
24	関西国際大学	保健医療学部看護学科	673-0521	兵庫県三木市志染町青山 1-18
25	関西福祉大学	看護学部看護学科	678-0255	兵庫県赤穂市新田 380-3
26	関東学院大学	看護学部看護学科	236-8503	神奈川県横浜市金沢区六浦東 1-50-1
27	畿央大学	健康科学部看護医療学科	635-0832	奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
28	北里大学	看護学部看護学科	252-0329	神奈川県相模原市南区北里 2-1-1
29	吉備国際大学	保健医療福祉学部看護学科	716-8508	岡山県高梁市伊賀町 8
30	岐阜医療科学大学	保健科学部看護学科	501-3892	岐阜県関市市平賀字長峰 795-1

No.	大学名	学部学科名	〒	住所
31	岐阜聖徳学園大学	看護学部看護学科	501-6194	岐阜県岐阜市柳津町高桑西 1-1
32	岐阜保健短期大学	看護学科	500-8281	岐阜県岐阜市東鶉 2-92
33	九州看護福祉大学	看護福祉学部看護学科	865-0062	熊本県玉名市富尾 888
34	京都学園大学	健康医療学部看護学科	615-8577	京都府京都市右京区山ノ内五反田町 18
35	京都光華女子大学	健康科学部看護学科	615-0882	京都府京都市右京区西京極葛野町 38
36	京都橘大学	看護学部看護学科	607-8175	京都府京都市山科区大宅山田町 34
37	共立女子大学	看護学部看護学科	101-0051	東京都千代田区神田神保町 3-27
38	杏林大学	保健学部看護学科	181-8611	東京都三鷹市新川 6-20-2
39	桐生大学	医療保健学部看護学科	379-2392	群馬県みどり市笠懸町阿左美 606-7
40	金城大学	看護学部看護学科	924-0865	石川県白山市倉光 1-250
41	熊本保健科学大学	保健科学部看護学科	861-5598	熊本県熊本市北区和泉町 325
42	久留米大学	医学部看護学科	830-0003	福岡県久留米市東櫛原町 777-1
43	群馬医療福祉大学	看護学部看護学科	375-0024	群馬県藤岡市藤岡 787-2
44	群馬パース大学	保健科学部看護学科	370-0006	群馬県高崎市間屋町 1-7-1
45	慶應義塾大学	看護医療学部看護学科	252-0883	神奈川県藤沢市遠藤 4411
46	健康科学大学	看護学部看護学科	402-8580	山梨県都留市四日市場 909-2
47	高知学園短期大学	看護学科	780-0955	高知市旭天神町 292-26
48	甲南女子大学	看護リハビリテーション学部看護学科	658-0001	兵庫県神戸市東灘区森北町 6-2-23
49	神戸女子大学	看護学部看護学科	650-0046	兵庫県神戸市中央区港島中町 4-7-2
50	神戸常盤大学	保健科学部看護学科	653-0838	兵庫県神戸市長田区大谷町 2-6-2
		短期大学部看護学科通信制課程		
51	国際医療福祉大学	小田原保健医療学部看護学科	250-8588	神奈川県小田原市城山 1-2-25
52	国際医療福祉大学	成田看護学部看護学科	286-8686	千葉県成田市公津の杜 4-3
53	国際医療福祉大学	福岡看護学部看護学科	814-0001	福岡県福岡市早良区百道浜 1-7-4
54	国際医療福祉大学	保健医療学部看護学科	324-8501	栃木県大田原市北金丸 2600-1
55	埼玉医科大学	保健医療学部看護学科	350-1241	埼玉県日高市山根 1397-1
56	埼玉医科大学短期大学	看護学科	350-0495	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
57	佐久大学	看護学部看護学科	385-0022	長野県佐久市岩村田 2384
58	三育学院大学	看護学部看護学科	298-0297	千葉県夷隅郡大多喜町久我原 1500
59	産業医科大学	産業保健学部看護学科	807-8555	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1
60	山陽学園大学	看護学部看護学科	703-8501	岡山県岡山市中区平井 1-14-1
61	四国大学	看護学部看護学科	771-1192	徳島県徳島市応神町古川字戎子野 123-1
62	四條畷学園大学	看護学部看護学科	574-0001	大阪府大東市学園町 6-45
63	自治医科大	看護学部看護学科	329-0498	栃木県下野市薬師寺 3311-1
64	修文大学	看護学部看護学科	491-0938	愛知県一宮市日光町 6
65	淑徳大学	看護栄養学部看護学科	260-8703	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673

No.	大学名	学部学科名	〒	住所
66	純真学園大学	保健医療学部看護学科	815-8510	福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1
67	順天堂大学	医療看護学部看護学科	279-0023	千葉県浦安市高洲 2-5-1
68	順天堂大学	保健看護学部看護学科	411-8787	静岡県三島市大宮町 3-7-33
69	松蔭大学	看護学部看護学科	243-0124	神奈川県厚木市森の里若宮 9-1 厚木森の里キャンパス
70	城西国際大学	看護学部看護学科	283-8555	千葉県東金市求名 1
71	上智大学	総合人間科学部看護学科	161-8550	東京都新宿区下落合 4-16-11
72	昭和大学	保健医療学部看護学科	226-8555	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1865
73	椙山女学園大学	看護学部看護学科	464-8662	愛知県名古屋千種区星が丘元町 17-3
74	鈴鹿医療科学大学	看護学部看護学科	513-8670	三重県鈴鹿市南玉垣町 3500-3
75	聖泉大学	看護学部看護学科	521-1123	滋賀県彦根市肥田町 720
76	聖徳大学	看護学部看護学科	271-8555	千葉県松戸市岩瀬 550
77	西南女学院大学	保健福祉学部看護学科・助産別科	803-0835	福岡県北九州市小倉北区井堀 1-3-5
78	西武文理大学	看護学部看護学科	350-1336	埼玉県狭山市柏原新田 311-1
79	聖マリア学院大学	看護学部看護学科	830-8558	福岡県久留米市津福本町 422
80	聖隷クリストファー大学	看護学部看護学科	433-8558	静岡県浜松市北区三方原町 3453
81	聖路加国際大学	看護学部看護学科	104-0044	東京都中央区明石町 10-1
82	摂南大学	看護学部看護学科	573-0101	大阪府枚方市長尾峠町 45-1
83	仙台青葉学院短期大学	看護学科	984-0022	宮城県仙台市若林区五橋 3-5-75
84	千里金蘭大学	看護学部看護学科	565-0873	大阪府吹田市藤白台 5-25-1
85	創価大学	看護学部看護学科	192-8577	東京都八王子市丹木町 1-236
86	園田学園女子大学	人間健康学部人間看護学科	661-8520	兵庫県尼崎市南塚口町 7-29-1
87	太成学院大学	看護学部看護学科	587-8555	大阪府堺市美原区平尾 1060-1
88	高崎健康福祉大学	保健医療学部看護学科	370-0033	群馬県高崎市中大類町 501
89	宝塚大学	看護学部看護学科	530-0012	大阪府大阪市北区芝田 1-13-16
90	千葉科学大学	看護学部看護学科	288-0025	千葉県銚子市潮見町 15-8
91	中京学院大学	看護学部看護学科	509-6192	岐阜県瑞浪市土岐町 2216
92	中部大学	生命健康科学部保健看護学科	487-8501	愛知県春日井市松本町 1200
93	中部学院大学	看護リハビリテーション学部看護学科	501-3993	岐阜県関市桐ヶ丘 2-1
94	つくば国際大学	医療保健学部看護学科	300-0051	茨城県土浦市真鍋 6-8-33
95	帝京大学	医療技術学部看護学科	173-8605	東京都板橋区加賀 2-11-1
96	帝京大学	福岡医療技術学部看護学科	836-0037	福岡県大牟田市岬町 6-22
97	帝京科学大学	医療科学部看護学科	120-0045	東京都足立区千住桜木 2-2-1
98	帝京平成大学	地域医療学部看護学科	290-0192	千葉県市原市ちはら台西 6-19
99	帝京平成大学	ヒューマンケア学部看護学科	164-8530	東京都中野区中野 4-21-2
100	天使大学	看護栄養学部看護学科	065-0013	北海道札幌市東区北 13 条東 3-1-30
101	天理医療大学	医療学部看護学科	632-0018	奈良県天理市別所町 80-1

No.	大学名	学部学科名	〒	住所
102	東海大学	健康科学部看護学科	259-1193	神奈川県伊勢原市下糟屋 143
103	東海大学医療技術短期大学	看護学科	259-1207	神奈川県平塚市北金目 4-1-2
104	東京有明医療大学	看護学部看護学科	135-0063	東京都江東区有明 2-9-1
105	東京医科大学	医学部看護学科	160-8402	東京都新宿区新宿 6-1-1
106	東京医療学院大学	保健医療学部看護学科	206-0033	東京都多摩市落合 4-11
107	東京医療保健大学	医療保健学部看護学科	141-8648	東京都品川区東五反田 4-1-17
108	東京医療保健大学	東が丘・立川看護学部看護学科	152-8558	東京都目黒区東が丘 2-5-1
109	東京家政大学	看護学部看護学科	350-1398	埼玉県狭山市稲荷山 2-15-1
110	東京工科大学	医療保健学部看護学科	144-8535	東京都大田区西蒲田 5-23-22
111	東京慈恵会医科大学	医学部看護学科	182-8570	東京都調布市国領町 8-3-1
112	東京女子医科大学	看護学部看護学科	162-8666	東京都新宿区河田町 8-1
113	同志社女子大学	看護学部看護学科	610-0395	京都府京田辺市興戸
114	東都医療大学	ヒューマンケア学部看護学科	366-0052	埼玉県深谷市上柴町西 4-2-11
115	東邦大学	看護学部看護学科	143-0015	東京都大田区大森西 4-16-20
116	東北福祉大学	健康科学部保健看護学科	981-8522	宮城県仙台市青葉区国見 1-8-1
117	東北文化学園大学	医療福祉学部看護学科	981-8551	宮城県仙台市青葉区国見 6-45-1
118	徳島文理大学	保健福祉学部看護学科	770-8514	徳島県徳島市山城町西浜傍示 180
119	常葉大学	健康科学部看護学科	420-0831	静岡県静岡市葵区水落町 1-30
120	獨協医科大学	看護学部看護学科	321-0293	栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
121	鳥取看護大学	看護学部看護学科	682-8555	鳥取県倉吉市福庭 854
122	富山福祉短期大学	看護学科	939-0341	富山県射水市三ヶ 579
123	豊橋創造大学	保健医療学部看護学科	440-8511	愛知県豊橋市牛川町字松下 20-1
124	奈良学園大学	保健医療学部看護学科	631-8524	奈良県奈良市中登美ヶ丘 3-15-1
125	新潟医療福祉大学	健康科学部看護学科	950-3198	新潟県新潟市北区鳥見町 1398
126	新潟青陵大学	看護学部看護学科	951-8121	新潟県新潟市中央区水道町 1-5939
127	日本医療大学	保健医療学部看護学科	004-0839	北海道札幌市清田区真栄 434-1
128	日本医療科学大学	保健医療学部看護学科	350-0435	埼玉県入間郡毛呂山町下川原 1276
129	日本赤十字秋田看護大学	看護学部看護学科	010-1493	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢 17-3
130	日本赤十字看護大学	看護学部看護学科	150-0012	東京都渋谷区広尾 4-1-3
131	日本赤十字九州国際看護大学	看護学部看護学科	811-4157	福岡県宗像市アスティ 1-1
132	日本赤十字豊田看護大学	看護学部看護学科	471-8565	愛知県豊田市白山町七曲 12-33
133	日本赤十字広島看護大学	看護学部看護学科	738-0052	広島県廿日市市阿品台東 1-2
134	日本赤十字北海道看護大学	看護学部看護学科	090-0011	北海道北見市曙町 664-1
135	日本福祉大学	看護学部看護学科	477-0031	愛知県東海市大田町川南新田 229
136	日本保健医療大学	保健医療学部看護学科	340-0113	埼玉県幸手市幸手 1961-2
137	人間環境大学	看護学部看護学科	474-0035	愛知県大府市江端町 3-220

No.	大学名	学部学科名	〒	住所
138	人間総合科学大学	保健医療学部看護学科	339-8555	埼玉県さいたま市岩槻区太田字新正寺曲輪 354-3
139	梅花女子大学	看護保健学部看護学科	567-8578	大阪府茨木市宿久庄 2-19-5
140	白鳳短期大学	総合人間学科看護学専攻	636-0011	奈良県王寺町葛下 1-7-17
141	八戸学院大学	健康医療学部看護学科	031-8588	青森県八戸市美保野 13-98
	八戸学院短期大学	看護学科	031-0844	青森県八戸市美保野 13-384
142	姫路大学	看護学部看護学科	671-0101	兵庫県姫路市大塩町 2042-2
143	姫路獨協大学	看護学部看護学科	670-8524	兵庫県姫路市上大野 7-2-1
144	兵庫大学	健康科学部看護学科	675-0195	兵庫県加古川市平岡町新在家 2301
145	兵庫医療大学	看護学部看護学科	650-8530	兵庫県神戸市中央区港島 1-3-6
146	弘前医療福祉大学	保健学部看護学科	036-8102	青森県弘前市大字小比内 3-18-1
147	弘前学院大学	看護学部看護学科	036-8577	青森県弘前市稔町 13-1
148	広島国際大学	看護学部看護学科	737-0112	広島県呉市広古新開 5-1-1
149	広島都市学園大学	健康科学部看護学科	734-0014	広島県広島市南区宇品西 5-13-18
150	広島文化学園大学	看護学部看護学科	737-0004	広島県呉市阿賀南 2-10-3
151	福岡大学	医学部看護学科	814-0180	福岡県福岡市城南区七隈 7-45-1
152	福岡女学院看護大学	看護学部看護学科	811-3113	福岡県古賀市千鳥 1-1-7
153	福山平成大学	看護学部看護学科	720-0001	広島県福山市御幸町上岩成正戸 117-1
154	藤田保健衛生大学	医療科学部看護学科	470-1192	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98
155	佛教大学	保健医療技術学部看護学科	603-8301	京都府京都市北区紫野北花ノ坊 96
156	文京学院大学	保健医療技術学部看護学科	113-8668	東京都文京区向丘 1-19-1
157	平成医療短期大学	看護学科	501-1131	岐阜県岐阜市黒野 180
158	北海道医療大学	看護福祉学部看護学科	061-0293	北海道石狩郡当別町金沢 1757
159	北海道科学大学	保健医療学部看護学科	006-8585	北海道札幌市手稲区前田 7 条 15-4-1
160	北海道文教大学	人間科学部看護学科	061-1449	北海道恵庭市黄金中央 5-196-1
161	松本短期大学	看護学科	399-0033	長野県松本市笹賀 3118
162	武庫川女子大学	看護学部看護学科	663-8558	兵庫県西宮市池開町 6-46
163	武蔵野大学	看護学部看護学科	202-8585	東京都西東京市新町 1-1-20
164	明治国際医療大学	看護学部看護学科	629-0392	京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6-1
165	目白大学	看護学部看護学科	339-8501	埼玉県さいたま市岩槻区浮谷 320
166	森ノ宮医療大学	保健医療学部看護学科	559-8611	大阪府大阪市住之江区南港北 1-26-16
167	安田女子大学	看護学部看護学科	731-0153	広島県広島市安佐南区安東 6-13-1
168	四日市看護医療大学	看護学部看護学科	512-8045	三重県四日市市萱生町 1200
169	横浜創英大学	看護学部看護学科	226-0015	神奈川県横浜市緑区三保町 1
170	了徳寺大学	健康科学部看護学科	279-8567	千葉県浦安市明海 5-8-1

一般社団法人 日本私立看護系大学協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本私立看護系大学協会と称し、英文を Japan Society of Private Colleges and Universities of Nursing と表示する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我が国の看護学教育、看護研究機関としての私立看護系大学（看護学部あるいは看護学科を設置する私立大学・短期大学（以下「私立看護系大学」という。））の重要性に鑑み、私立看護系大学の教育・研究及び経営に関する研究調査並びに会員相互の提携と協力によって、私立看護系大学の振興を図り、その使命達成に寄与し、もって我が国の看護及び看護学教育・研究の進歩発展に貢献することを目的とする。

(事 業 活 動)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 私立看護系大学の教育・研究の充実向上に関する事業
- (2) 私立看護系大学の運営・経営の強化に関する事業
- (3) 関係機関との連携・協力等に関する社会的事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し入会した私立看護系大学（以下「会員校」という。）から推薦された教職員で看護学教育・研究に責任ある教授等、大学経営・運営に責任ある理事長、学長、事務局長等のうち3名
- (2) 賛助会員 この法人の事業活動を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人の活動に特に功労のあった者で理事会の決議をもって承認されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人に入会しようとする私立看護系大学、個人又は団体は、別に定める入会規程に従い入会を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。ただし名誉会員は入会の手続きを要せず、理事会の決議と本人の承諾をもって名誉会員とする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人に入会しようとする私立看護系大学は、入会時に入会金 20 万円を納入しなければならない。

2 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 会員校年額 30 万円
- (2) 賛助会員年額 10 万円（1 口）

3 名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

4 本条の会費は、一般法人法第 27 条に定めるところの経費とする。

(退 会)

第 8 条 会員校又は賛助会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 14 条第 2 号に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 前条により除名されたとき
- (3) 会費の納入が継続して 1 年以上なされなかったとき
- (4) 総正会員が同意したとき
- (5) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社 員 総 会

(種 類)

第 12 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構 成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開 催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 4 か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 正会員議決権数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき

(招 集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求を受理した日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会の招集は、開催日の一週間前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める方法による招集の場合は、開催日の二週間前に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故等による支障があるときは、副会長がその職務を代行する。

(決 議)

第 18 条 総会は、正会員現在数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き決議をすることができない。

2 総会の議事は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、正会員である出席者の過半数をもって可決する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

第 19 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、その議決権を他の正会員又はその正会員が所属する会員校の教職員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

3 前 2 項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び社員総会で指名された議事録署名人 2 名以上が署名捺印しなければならない。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員)

第24条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 16 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2 名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち 1 名を一般社団法人法第 91 条第 2 項に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員選出)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事の選任は、社員総会においてあらかじめ推薦された会員校の会員 1 名を理事候補者とし、第 18 条第 4 項に規定する方法により選出する。
- 3 会長は理事の互選によるものとし、理事会が選任する。
- 4 副会長及び業務執行理事は会長が推薦する者について理事会が選任する。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事は理事会を組織し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 業務執行理事は事務局を統括する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告書等を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対

し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することができない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 一般社団法人法第63条第2項の規定により補欠としてあらかじめ選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第3項に定める社員総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関する必要な事項は、社員総会の決議によって別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び相談役)

第33条 この法人は、名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人歴代会長で、この法人の行う事業執行に功績あった者の中から、理事会において選任する。

3 相談役は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第34条 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事及び業務執行理事並びに役付理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の解除の締結

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会又は臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号の規定による場合は理事が、前条第3項第4号の規定による場合は監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等による支障があるときは、副会長がその任にあたる。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議 事 録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告には適用しない。

(理事会運営規則)

第 44 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 45 条 この法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第 46 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 この法人は、第 57 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第 48 条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項の基金の返還の手続については、理事会の決議によって定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 49 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 この法人の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下、計算書類等という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第53条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第18条第2項に定める社員総会の決議によらなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計の原則)

第54条 この法人の会計処理の基準は、公益法人会計基準の定めるところによる。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、第18条第3項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第56条 この法人は、第18条第3項に定める社員総会の決議によって他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条第3項に定める社員総会の決議によって、解散することができる。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第59条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第61条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可等及び登記に関する書類

- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 63 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 62 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公 告)

第 64 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。ただし、貸借対照表に係る情報の提供は、インターネットを使用する方法により行う。

第 13 章 補 則

(委 任)

第 65 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

氏 名

2 本会設立日に旧会の名簿に登録されている会員（正会員、賛助会員、名誉会員）は、本会設立の効力発生をもって、定款第 5 条の定めに基づく本会の会員とみなす。

3 この法人の設立当初の役員は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事

設立時監事

設立時代表理事

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 51 条の規定にかかわらず、設立時社員が定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

6 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び財団法人に関する法律その他の法令に従う。

平成 21 年 12 月 1 日 公証人認証

平成 21 年 12 月 1 日 法人設立

平成 27 年 7 月 3 日 一部改正

平成 28 年 7 月 16 日 一部改正

日本私立看護系大学協会 役員名簿 (平成 18 年度～平成 27 年度)

(役職名・所属は就任当時)

平成 18 年度		
役職	氏名	所属 (大学名)
会長	堺 隆弘	日本赤十字武蔵野短期大学
理事	土井 まつ子	愛知医科大学
理事	矢野 正子	藍野大学
理事	高平 百合子	鹿児島純心女子大学
理事	宇野 恵子	川崎医療短期大学
理事	二塚 信	九州看護福祉大学
理事	島内 節	国際医療福祉大学
理事	川本 利恵子	産業医科大学
理事	近藤 潤子	天使大学
理事	溝口 満子	東海大学
理事	櫻井 美代子	東京慈恵会医科大学
理事	時光 直樹	日本赤十字秋田短期大学
理事	松木 光子	日本赤十字北海道看護大学
理事	阿保 順子	北海道医療大学
指名理事	森 美智子	日本赤十字秋田短期大学
監事	深瀬 須加子	聖隷クリストファー大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学

平成 19 年度		
役職	氏名	所属 (大学名)
会長	堺 隆弘	日本赤十字武蔵野短期大学
理事	土井 まつ子	愛知医科大学
理事	矢野 正子	藍野大学
理事	高平 百合子	鹿児島純心女子大学
理事	宇野 恵子	川崎医療短期大学
理事	二塚 信	九州看護福祉大学
理事	島内 節	国際医療福祉大学
理事	嵐谷 奎一	産業医科大学
理事	近藤 潤子	天使大学
理事	溝口 満子	東海大学
理事	櫻井 美代子	東京慈恵会医科大学
理事	宮堀 真澄	日本赤十字秋田短期大学
理事	石井 トク	日本赤十字北海道看護大学
理事	野川 道子	北海道医療大学
指名理事	森 美智子	日本赤十字秋田短期大学
監事	藤生 君江	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学

平成 20 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
副会長	溝口 満子	東海大学
理事	土井 まつ子	愛知医科大学
理事	中桐 佐智子	藍野大学
理事	小川 英行	岩手看護短期大学
理事	高平 百合子	鹿児島純心女子大学
理事	尾瀬 裕	吉備国際大学
理事	二塚 信	九州看護福祉大学
理事	飯田 加奈恵	杏林大学
理事	島内 節	国際医療福祉大学
理事	岡部 恵子	埼玉医科大学
理事	菅原 スミ	昭和大学
理事	石井 トク	日本赤十字北海道看護大学
理事	野川 道子	北海道医療大学
指名理事	森 美智子	日本赤十字秋田短期大学
監事	藤生 君江	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長

平成 21 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
副会長	溝口 満子	東海大学
理事	土井 まつ子	愛知医科大学
理事	中桐 佐智子	藍野大学
理事	小川 英行	岩手看護短期大学
理事	高平 百合子	鹿児島純心女子大学
理事	尾瀬 裕	吉備国際大学
理事	二塚 信	九州看護福祉大学
理事	飯田 加奈恵	杏林大学
理事	島内 節	国際医療福祉大学
理事	岡部 恵子	埼玉医科大学
理事	菅原 スミ	昭和大学
理事	石井 トク	日本赤十字北海道看護大学
理事	野川 道子	北海道医療大学
指名理事	森 美智子	日本赤十字秋田看護大学
監事	藤生 君江	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	前会長

平成 22 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
副会長	溝口 満子	東海大学
理事	土井 まつ子	愛知医科大学
理事	中桐 佐智子	藍野大学
理事	小川 英行	岩手看護短期大学
理事	木村 孝子	鹿児島純心女子大学
理事	尾瀬 裕	吉備国際大学
理事	二塚 信	九州看護福祉大学
理事	飯田 加奈恵	杏林大学
理事	鎌田 美智子	神戸常盤大学
理事	島内 節	国際医療福祉大学
理事	岡部 恵子	埼玉医科大学
理事	菅原 スミ	昭和大学
理事	菱沼 典子	聖路加看護大学
理事	石井 トク	日本赤十字北海道看護大学
理事	佐々木 秀美	広島文化学園大学
理事	野川 道子	北海道医療大学
業務執行理事	森 美智子	日本赤十字秋田看護大学
監事	守本 とも子	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	前会長

平成 23 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	二塚 信	九州看護福祉大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
理事	八島 妙子	愛知医科大学
理事	御供 泰治	愛知さわかみ看護短期大学
理事	中桐 佐智子	藍野大学
理事	藤村 真弓	茨城キリスト教大学
理事	小川 英行	岩手看護短期大学
理事	高橋 眞理	北里大学看護学部
理事	尾瀬 裕	吉備国際大学
理事	鎌田 美智子	神戸常盤大学
理事	福島 道子	国際医療福祉大学
理事	菅原 スミ	昭和大学
理事	菱沼 典子	聖路加看護大学
理事	星 直子	帝京大学
理事	塚本 康子	新潟医療福祉大学
理事	高田 早苗	日本赤十字看護大学
理事	佐々木 秀美	広島文化学園大学
財務担当理事	長澤 正志	淑徳大学
業務執行理事	野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学
監事	守本 とも子	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	前会長

平成 24 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	二塚 信	九州看護福祉大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
理事	八島 妙子	愛知医科大学
理事	御供 泰治	愛知さわかみ看護短期大学
理事	中桐 佐智子	藍野大学
理事	津田 茂子	茨城キリスト教大学
理事	小川 英行	岩手看護短期大学
理事	高橋 眞理	北里大学
理事	尾瀬 裕	吉備国際大学
理事	鎌田 美智子	神戸常盤大学
理事	福島 道子	国際医療福祉大学
理事	菅原 スミ	昭和大学
理事	菱沼 典子	聖路加看護大学
理事	星 直子	帝京大学
理事	塚本 康子	新潟医療福祉大学
理事	高田 早苗	日本赤十字看護大学
理事	佐々木 秀美	広島文化学園大学
財務担当理事	長澤 正志	淑徳大学
業務執行理事	野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学
監事	守本 とも子	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	前会長

平成 25 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	二塚 信	九州看護福祉大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
理事	御供 泰治	愛知さわかみ看護短期大学
理事	津田 茂子	茨城キリスト教大学
理事	小川 英行	岩手看護短期大学
理事	黒田 裕子	北里大学
理事	荒賀 直子	甲南女子大学
理事	鎌田 美智子	神戸常盤大学
理事	福島 道子	国際医療福祉大学
理事	菅原 スミ	昭和大学
理事	伊藤 直子	西南女学院大学
理事	菱沼 典子	聖路加看護大学
理事	大西 香代子	園田学園女子大学
理事	星 直子	帝京大学
理事	塚本 康子	新潟医療福祉大学
理事	高田 早苗	日本赤十字看護大学
理事	佐々木 秀美	広島文化学園大学
財務担当理事	長澤 正志	淑徳大学
業務執行理事	野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学
監事	守本 とも子	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加看護大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	前会長

平成 26 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	近藤 潤子	天使大学
副会長	矢野 正子	聖マリア学院大学
理事	御供 泰治	愛知さわかみ看護短期大学
理事	山本 真千子	茨城キリスト教大学
理事	林 優子	大阪医科大学
理事	クローズ 幸子	亀田医療大学
理事	島袋 香子	北里大学
理事	荒賀 直子	甲南女子大学
理事	鎌田 美智子	神戸常盤大学
理事	福島 道子	国際医療福祉大学
理事	伊藤 直子	西南女学院大学
理事	菱沼 典子	聖路加国際大学
理事	大西 香代子	園田学園女子大学
理事	星 直子	帝京大学
理事	高木 廣文	東邦大学
理事	塚本 康子	新潟医療福祉大学
理事	高田 早苗	日本赤十字看護大学
理事	佐々木 秀美	広島文化学園大学
財務担当理事	長澤 正志	淑徳大学
業務執行理事	野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学
監事	岡田 由香	岐阜医療科学大学
監事	井部 俊子	聖路加国際大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	前会長

平成 27 年度		
役職	氏名	所属（大学名）
会長	井部 俊子	聖路加国際大学
副会長	佐々木 秀美	広島文化学園大学
理事	山本 真千子	茨城キリスト教大学
理事	林 優子	大阪医科大学
理事	前山 直美	神奈川歯科大学短期大学部
理事	恵美須 文枝	亀田医療大学
理事	島袋 香子	北里大学
理事	荒賀 直子	甲南女子大学
理事	鎌田 美智子	神戸常盤大学
理事	坪倉 繁美	国際医療福祉大学
理事	伊藤 直子	西南女学院大学
理事	大西 香代子	園田学園女子大学
理事	星 直子	帝京大学
理事	出野 慶子	東邦大学
理事	大島 弓子	豊橋創造大学
理事	塚本 康子	新潟医療福祉大学
理事	高田 早苗	日本赤十字看護大学
理事	小山 眞理子	日本赤十字広島看護大学
財務担当理事	長澤 正志	淑徳大学
業務執行理事	野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学
監事	岡田 由香	岐阜医療科学大学
監事	太田 喜久子	慶應義塾大学
名誉会長	日野原 重明	初代会長
名誉会長	樋口 康子	元会長
名誉会長	堺 隆弘	元会長

40 周年記念事業準備委員会委員一覧

◎ 記念式典委員会

委員長	野口 眞弓	(日本赤十字豊田看護大学)
	飯田 加奈恵	(城西国際大学)
	河津 芳子	(目白大学)
	クローズ 幸子	(亀田医療大学)
	近藤 潤子	(天使大学)
	高木 廣文	(共立女子大学)
	筒井 真優美	(日本赤十字看護大学)
	福島 富士子	(東邦大学)

◎ 記念誌委員会

委員長	島袋 香子	(北里大学)
	岡田 由香	(岐阜医療科学大学)
	北 素子	(東京慈恵会医科大学)
	小島 ひで子	(北里大学)
	林 優子	(大阪医科大学)
	福島 道子	(徳島文理大学)

◎ 事務局

日本私立看護系大学協会事務局

40 周年記念行事を終えて

40 周年記念事業準備委員会 委員長

野口 眞弓

2016 年は本協会の 40 周年にあたるため、理事会は 7 月 16 日に記念式典、記念講演会、シンポジウム、懇親会の開催を、また記念誌の発行を計画しました。そこで、私どもの委員会は記念行事担当グループと記念誌担当グループに分かれてそれぞれ企画・実施に当たりました。

記念講演会の講演者には、ペンシルベニア大学の Jane Barnsteiner 先生をお招きし、「看護実践を変える教育改革—Quality and Safety Education for Nurses—」と題して講演していただきました。シンポジウムは「看護実践をかえるためのカリキュラム改革」をテーマとし、Barnsteiner 先生が「米国におけるカリキュラムと臨地実習の実際」、亀田医療大学のクローズ幸子先生が「臨地実習の根本改革」、東邦大学の横井郁子先生が「TOHO いえラボプロジェクト—これからの看護師“まち”のなかの“いえ”で学ぶ」と題する発表をしてくださいました。会場からは活発な質問が寄せられ、たいへん充実した時間となりました。記念講演とシンポジウムの概要は、この記念誌に掲載しております。

本協会の節目となる行事を無事終えることができたのは、担当委員の皆さまのご協力のお陰です。Barnsteiner 先生との連絡調整と講演原稿およびシンポジウム発表原稿の翻訳をしてくださったクローズ幸子先生（亀田医療大学）、シンポジウムの司会をしてくださった筒井真優美先生（日本赤十字看護大学）、記念式典と記念講演会の司会をしてくださった河津芳子先生（目白大学）、翻訳の監修をしてくださった近藤潤子先生（天使大学）、パンフレットを作成してくださった福島富士子先生（東邦大学）、祝賀会の司会進行を務めてくださった飯田加奈恵先生（城西国際大学）、祝賀会の音楽演奏を手配してくださった高木廣文先生（共立女子大学）、そして協会事務局の皆さまに心から感謝申し上げます。

編集後記

40 周年記念誌委員会 委員長

島袋 香子

40 周年記念誌委員会では、本協会のこれまでの活動の軌跡を残すとともに、今後の発展に向けた資料となることを目標に、記念誌の内容を企画いたしました。40 周年事業の柱である記念講演会・シンポジウムは、シンポジストや参加者の思いも伝えられるよう討議内容を含めて掲載しております。座談会Ⅰでは、理事として本協会の活動にご尽力頂いた先生方に今後の展望に向けたお話をさせていただきました。また、座談会Ⅱでは、記念講演会・シンポジウムに参加いただいた会員校の先生方に、シンポジウムでの提言を踏まえ、それぞれの立場から私立看護系大学の現状や展望についてお話いただき、本協会の活動に対するご意見についてお話させていただきました。本協会の活動は活発に続けられており、多くの資料が残されております。その資料を活動の軌跡がわかるよう事務局に整理していただきました。2つの座談会からは、貴重なご意見が提示されており、活動資料からは本協会の役割の重要性が見えてきます。40 周年記念誌が、次の 10 年に向かうための基盤資料になれば幸いです。

お忙しい中、40 周年記念誌のためにご協力いただきました先生方に深く、感謝申し上げます。また、事務局の皆様には、不慣れな状況の中で記念誌委員会にお力添えいただきました。この場を借りて篤く御礼申し上げます。

一般社団法人日本私立看護系大学協会結成

40 周年記念誌

2017 年 2 月 20 日 印刷

2017 年 2 月 28 日 発行

発 行：一般社団法人 日本私立看護系大学協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-6-10 近清堂ビル 6 階

TEL 03-6261-2071

制作・印刷：新日本編集企画

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 342

TEL 03-3269-6441

40th Anniversary